訴　　状

２００８年７月４日

東京地方裁判所民事部　御中

原告ら訴訟代理人　弁護士　　土　　屋　　公　　献

外

（別紙原告代理人目録記載のとおり）

中華人民共和国成都市青羊区陝西街２６６号３棟２単元４号

原　　告　　呉　　及　　義

外２１名（別紙原告目録記載のとおり）

〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

被　　告　　国

上記代表者法務大臣　　鳩　　山　　邦　　夫

謝罪及び損害賠償請求事件

訴訟物の価格	２億２００２万２７８５円
ちょう用印紙額	訴訟救助申立中
予納郵券	６４００円

第１　請求の趣旨

１　被告は、各原告に対し別紙謝罪文を交付し、かつ同謝罪文を官報に掲載せよ。

２　被告は、原告らに対し、それぞれ金１０００万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

３　訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び２項につき仮執行の宣言を求める。

第２　請求の原因

目　　次

１　本件訴訟の概要　４頁
(1) 成都爆撃を含む重慶大爆撃の加害責任を問う
(2) 戦略爆撃としての成都爆撃を含む重慶大爆撃
(3) ２１世紀になって初めて裁かれる成都爆撃を含む重慶大爆撃
２　原告らが本件提訴に及んだ理由　９頁
(1) 第一次重慶大爆撃訴訟の提訴
(2) 本件第二次重慶大爆撃訴訟（成都爆撃訴訟）の提訴に至る経緯
３　被告の加害行為－日本軍の成都爆撃を含む重慶大爆撃　18頁
(1) 抗日戦争中の首都重慶
(2) 抗日戦争中の大後方四川省の省都成都
(3) 日本軍の重慶大爆撃以前の中国爆撃
(4) 成都爆撃を含む重慶大爆撃の概要
(5) 現重慶市に対する１９３８年の大爆撃
(6) 現重慶市に対する１９３９年の大爆撃――「５・３（ウーサン）、５・４（ウースー）」など
(7) 現重慶市に対する１９４０年の大爆撃――「１０１号作戦」など
(8) 現重慶市に対する１９４１年の大爆撃――「６・５隧道大惨案」、「１０２号作戦」など
(9) 現重慶市に対する１９４３年の大爆撃
(10) 楽山市への爆撃
(11) 自貢市への爆撃
(12) 成都市への爆撃

４　成都爆撃を含む重慶大爆撃による被害　69頁
(1) ５年半にわたる重慶大爆撃の被害の規模について
(2) １９３８年の現重慶市の爆撃被害
(3) １９３９年の現重慶市の爆撃被害
(4) １９４０年の現重慶市の爆撃被害
(5) １９４１年の現重慶市の爆撃被害
(6) １９４３年の現重慶市の爆撃被害
(7) 楽山市の爆撃被害
(8) 自貢市の爆撃被害
(9) 成都市の爆撃被害
(10) 原告らの被害
５　成都爆撃を含む重慶爆撃の違法性　116頁
(1) 空爆と国際法規
(2) 空爆と国際法
(3)「空戦に関する規則案」の国際慣習法化を裏付ける事実（１）
(4)「空戦に関する規則案」の国際慣習法化を裏付ける事実（2）
(5) 空爆に関する「無防守都市」の意義
(6) 重慶爆撃は国際慣習法に違反して違法である
６　被告の責任　132頁
(1) 重慶大爆撃被害者の損害賠償請求の権利
(2) ハーグ条約第３条に基づく損害賠償請求権及び謝罪請求権
(3) 日本民法にもとづく損害賠償請求権及び謝罪請求権
(4) 条理に基づく謝罪及び損害賠償請求
(5) 立法不作為による不法行為に基づく謝罪及び損害賠償請求
(6) 行政不作為による不法行為に基づく謝罪及び損害賠償請求
７　損害　139頁
８　結語　140頁
参考資料
原告目録
原告訴訟代理人目録

１　本件訴訟の概要

(1) 成都爆撃を含む重慶大爆撃の加害責任を問う

本件訴訟は、日本の中国侵略戦争中、四川省成都市に対する日本軍の航空部隊が行った空爆によって被害を受けた原告らが、加害国である被告日本に謝罪と賠償を求める裁判である。

本件訴訟の原告は、四川省成都市の爆撃被害者の２２名であるが、いずれも日本軍の爆撃で肉親を殺されたり自分自身が重傷を負った者であるか、あるいは家屋の全壊などの重大な財産被害を被った者である。

ここで「重慶大爆撃」の概念と「成都爆撃」の概念の関係について述べておと、本件訴訟では、日本軍の航空部隊が重慶市（１９９７年から直轄市）と四川省（上記成都市や楽山市や自貢市などを含む）に加えた爆撃を総称して「重慶大爆撃」という。

従って、本件訴訟は、あくまで重慶大爆撃の一環である成都爆撃に関する被告の加害責任を問うものであるが、成都爆撃に関する加害と被害の事実関係を正確に明らかにするためには成都爆撃を含む重慶大爆撃の全体像を明らかにする必要がある。このため本件訴訟では、成都爆撃以外の重慶大爆撃の被害地、例えば、現在の直轄市の重慶市の範囲に対する爆撃および四川省の楽山市や自貢市に対する爆撃についても加害と被害の事実関係について主張することとする。

ところで、東京地方裁判所には、すでに２００６年３月３０日に成都爆撃以外の重慶大爆撃の被害地（具体的には、現直轄市である重慶市や四川省楽山市・自貢市）の被害者が原告となり日本国を被告にした関連訴訟を提訴しており、同訴訟は現在貴裁判所民事第１３部に係属して審理されている（原告数は後述する通り計４０名である）。

本件訴訟の原告は、先行する２００６年提訴の上記訴訟の原告と連携しながら被害調査および訴訟準備を行ってきており、二つの爆撃訴訟は提訴

の経緯や提訴の意図・位置づけにおいて極めて密接に関連している。

従って、本件訴訟では、２００６年提訴の上記訴訟を「第一次重慶大爆撃訴訟」と位置づけ、本件訴訟の方を「第二次重慶大爆撃訴訟」と位置づけていることを本訴状冒頭で明らかにしておきたい。

次に、本件成都爆撃を含む重慶大爆撃の概要について述べる。

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、１９３８年2月から１９４４年１２月までの６年１０ヶ月にわたっている。その開始時期は中華民国の首都南京が１９３７年１２月に日本軍に占領された直後である。このうち、成都爆撃は、１９３８年１１月に開始され、最終的には１９４４年１２月まで続いている。

周知のとおり重慶大爆撃の期間を含む抗日戦争中の重慶市は、南京市にかわる中華民国の新首都であった。

日本軍の成都爆撃を含む重慶大爆撃の狙いは、抗日戦争中の中国の新首都である重慶市およびこれを支える周辺の四川省地域を徹底的に壊滅して抗日戦争を戦っている中国と中国人民の戦争継続意志をたたきつぶそうとするところにあった。

現重慶市と四川省を合わせた重慶大爆撃（成都爆撃を含む）の死傷者総数は１０万人を超えているし、また重慶大爆撃で家屋や店舗を失った人は１００万人の規模にのぼる。

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、以上に述べたように中国の一般住民の生命・身体、さらに財産に対して計り知れない損害と苦しみをもたらしたものであり、日本軍が中国に行った重大な戦争犯罪の一つである。

本件訴訟は、成都爆撃を含む重慶大爆撃の加害と被害の事実を明らかにして重慶大爆撃の違法性と被告の加害責任を問う裁判であり、加害国日本の「謝罪と賠償」の法的責任の認定をかちとり成都爆撃の爆撃被害者である原告の人間の尊厳を回復する裁判である。

(2) 戦略爆撃としての成都爆撃を含む重慶大爆撃

日本軍の成都爆撃を含む重慶大爆撃は、上記(1)で述べた日本軍の狙いから明らかなように都市機能とそこに住む一般住民に甚大な被害を生み出すこと自体を爆撃目的としていた。

従って、重慶大爆撃はもともと軍事目標を爆撃対象としていない無差別爆撃であり、「戦略爆撃」と呼ばれる航空作戦であった。

重慶大爆撃は、上記の戦略爆撃を世界的にも初めて本格的に実施したものであった。重慶大爆撃以降、第二次世界大戦の中で欧州のイギリスとドイツで、さらに日本に対する大規模な空爆へと拡大した。その延長に広島・長崎への原爆投下が強行された。

重慶大爆撃で実質的に誕生したと言える戦略爆撃理論は、第二次世界大戦後の軍事戦略に採り入れられて、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、さらには現代におけるコソボ空爆やアフガニスタン空爆、イラク空爆へと継承されてきた。また弾道ミサイルと核爆弾による敵国国民を人質にとった核戦略を生み出し発展させた。

以上のとおり、日本軍が行った重慶大爆撃は、決して閉じた過去の出来事ではなく、２０世紀後半から２１世紀にいたる「空からの戦争」の時代の第 1 頁を開けた歴史を画する出来事であり、歴史への重い責任を負った事件なのである。

本件訴訟は、人間の尊厳を回復するために立ち上がった成都爆撃の被害者である原告らの眼差しから、現在も世界を支配している「戦略爆撃」という軍事戦略とその思想を裁き、その非人間性と残虐さを告発する裁判である。

(3) ２１世紀になって初めて裁かれる成都爆撃を含む重慶大爆撃

重慶大爆撃の当時、国際法の世界では、軍事目標主義を掲げた空戦法規案（１９２３年）を実質的内容とする空爆制限に関する国際慣習法が成立していた。

このため１９３７年に日本軍が上海、南京に対する都市爆撃を強行した段階で、アメリカ、イギリスなどの諸国や国際連盟は、日本軍が意図的に軍事目標ではない都市機能と一般住民を爆撃対象としたことを強く非難し、爆撃中止を要求していた。

しかし、日本軍は、上海、南京に対する爆撃は適法との立場をとり、中国に対する都市爆撃を継続した。重慶大爆撃は、そのような日本軍の認識から最も大規模に行われた空爆であるが、その実態は最も徹底した無差別爆撃であり、最も悲惨で残虐な被害を一般住民にもたらしたものであった。

重慶大爆撃が中国の一般住民に対する残虐な大量殺戮であった事実に照らせば、陸海軍航空部隊による重慶大爆撃を計画実行した日本軍責任者の行為は、明らかに重大な戦争犯罪である。

重慶大爆撃の計画実行に関わった日本軍の最高責任者は、無差別爆撃による残虐な被害の結果とそれを完全に認識して爆撃計画を策定し実行したものであるから、その罪は南京大虐殺に匹敵し、当然、「平和に対する罪」ないし「人道に対する罪」で極東軍事裁判で裁かれ、極刑の有罪判決が下されて当然であった。

ところが、極東軍事裁判において何ら裁かれなかった。すなわち、重慶大爆撃が日本が行った８年間の対中国全面侵略戦争の中でも最も残虐かつ大規模な戦争行為であったことは明白であり、中国人民の重慶大爆撃に対する記憶はいまだ生々しく、かつ中華民国は第二次世界大戦の連合国の一員であり極東軍事裁判の構成国であったにもかかわらず、日本軍責任者は誰一人重慶大爆撃という重大な戦争犯罪の罪で裁かれなかったのである。

そこにはドイツ・日本への無差別爆撃と広島・長崎に原爆を投下した責

任を回避しようとした米英両国の思惑が強く働いていた。その不自然さと不合理さは、７３１部隊などの細菌戦部隊の生体実験や細菌作戦が起訴されなかったのと全く同様である。

原告ら　成都爆撃の被害者は、現在まで、成都爆撃を含む重慶大爆撃が一度も戦争犯罪として裁かれていないことに強く憤っている。

また原告らは、日本政府が、これまで一度も成都爆撃を含む重慶大爆撃の被害者に謝罪したこともなければ、その姿勢すら示さないことにも心底怒っている。

成都爆撃を含む重慶大爆撃の被害者は、日本が侵略戦争に破れて６０有余年経つと言うのに、いかなる意味でも爆撃被害について全く救済されることなく、ずっと歴史の闇に放置されてきた。

本件訴訟は、成都爆撃を含む重慶大爆撃が重大な戦争犯罪であることを告発するとともに、人間の尊厳を侵害する重慶大爆撃のような無差別爆撃による住民虐殺を再び繰り返させないことを目指すものである。

（以下、余白）

２　原告らが本件提訴に及んだ理由

(1) 第一次重慶大爆撃訴訟の提訴

成都爆撃の被害者が原告となって提訴した本件訴訟は、上述したとおり先行する２００６年提訴の第一次重慶大爆撃訴訟の原告と連携しながら成都爆撃の被害調査や訴訟準備を行ってきた事実があり、両爆撃訴訟は提訴経緯や提訴意図などで密接に関連している。従って本件訴訟を正確に理解するためには第一次重慶大爆撃訴訟の提訴経過を正確に認識することが不可欠であるので、以下では、まず第一次訴訟の提訴について述べる。

① 第一次提訴について

２００６年3月３０日、日本軍による重慶大爆撃で肉親を殺され又は自ら負傷した被害者４０名が、日本国を被告に「謝罪と賠償（各原告、慰謝料１千万円）」を求める裁判を起こした。

第一次訴訟の原告を被害時期で分けると、１９３９年１４名、４０年１４名、４１年１１名、４３年１名である。また被害地で分けると、直轄市・重慶市３４名、四川省楽山市５名、同省自貢市１名である。

② 第一次提訴に至る経緯

１９４５年8月の日本敗戦直後から、重慶大爆撃の被害者たちは、爆撃被害の賠償を加害国日本に請求したいとの強い思いをいだいていた。

また日本敗戦前後の時期から、中国では重慶大爆撃の被害に関する調査が行われていた。

１９７２年に中日共同声明が締結された。だが、その後も重慶大爆撃の被害者たちは日本政府に損害賠償を請求したいという思いを変わらず持ち続けていた。

１９９０年代初めから、重慶大爆撃の被害者たちの間では、爆撃被害の賠償を「個人賠償請求」として実現しようとする動きが表面化してきた。その後、その動きは中国各地の戦争被害者たちの賠償要求と一体の解決を

目指すようになった。

１９９２年、上記の動きを反映し、重慶市の議会に対して戦争被害に関する賠償の決議を求める動きが現れてきた。

以下に示す１９９２年３月１６日付の「中国・重慶市議会が賠償要求」と題する毎日新聞記事は、その当時の重慶市における動きを伝えるものである。

全人代に提案

中国・重慶市議会が賠償要求

日中戦争民間被害で24兆円

【北京15日時事】中国四川省重慶市から十五日北京に伝えられたところによると、同市の人民代表大会（議会）はこのほど、日中戦争中の民間被害賠償として、全国人民代表大会（全人代）が中国全体で千八百億ドル（約二十三兆八千億円）を要求するよう求める提案を全人代に送付した。全人代では既に、一部の代表（議員）が同様の要求決議案提出を計画している。

中国の地方議会が日本に対する民間賠償要求を打ち出したのはこれが初めて。二十日開幕の第七期全人代第五回会議で議題に取り上げられる可能性はないとみられるが、[illegible]によると、ほかに湖北省、浙江省、黒竜江省、ハルビン市、武漢市などの人民代表大会でも賠償要求の声が上がっているという。

二月二十四日から開かれた重慶市人民代表大会に賠償要求を議案として提出したのは、四川省第二党校（共産党幹部養成機関）の教官を務める潘昌明氏ら三十二代表で、①全人代が法に従って（満州事変の起きた）一九三一年から四五年の被害について日本に賠償を要求する権利を主張する②日本軍の爆撃による重慶市民殺傷、財産被害を調査し、賠償要求の法的根拠を確実なものにする――ことを提唱した。

日中戦争中、国民党政権の本拠地となった重慶は日本軍の大規模な爆撃を受け、中国側資料では数万人の死者が出たとされている。

上記新聞記事は、重慶市人民代表大会が、日中戦争中の民間被害賠償として全国人民代表大会が中国全体で１８００億ドルを日本に要求するように求める旨の提案を全人代に送付したことを報じている。

さらに同記事は、２月２４日から開かれた重慶市人民代表大会で、①全人代が法に従って１９３１年から４５年の被害について日本に賠償を請求する権利を主張すること、②日本軍の爆撃による重慶市民殺傷や財産被害を調査し爆撃被害に関する賠償要求の法的根拠を確実なものにすることが提唱されたことを報じている。

以上の報道記事の中からも、１９９０年代初めから重慶大爆撃の被害者たちが爆撃被害に関して個人賠償請求を求める動きを活発化させていたことがわかる。

なお、上記新聞記事の「１８００億ドル」は、記事の一年前の１９９１

年３月に北京市公民の童増氏が第７期人民代表大会第４回会議に提出した「『日本に対する中国の損害賠償請求』についての建議」の文書でも主張されている（同氏は、中国政府は、中日共同声明で戦争賠償分は放棄したが、中国人民の損害の１８００億ドル分の損害賠償請求権は放棄していないと建議の中で主張し、建議理由の中で重慶大爆撃の被害についても言及している。『季刊中国研究』１９９１年２１号、中国研究所発行参照）。

このような重慶大爆撃の被害者たちの動きを背景にしながら、本件訴訟の原告らは、長い間、中国国内で爆撃被害の調査活動や記録化の運動を行い、また爆撃被害者は加害国日本に重慶大爆撃への謝罪・賠償を求める権利があることを訴えてきた。

２００４年４月７日、重慶市で、第一次訴訟の原告ら重慶大爆撃の被害者たちは、「重慶大爆撃被害者民間対日賠償請求原告団」を結成した。

以下に示す同年４月８日付『重慶経済報』の記事は、上記の動きを伝えるとともに、重慶大爆撃の被害者たちが個人賠償請求の活動を開始した事実を「楽山・自貢の被害者を含む対日賠償請求団が成立」「命続く限り賠償請求止まず」という見出しで報じている。

編輯:杨一一 美编:曹炜玲 实习美编:陈 婧 2004年4月8日 星期四 重庆经济报

包括乐山、自贡受害者在内的对日索赔团成立

生命不止索赔不已

本报讯（记者 涂源） 昨日，重庆大轰炸对日民间索赔诉讼团正式成立。诉讼团成员共420人，这是中国民间对日索赔的最大诉讼团。重庆、原万县、乐山、自贡等日军轰炸受害者代表共同参加了昨天的诉讼团成立大会。

“重庆大轰炸是日军造成最大伤亡的针对平民的无差别轰炸，这是我们受害者对日进行民间索赔的成功基础，”诉讼团团长高原老人说，“我们必须做好打持久战的心理准备，不屈不挠，坚持到底！”台下白发苍苍的老人们群情激愤。

日军当年对重庆的轰炸实际上是对长江中上游区域的大轰炸，当年乐山等地也有成千上万受害者。乐山受害者代表组长罗美槐说，当年她丈夫有300平方米的民房被炸毁。父亲被炸死，留下两个女人和7个孩子，一生就这样被悲惨改变。日本人理应为其还债！

昨天的成立大会选举了片区负责人，制定了诉讼团章程。每个人都表示，只要自己还活着，就会诉讼到底。就是死去了，也要由后代诉讼到底！

一个庞大的诉讼团就此展开了漫漫征程，他们中有10人将去日本，站在日本法庭的原告席上，揭露当年日军的暴行，讨还公道！

诉讼团的老人们群情激愤 记者韩峰 摄

それに先立ち原告らは、２００１年には「重慶大爆撃文物展覧会」に積極的に関わり、２００２年からは日本を訪問して日本側の市民や平和団体に重慶大爆撃の残虐な被害を訴え、また被告に「謝罪と賠償」を求める活動について理解を求めてきた。

第一次訴訟の原告らは、上記訪日を２００２年、２００４年、２００５年と続けてきた。その際には毎回、被爆都市の広島市（重慶市の友好都市）を訪問して日本の反核平和運動に携わっている団体や市民たちと積極的に交流し、原告らが重慶大爆撃に対する被告の法的責任を追及する活動をしていることを伝え意見交換を積み重ねてきた。

とくに２００５年に日本を訪問した際には、広島市だけでなく、東京、千葉、岩手、神戸そして大阪など、日本各地で重慶大爆撃の被害について訴え、また加害国日本が重慶大爆撃の被害者に謝罪・賠償を行うべきことを訴えた。

一方、日本の市民・学生および平和団体・労働組合は、重慶大爆撃の被害者たちとの継続的な交流を通じて重慶大爆撃に対する認識を深め、さらに原告らの被告に謝罪・賠償を求める運動を支持し連帯することを誓った。

上記のような重慶大爆撃の被害者と日本の市民の合意は、日中友好関係の新たな頁を開くほどの重大な意義を持っている。

原告らは、中国と日本で上記のような行動を積み重ねたうえで本件訴訟を提起したものである。

③ 第一次提訴の原告らの「謝罪と賠償」を請求する心情

第一次提訴の原告ら重慶大爆撃の被害者たちは、現在、重慶市内に彼らの活動を支援する声援団から提供された事務所（重慶市渝中区較場口得意世界Ａ区６－１）において日常的活動を行っている。

第一次提訴の原告たちは、いずれも高齢であるが、「自分が生きている

うちにどうしても大切な人生を破壊した日本の政府と国民に、爆撃被害者に対する責任を認めさせたい」「日本政府は、自発的に重慶大爆撃の被害者に『謝罪と賠償』を行い、法的責任を果たしてもらいたい」と思っている。

第一次提訴の原告たちは、重慶市の繁華街の中にある原告団事務所に日常的に集っているが、上記のような原告らの気持ちは、同事務所の中で交わされている一致した意見である。

次頁の写真は、２００４年１２月、第一次提訴の原告団事務所に原告たちが集った際の集合写真である。

なお、写真中央の壁に貼られている絵は、重慶大爆撃の状況を重慶市の画家陳可之氏が描いたものである。

また、その絵の両側には、「真相・正義・索賠・和平」の原告らの活動の目標である標語が貼られている。

２００５年８月の日本訪問の際、第一次提訴の原告らは、重慶大爆撃の被害に関して謝罪と賠償を求める裁判を行う決意を述べて、日本の市民に

理解を求めるとともに、日本側に次のようなメッセージ文を手渡した。

以下に、第一次提訴の原告らの気持ちを示す上記メッセージを３つに分けて紹介する。

＊

まず、第一次提訴の原告らは本メッセージの冒頭で、重慶大爆撃に関する体験や認識を次のように述べている。

「重慶は、中国の抗日戦争時期の戦時首都であり、抗日戦争の時期の戦いの根拠地でもあった。また世界的に見ると、重慶は、第二次世界大戦の中では、反ファッショ戦争の４大根拠地（ワシントン、ロンドン、モスクワ、そして重慶）の一つであり、正義のメッセージの世界への発信地だった。だらかこそ日本軍国主義は、重慶を恨み、忌み嫌い、１９３８年から１９４３年までの５年半という長期間、残虐な爆撃を加え続け、我々のような重慶の一般の庶民を皆殺しにしようとし、街と住居の一切を焼き尽くそうとしたのである。

日本は、５年間半に及ぶ重慶大爆撃で、延べ２百回から３百回も爆撃機を出撃させた。その結果、５０万ないし６０万あまりの重慶市民が家を失い、家産を傾けた。死傷した市民は、６万人を超えた。重慶の９０パーセントの家屋は破壊された。

全世界が驚愕した１９３９年の「５・３」、「５・４」の大爆撃で起きた火災は、３日間も続いた。数十筋の町並みが壊され、一晩のうちに１０数万人が住む家を失った。２５万人が避難し、８２００人あまりの人が死傷した。父や母を呼んで泣き叫ぶ声が至る処に聞こえ、爆撃で体から吹き飛ばされた頭や飛び散った人間の手足、腸などが木々の枝や電線にぶら下がっているという悲惨な状況が出現した。にぎやかだった重慶の街は、あっという間に恐怖の地獄になってしまった。」

＊

次に、本メッセージは続いて、２０００年代に入って重慶大爆撃の被害者たちが活発に動き出した様子について次のように述べている。

「重慶爆撃から６０年余り経た２００１年、『重慶大爆撃文物展覧会』が企画された。この機会に、重慶大爆撃を経験した私たち老人は、大爆撃の記憶をたどり、涙を流しながら、当時の苦難の歳月や一家が離散し肉親を失ったこと、家産を傾けた苦しい体験を語りあうようになった。

その後、私たち被害者は、日本軍国主義が重慶大爆撃で行った犯罪行為の責任は未だ追及されていないこと、何よりも日本政府は重慶爆撃を反省していないことを確信するようになった。

私たち被害者は、２００４年４月７日に「重慶大爆撃被害者民間対日賠償請求原告団」を結成した。

現在までに、約５００名の被害者が原告団に登録している。その中の多数が爆撃の被害を記録した陳述書を原告団に提出している。

被害者の大部分は７０、８０歳代の老人で、９０歳代の人もいる。彼らは収入が少なく、生活が苦しい。

しかし、現在、重慶市の各界の良心的な人士や大学教授や弁護士、さらにジャーナリストや市民・学生が我が原告団に協力してくれている。また彼らの一部は顧問団にもなってくれている。」

＊

最後に、本メッセージは第一次提訴の原告たちの活動目標を次のように明確に述べている。

「我が原告団は、自分たちの標語として『真相』『正義』『賠償』『平和』を掲げている。

我が原告団の活動の第１の目的は、日本軍国主義が行った重慶大爆撃の事実、加害と被害の全ての真実を明らかにして、歴史に残すことである。

我々は、爆撃の加害者を許すことがあっても、爆撃の歴史を忘れることはできない。忘却は歴史への犯罪である。

日本の爆撃で重慶の一般庶民が残虐に殺された事実を永遠に忘れないことこそが、重慶大爆撃を繰り返させない道であると信じる。

第２の目的は、日本政府に重慶爆撃が違法な犯罪行為であることを認めさせ、重慶大爆撃の被害者に対する謝罪と賠償を実行させ、これを通して被害者に正義を実現させることである。

賠償を得ることは最終の目的ではない。お金は、我々の苦しい記憶を消すことも、精神的な損失を補うこともできない。まして肉親をよみがえらせることは不可能である。しかし賠償を通じて日本政府は真剣に歴史を反省し、教訓をくみ取るべきである。

かつて日本のある野党の政治家が『謝罪のない賠償は道義に反する。賠償のない謝罪は偽りである』と言った。我々はこの発言に賛成する。戦争は人類に巨大な損失と災難しかもたらさない。これを日本政府はよく認識すべきである。賠償を求めないのは、民族の恥であり、臆病の現れである。

第３の目的は、歴史を鑑にして、中日両国の人民は子々孫々友好的につきあい、アジアと世界の平和を実現することである。

私たちは、良心的で目覚めた日本人民は第二次世界大戦で犯した過ちを深く反省し、二度と隣国を侵略することなく、中国人民と友好的につきあっていくことを確信している。

平和こそは我が原告団の最終にして最大の目的であり願いである。」

＊

上記の内容の本メッセージは、第一次提訴の原告ら重慶大爆撃の被害者たちの思いを正確に伝えている。またメッセージの内容には原告らの活動の真摯さと切実さがよく表されている。

第一次提訴の原告らに共通した気持ちは、重慶大爆撃という重大な戦争犯罪について被告が加害国として被害者に全く謝罪しない態度をとり続けていることは、絶対に許されないという点にある。

第一次提訴の原告らは、重慶大爆撃のために傷つけられ奪われた人生は取り戻せないが、日本の政府と日本人には重慶大爆撃がどんなに残虐で惨いものだったかを正確に認識してもらいたい、と強く思っている。

原告らが「謝罪と賠償」を求める本件訴訟を提起したのは、まさにその思いを伝えるためでもある。

（２）本件第二次重慶大爆撃訴訟（成都爆撃訴訟）の提訴に至る経緯

２００２年頃から、四川省成都市においても、成都爆撃の被害者たちが、重慶市の爆撃被害者たち（後に第一次提訴の原告となった被害者ら）と連絡をとりながら、成都爆撃の被害調査を行い、これらの被害調査を基礎に日本国を相手とする対日民間賠償請求訴訟の準備が続けられてきた。

実際には、成都爆撃の被害者たちは２００６年の第一次提訴に参加するには至らなかったが、その後も成都爆撃被害者は日本国に「謝罪と賠償」を求める対日民間賠償請求訴訟を起こそうとする動きを続けてきた。

その後、２００６年１２月以降、成都爆撃の被害者は、第一次訴訟の原告を通じて日本側の弁護士や市民団体を招いて成都爆撃の被害事実を確定する作業を続けるとともに、また２００７年には広島市を８月６日に訪問して反核集会に参加して中国侵略戦争中の日本軍による成都市に対する無差別爆撃を告発する発言を行い、日本政府が一刻も早く「謝罪と賠償」を行うよう訴えた。

以上の経過を経て、成都爆撃の被害者の中で、日本国に対して「謝罪と賠償」を求めるために対日民間賠償請求訴訟を起こす動きが急速に進展し、本件訴訟（第二次重慶大爆撃訴訟）の提訴に至った。

３　被告の加害行為－日本軍の成都爆撃を含む重慶大爆撃

(1) 抗日戦争中の首都重慶

成都爆撃を含む重慶大爆撃の最終的な狙いが抗日戦争中の首都重慶であったことは明白であるし、成都に対する爆撃も重慶との関係を踏まえたときに一層明らかとなるから、以下では、まず重慶について述べる。

重慶は、もともと四川省東部の中心都市で１９２９年に正式に市になった（石島紀之「戦略爆撃にたいする重慶のたたかい」参照）。１９３７年１１月、中華民国の首都南京に対する日本軍の占領が必至という段階で、国民政府は、抗日戦争を継続するため重慶への遷都を決定した。こうして重慶は抗日戦争中の中国の新たな首都（以下、「新首都」、「戦時首都」又は「臨時首都」という）になった。新首都重慶には国民政府の各種機関が設けられるようになったが、これは中国が抗日戦争に勝利して１９４５年８月に再び南京に遷都するまで続いた。

以下、日本軍による重慶大爆撃が持つ意義を明らかにするため、日本軍による中国侵略の概略と「抗日戦争中の首都重慶」の位置について述べる。

周知のとおり、日本は、明治維新以降、中国・朝鮮に対する侵略を繰り返してきた。中国の場合、清末から度々日本の侵略を受けてきた。

公知の事実となっているものだけ取り上げてみても、例えば、台湾出兵（１８７４年）、日清戦争（１８９４年）、日露戦争（１９０４年）、青島占領（１９１４年）、対華２１ヶ条要求（１９１５年）、第１次山東出兵（１９２７年）、張作霖爆殺（１９２８年）など日本の侵略行為は間断なく行われている。

さらに１９３０年代に入って、日本は中国に対する帝国主義的侵略の歩を明らかに早めた。１９３１年には「９・１８柳条湖事件」を引き起こして中国東北地区に対する領土的支配をあからさまに狙うようになり、翌３２年には同地区に傀儡政権「満州国」をデッチ上げるに至った。

そして遂に１９３７年７月７日の盧溝橋事件以降、日本は中国に対する全面的侵略戦争を開始した。同月１１日、近衛内閣は「重大決意」をもって華北派兵を行う旨の政府声明を発表し、その後日本軍は中国侵略戦争を内蒙古、華北、華中の３方面で進めた。日本軍は７月下旬から華北に対する総攻撃を開始し、８月１３日には上海で戦闘状態に突入した。日本軍は同年１１月上海を占領し、１２月末までに河北省、山西省、山東省など中国華北の主要都市を占領した。

日本軍は、同年１２月１３日に南京を占領したが、このとき日本軍は南京大虐殺により南京市民の大量殺戮を強行した。

以上のとおり日本は１９３７年７月以降中国に対する全面的侵略戦争を開始したが、それ以前、とくに１９３５年に日本軍による華北５省（河北・察哈爾・山東・山西・綏遠）の支配を狙う華北分離工作が表面化してから、中国人民は日本の中国侵略に反対する全国統一の抗日戦争態勢の確立を強く望んでいた。１９３６年１２月には張学良らが蒋介石を監禁して内戦停止・一致抗日等を要求した西安事件も起った。この機運の中、国民政府を指導する中国国民党（蒋介石ら）と中国共産党（毛沢東ら）は抗日戦争遂行に関する協議を重ね、ついに同年９月２３日第二次国共合作が正式に成立した。

「抗日戦争中の首都重慶」の誕生は、上記国共合作を基礎にしながら国民政府の戦時首都になったということであり、中華民国の新首都重慶は全中国人民による抗日戦争の拠点という位置を持っていた。

日本軍の中国侵略は戦時首都重慶の誕生から約８年間続いた。遷都以前の１９３６年３月時点では、旧城郭を中心に重慶市は３３万人余の人口をもつに過ぎなかったが、遷都以降、一挙に人口１００万人以上の大都市に膨れあがった。ちなみに、この年、北京、上海を主とする中国各地から大陸奥地の西南地方に移住したものは１０００万人に及び、そのうち７００

万人が四川省に入っている（小林文男「重慶の抗戦と悲惨」参照）。

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、人口過密状態の首都重慶に対して約５年半もの間繰り返し強行された。従って、重慶大爆撃が一般住民の大量虐殺を狙った残虐な無差別爆撃であったことは明らかであり、それは南京大虐殺と同様に中国人民に対する民族差別に根源を持つものであった。

ところで重慶は遷都後間もなく陪都（副首都）と称されるようになった。長い歴史をもつ中国では陪都が設けられた例は少なくないが、陪都重慶は最も有名である。それは、抗日戦争が中国近代史にとって歴史的にも民族的にも他の事件と比較できないほど巨大な意義を持っているためであり、「陪都重慶」の呼び名は、中国人にとって日本軍の侵略、わけても残虐な重慶大爆撃に関する生々しい記憶と固く結びついている。

(2) 抗日戦争中の大後方四川省の省都成都

１９２８年に成都市政府がおかれ、国民政府は成都市を四川省の省都とした。省都である成都の爆撃被害は重慶に次ぐものであった。

抗日戦争期、成都は大後方の省都として華東、華北、東北の大量の難民を受け入れたが、都市の大部分では重要な軍事・政治機関が設置されず、また大規模な軍隊の集結もなかった。あるのは１、２ヶ所の教習用飛行場だけで、基本的に防衛設備のない状態であった。

上海、広州、武漢などの前方の都市を頻繁に攻撃した時、成都市民は非常に楽観的に「これほど距離のあるところなら、我々の上に爆弾が落ちてくることは、まずないだろう」と考えていた。しかし、日本軍は成都を戦略爆撃の重点地とし、空襲の目標とした。日本政府が残忍な爆撃を以て、中国の抗戦の意志を殺ごうと企てたことは誰の目からも明らかである。

成都市区は成都平原の東部に位置し、平均海抜は約５００m。成都平原は中国西南地区で最大の平原である。成都平原は、川西平原ともいわれ、

四川盆地の西部に位置している。川西平原は、北は綿陽、南は楽山、東は竜泉、西は崇州の広袤平原におよんでおり、２９県（市、区）が含まれ、総面積は２２，９００平方ｋｍ、そのうち成都を中心とした扇形平原の面積は約６，０００平方ｋｍである。気候類型は亜熱帯モンスーン気候で、紫色土が主で、主に水稲を生産する。都江堰以下の岷江等河流の灌漑により、この平原は水害、干魃がなく、雨量過多でも日照りでも収穫が保たれ、古来より中国で最も富饒な農業区の一つである。「天府之国」として譽れ高い。

このように成都は恵まれた環境であったが、爆撃から身を守るための防空壕を作るのには適さなかった。「成都は土砂がさらさらし、地下水位が高く、防空洞を広く建設するのには適さなかった。そのために民衆には農村部への避難をとりわけ強調し、目標を分散させ、死傷を避けるようにした。」（中国人民政治協商会議四川省成都市委員会文史資料研究委員会『成都文史資料選輯　総第十二輯　紀念抗日戦争勝利四十周年　専輯之四』１９８５年９月。４３頁）

空襲警報が鳴ると、成都の人々の多くは、城外（郊外の農村部）に急いで駆け出し、避難するほかなかった。これを「跑警報」（パオ　ジンパオ）」という。「作者は成都人であるが、物心ついたころから、父たちの世代からいつもでる「跑警報」（パオ　ジンパオ）という言葉に恐怖を覚えていた。」（鄭光路『川人大抗戦』成都：四川人民出版社、２００５年１月。３５５頁）と成都爆撃の被害は「跑警報」（パオ　ジンパオ）」という言葉で、成都民衆の心に深く刻まれている。

このように、郊外に避難するという方法では、防空壕内に身を隠せず、目標がさらけだされてしまうため、機銃掃射の被害を多く受けた。このことも、成都の空襲被害の特徴の一つであった。

(3) 日本軍の重慶大爆撃以前の中国爆撃

日本軍は、盧溝橋事件の直後から中国に対する爆撃準備を始めた。

早くも１９３７年７月１２日、海軍軍令部は、「対支作戦用兵に関する内示事項」を決定し、その中で「作戦行動開始は空襲部隊の概ね一斉なる急襲を以てす。第一（第二）航空戦隊を以て杭州を、第一聯合航空隊を以て南昌・南京を空襲す。爾余の部隊は右空襲と共に機を失せず作戦配備を完了す」（『現代史資料（９）』８頁参照）と述べ、すでにこの時点から杭州、南昌、南京等への都市爆撃を計画していた。すなわち、海軍軍令部は、日中戦争の当初から政府の不拡大方針を超えて、全面戦争を想定し、作戦準備を開始したのである（笠原十九司『日中全面戦争と海軍』参照）。

その後、海軍は同年８月１３日に第二次上海事件が発生するや、直ちに陸軍に上海派兵を求め、翌１４日から航空兵力による爆撃を強行した。同年１１月１６日までの約３か月の間に、日本軍は、上海に６２日、南京に２２日、広東に２４日など中国の都市を連日爆撃している。以下、この爆撃の状況について若干述べる。

８月１５日、日本軍は、長崎県大村基地から９６式陸上攻撃機（略称「中攻」）２０機を発進させて首都南京を爆撃した。また同日、台湾の台北から発進した中攻機１４機は南昌（江西省の省都）を爆撃した。

８月１６日から同月３０日まで、日本軍は、南京を中心に、上海から南京に至るまでの蘇州、揚州等の都市を爆撃した。この時期に使用された基地は、大村基地や台北・済州島の各基地であり、また空母からであった。

その後日本軍は、占領した上海や南京で確保した航空基地を使い、次の地上作戦の対象地に対する航空作戦として広東省広州市、漢口市、宜昌市などの各都市を爆撃した（下線の都市の所在地は　　頁の地図の赤枠地点である。以下の下線も同様）。

(4) 成都爆撃を含む重慶大爆撃の概要

成都爆撃を含む重慶大爆撃の各年ごとの爆撃内容については、後記(5)以下で述べる。ここでは重慶大爆撃の概要を示すデータについて述べる。

① 航空部隊の所属は、陸軍と海軍の双方である。

具体的な航空作戦については、大陸命・大海令のほか「航空ニ関スル陸海軍中央協定」を基に策定され、実施された。

重慶大爆撃を全体的に見ると海軍の航空部隊が爆撃の主力であった。

② 航空部隊の爆撃機が使用した基地は、主に湖北省漢口と山西省運城の各基地である。

③ 爆撃機の主力機は、海軍では９６式陸上攻撃機、陸軍では９７式重爆撃機である。護衛機としては零戦（零式艦上戦闘機）が最も有名であるが、最初の実戦配備は１９４０年８月１９日で、漢口を基地とし湖北省宜昌を中継基地とした。

④ 爆撃対象地区

本件訴訟にいう重慶大爆撃の概念が成都爆撃を含むものであることについてはすでに上記１で述べたが、本訴状で用いる各種のデータの性格を明確にするため、あらためて爆撃対象地区を基準に以下の通り「重慶大爆撃」の概念を確定しておく。

第１は、当時の重慶市に対する爆撃である。

第２は、上記第１を含む直轄市としての現重慶市に対する爆撃である。

第３は、上記第２および四川省（成都市、楽山市、自貢市など）に対する爆撃の総称として用いる。

従って重慶大爆撃は、上記第１が「最狭義」を意味し、上記第２が「狭義」を意味し、上記第３が本件訴訟に言う重慶大爆撃（成都爆撃を含む）を意味する。

⑤ 爆撃の規模

最近の中国側の研究（西南大学重慶大爆撃研究センターの潘洵教授ら）によれば、「直轄市たる重慶市」に対する爆撃（つまり上記④の狭義の重慶大爆撃）に限定した爆撃の規模は、「爆撃日ごと被害統計表」を集計した範囲では、爆撃日数が１７１日、出動爆撃機が８４０７機、投下爆弾が２万６３０６発、投下焼夷弾１５４２発である。

但し、他の日中の資料を総合すると、直轄市たる重慶市に対する爆撃回数は２００回をはるかに超えている。

また、成都に対する爆撃の規模は、後述する「成都爆撃一覧統計」を集計した範囲では、爆撃日数が２５日、出動爆撃機が６９５機、投下爆弾が２０３１発である。

⑥　爆撃時期

爆撃は、１９３８年2月１８日から１９４４年１２月１８日までの間に実施された。すなわち、日本軍の８年間の中国侵略期間中の初めの６年１０ヶ月である。

なお特に集中的な攻撃が実施されたのは、１９３９年から４１年までの３年間である。

なお、成都爆撃は、１９３９年から始まっており１９４４年まで続いているが、１９３９年と１９４４年の爆撃は主として成都周辺の飛行場を狙った爆撃であり、成都爆撃の無差別爆撃性は１９３９年から１９４１年までの爆撃に最も顕著に表れている。

⑦　爆撃意図・性格

成都爆撃を含む重慶大爆撃の意図は、まず臨時首都になった重慶の市民生活に対する徹底的な破壊であり、次いで、その重慶を支える経済、文化、商業、工業の中心であった成都など四川省各地に執拗に爆撃を繰り返すことにより、中国の抗日戦争継続の意志を押し潰すことにあった。

四川省の地位の重要性について、すでに１９３５年に、蒋介石は次の

ように述べている。「四川の地位について言えば、革命の一つの重要な地方であるばかりでなく、とりわけ我が中華民国の立国の根拠地である。どの面からいっても、条件はみな備わっている。人口の多さ、土地の広大さ、物産の豊かさ、文化の普及度などは、各省の代表ということができる。それゆえ、古来より天府之国と称され、恵まれた地である。」「四川は民族復興の根拠地とすべきである。」（１９３５年3月４日、蒋介石の四川党務特派員辦事処拡大紀念周会における演説）

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、必然的に国際法に違反することを充分認識しつつ強行された無差別爆撃であった。一つの都市や地域に対して６年１０ヶ月という長期間、しかも大規模な爆撃を繰り返し実施した例は前例がない。

日本軍は、こうした爆撃の敢行が中国民衆の人心の混乱を引き起こし国民政府を瓦解させるものと位置づけ、「戦政略的航空戦」と呼称した。

⑧　奥地進攻としての成都爆撃を含む重慶大爆撃

日本軍は漢口占領（１９３８年１０月）以降、地上作戦を前提としない中国奥地（四川省、甘粛省、雲南省など）への爆撃を繰り返し行った。当時の重慶市を含む四川省への爆撃の狙いは「政戦略要地攻略・抗戦意志粉砕」すなわち抗戦意志を押し潰す点にあったが、他の甘粛省の蘭州方面や雲南省方面への爆撃は「戦略物資補給遮断」（援蒋ルート爆撃）を狙うものであった。

日本軍は、上記の趣旨で１９３８年末から１９４１年中まで数次にわたり中国奥地の都市に爆撃を敢行したが、成都爆撃を含む重慶大爆撃は上記奥地爆撃の主要な航空作戦として実施された。

例えば、１９４０年5月からの１０１号作戦や１９４１年7月からの１０２号作戦などの作戦名で重慶大爆撃が実施された。

以上で述べた成都爆撃を含む重慶大爆撃の関連都市の所在については、

次頁の「重慶大爆撃関連地図」を参照されたい。

　また、日本軍の中国侵略の経過と重慶大爆撃の対応関係については、次々頁の「日本軍の中国奥地爆撃の年譜」を参照されたい。

重慶大爆撃関連地図

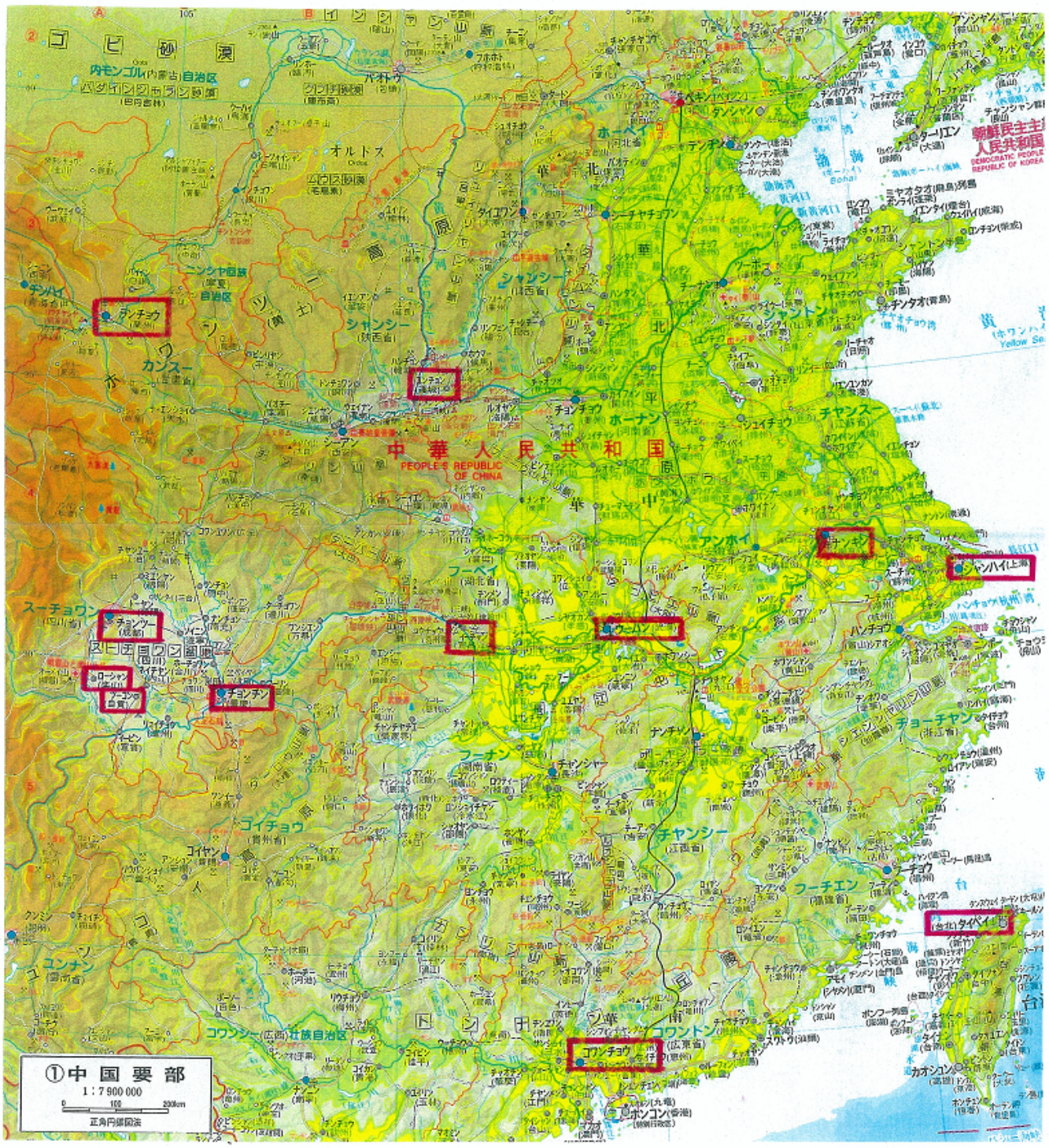

枠で囲んだ都市は重慶大爆撃の関連都市である

出典：最新基本地図・世界日本 29 訂版　（帝国書院 2005）

日本軍の成都等の中国奥地爆撃の年譜

西暦	日本の動向	中国大陸への日本軍の地上作戦 （＊印は細菌戦関連）	日本軍の中国奥地爆撃 （丸かっこ内は爆撃日数）	世界の動向
1936	２月　２･26事件	８月　関東軍防疫部（部長・石井四郎）新設＊		12月　西安事件
1937	８月　南京政府断固膺懲声明 不拡大方針放棄	７月　盧溝橋事件 ８月　第二次上海事件 11月　上海占領 12月　米艦パナイ号撃沈 南京占領、大虐殺		４月　独、ゲルニカを爆撃 ７月　蒋介石・周恩来会談 ８月　中ソ不可侵条約調印 ９月　第２次国共合作成立 12月　国民政府、重慶に遷都
1938	１月　近衛首相「国民政府を対手とせず」 ４月　国家総動員法公布 11月　近衛首相、東亜新秩序建設を声明	１月　「特移（特殊移送）扱ニ関スル通牒」＊ ２月　北京「甲」1855部隊編成＊ ５月　徐州占領 10月　広東占領 武漢三鎮占領	２月 重慶（１日） 10月 重慶（３日） 11月 重慶（１日）成都(2日) 12月 重慶（１日）	４月　国民党臨時全国大会、抗戦建国綱領を採択
1939	５月　第１次ノモンハン事件 ７月　第２次ノモンハン事件	２月　海南島占領 ３月　南昌占領 ４月　南京「栄」１６４４部隊編成＊ ５月　広東「波」８６０４部隊編成＊ ８月　ノモンハンで細菌戦＊ 11月　南寧占領	１月 重慶(４日) ２月 重慶(２日) ３月 重慶(１日) ５月 重慶(４日) ６月 重慶(５日) 成都(1日) ７月 重慶(６日) ８月 重慶(７日) 楽山(１日) ９月 重慶(７日) 10月 重慶(５日) 自貢(１日) 成都(2日) 11月 成都(2日) 12月 重慶(２日)	９月　独、ポーランド侵入 英仏、対独宣戦、第２次世界大戦勃発
1940	２月　民政党斎藤隆夫が戦争批判（３月議員除名） ７月　南進政策決定 10月　大政翼賛会発会式 11月　「支那事件処理要綱」 大日本産業報国会創立	６月　宜昌占領 ６月～９月　吉林省長春郊外の農安でペスト菌撒布実験＊ ８月　関東軍防疫給水部に改称＊ 10月　衢州､寧波に空中から細菌戦＊ 12月　牡丹江、林口などの支部創設＊	１月 重慶(１日) ４月 重慶(２日) ５月 重慶(10日) 楽山(１日) 成都(2日) ６月 重慶(13日) ７月 重慶(10日) 自貢(１日) 成都(1日) ８月 重慶(10日) 自貢(１日) 楽山(１日) ９月 重慶(５日) 10月 重慶(９日) 成都(5日) 12月 重慶(２日)	４月　独軍ノルウェー、デンマークに侵入 ５月　独軍、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ侵入 ６月　パリ陥落 ９月　日独伊三国同盟調印
1941	３月　治安維持法改正公布 10月　東条内閣成立 12月　御前会議、対米英蘭開戦決定。真珠湾攻撃	11月　常徳に空中から細菌戦＊	１月 重慶(４日) ２月 重慶(１日) ３月 重慶(１日) ４月 重慶(１日) ５月 重慶(８日) 成都(3日) ６月 重慶(12日) 成都(1日) ７月 重慶(13日) 自貢(２日) 成都(1日) ８月 重慶(17日) 自貢(２日) 楽山(１日) 成都(2日) ９月 重慶(２日)	６月　独軍、ソ連侵入（独ソ戦開始） ９月　ロンドン大空襲始まる 12月　重慶国民政府、日独伊に対して宣戦
1942	４月　東京など初空襲 ６月　ミッドウェー海戦	３月　フィリピン攻略戦で細菌兵器使用計画（中止）＊ シンガポール「岡」9240部隊編成＊ ８月　浙祷作戦で細菌戦（浙江省江山、江西省広豊等で実施）＊ ７３１部隊長に北野政次就任＊		
1943	２月　ガダルカナル島撤退 ５月　アッツ島守備隊全滅	11月　常徳作戦	８月 重慶（２日）	７月　ムッソリーニ失脚 11月　カイロ会談
1944	３月　インパール作戦開始 ７月　東条内閣総辞職	１月　大陸打通作戦発令 ５月　湘桂作戦開始 ７月　サイパン奪回に細菌戦検討（中止）＊ 11月　柳州・桂林占領	９月 成都(3日) 10月 成都(3日) 11月 成都(1日) 12月 成都(1日)	６月　米英軍、ノルマンディー上陸 ８月　パリの独軍降伏
1945	３月　東京大空襲 ８月　広島・長崎に原爆 日本敗戦	３月　７３１部隊長に石井四郎再任、ペスト菌大増産体制を実行＊ ４月　芷江作戦 ８月　７３１部隊の解散命令下る。 平房の施設爆破・「マルタ」虐殺＊		２月　米英ソ、ヤルタ会談 ５月　独軍、無条件降伏 ７月　米英ソ、ポツダム会談（～8/2）

(5) 現重慶市に対する１９３８年の大爆撃

臨時首都になった重慶に対する爆撃は、１９３８年２月１８日、海軍木更津航空隊の中攻機３機が南京を発進基地とした初攻撃をもって開始された（『戦史叢書中国方面海軍作戦〈1〉』５３３頁、『戦史叢書中国方面海軍作戦〈2〉』１０８頁、『海軍陸上攻撃機（上）』１４２頁参照）。

１９３８年の重慶市に対する爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は６日であり、爆撃機数が１１３機、投弾数が爆弾３７２発である。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1938年	2月	１８
	１０月	4、8、２２
	１１月	5
	１２月	２６

１９３８年１２月２日、重慶に対する戦略爆撃の企図を明確にした「大陸命第２４１号」とその作戦指示を記した「大陸指第３４５号」が発出された。

その事情は、同年１０月の漢口占領以降日本軍は国民政府の新首都重慶に向け地上兵力を派遣することが不可能な状態であったので、地上作戦と切り離して重慶又は蘭州などの内陸部に「奥地進攻」と称して戦略爆撃を行うことが検討されるようになっていたところにあった。

さて、上記大陸命は、「航空進攻作戦」を命じ「敵ノ戦略及ビ政略中枢ヲ制厭擾乱スル」と述べている。これは、同作戦の目的が敵の戦略・政略中枢撃滅にあることを明らかにしたものである。

次に上記大陸指は、「全支ニ亘ル航空作戦ノ実施ニ関スル陸海軍中央協定、別冊ノ如ク定ム。敵ノ戦略及ビ政略中枢ヲ攻撃スルニ方リテハ好機ニ

投シ戦力ヲ集中シテ特ニ敵ノ最高統帥及最高政治機関ノ補足撃滅ニ勉ムルヲ要ス」と指示した。このように重慶爆撃を中心とする政戦略攻撃では、当初から陸海軍協同作戦による兵力の集中使用を宣言したが、これは日本軍の作戦としては極めて異例なことであった。

さらに上記別冊の「航空ニ関スル陸海軍中央協定」は、「全支ノ要域ニ亙リ陸海軍航空部隊協同シテ戦政略的航空戦ヲ敢行シ敵ノ継戦意志ヲ挫折ス」と述べた。これは「敵ノ継戦意志ヲ挫折ス」すなわち重慶国民政府の抗戦意志をたたきつぶす戦政略的航空作戦を開始することを明らかにした（『大陸命・大陸指　昭和１３年』１５１頁、２２３頁参照）。

同年１２月２６日から、漢口を発進基地として陸軍飛行隊による遠距離航空作戦が実施された（往復約２０００キロ。９７式重爆撃機１２機、イタリア式重爆撃機１０機）。

上記２６日の爆撃に先立ち、その前日の１２月２５日、この作戦の責任者の陸軍第一飛行団長寺倉正三少将は、漢口において、「飛行団ハ主力ヲ以テ重慶市街ヲ攻撃シ敵政権ノ上下ヲ震撼セントス」「飛行第六十戦隊及飛行第九十八戦隊ハ相協同シテ明二十六日十三時ヲ期シ重慶市街ヲ攻撃スルノ準備ニ在ルヘシ　目標ハ両戦隊共　重慶市街中央公園都軍公署…公安局県政府ヲ連ヌル地区内トシ副目標ヲ重慶飛行場トス」（『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』１３１頁参照）と述べて、市街地を主目的として爆撃して、市民に厭戦気分を拡げ、戦意の喪失をねらったものであり、臨時首都重慶の住民を対象にした無差別爆撃である意図を明確にした。

（以下、余白）

(6) 現重慶市に対する１９３９年の大爆撃――「５・３（ウーサン）、５・４（ウースー）」など

ア　陸軍は、前年末に続き、１９３９年1月７日、１０日、１５日と重慶への爆撃を続けた。

一方、海軍は、中攻機の整備を進めてきたが、重慶の天候が良好となる５月３日から本格的攻撃を開始した。

上記５月以降の日本軍の爆撃は、１９３９年４月２８日付大陸命２９１号及び大陸指４４０号、さらに同別冊「陸海軍航空中央協定」に基づいて実行された。

上記大陸命は、「航空進攻作戦ニ任シ特ニ敵ノ戦略及政略中枢ヲ制厭擾乱スル」ことを命じた。

上記大陸指は、「全支ニ亘ル航空作戦ノ実施ニ関スル陸海軍中央協定別冊ノ如ク改ム。敵ノ戦略及政略中枢ヲ攻撃スルニ方リテハ好機ニ投シ戦力ヲ集中シテ特ニ敵ノ最高統帥及最高政治機関ノ補捉撃滅ニ勉ムルコトヲ要ス」と指示した。

そして大本営陸軍部、大本営海軍部の「陸海軍航空中央協定」は、「全支ノ要域ニ亘リ陸海軍航空部隊協同シテ戦政略的航空戦ヲ敢行シ敵ノ継戦意志ヲ挫折ス」ることを目指し兵力配備等を決定した（『大陸命・大陸指　昭和１４年』１０２頁、２４２頁）。

日本軍は、戦線が膠着し泥沼化の様相を呈し始めた戦況を打開し、中国国民政府の屈服（「継戦意志ヲ挫折」）を意図して臨時首都の住民への本格的な無差別爆撃に踏み切ったのである。

１９３９年の重慶市に対する爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は４３日であり、爆撃機数が１００３機、投弾数が４９９２発（爆弾４５８９発、焼夷弾４０３発）である。

なお、四川省各地への攻撃は、次の表の中には含まれていない。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1939年	1月	7、10、14、15
	2月	4、6
	3月	29
	5月	3、4、12、25　【「5・3､5・4」大爆撃】
	6月	7、9、11、28、30
	7月	5、6、12、24、25、31
	8月	2、3、4、23、28、30、31
	9月	1、3、4、12、28、29、30
	10月	3、4、10、13、24
	12月	18、19

イ　１９３９年の現重慶市への爆撃の中で、市民に最も被害が大きかったのは、５月３日と４日の爆撃である。

５月３日は、漢口飛行場を基地にした海軍航空隊による、重慶に対する本格的な攻撃の開始であった。

「海軍第３艦隊航空隊昭和１４年戦闘概報」は、次のように５月３日の重慶爆撃を報告している。

「戦闘概報第五一三号　五月三日

第一空襲部隊ハ天候ノ良好ナルニ乗ジ中攻四十五機（14fg 二十四機13fg 二十一機）ヨリナル飛行機隊ヲ以テ一五三〇敵首都重慶ニ對シ本年度第一回ノ攻撃ヲ実施シ軍事委員會委員長行營ヲ中心トシ中央公園北東部ヨリ水泥廠附近一帯ニ亘リ猛爆撃敵ニ大損害ヲ與ヘタリ」

すなわち、海軍第１空襲部隊は、中攻機４５機（第１４航空隊２４機、

第１３航空隊２１機）よりなる飛行機隊をもって、１５時３０分、重慶に対し、本年度第１回の攻撃を実施し、中央公園北東部より水泥蔽付近一帯に亘り猛爆撃したと報告している。報告によれば、爆撃地は軍事委員会委員長行営の中心地と記載されているが、実際は重慶市の中で最も人口が密集している繁華街であり、爆撃は繁華街を狙い撃ちしたものである。

また５月４日について、前記戦闘概報は、次のように報告している。

「戦闘概報第五一四号　五月四日

第一空襲部隊ハ中攻二十七機(14fg 十五機13fg 十二機)ヲ以テ雲ト山頂ノ間ヲ縫ヒ夕闇ヲ選ビ二〇三〇頃再度敵首都ノ攻撃ヲ實施シ重慶防空司令部委員長行営縣政府ヲ中心トシテ中央公園ヲ通ズル南北線以西市街全面ニ亘リ猛爆撃ヲ加へ之ニ壊滅的損害ヲ與へタリ」

すなわち、第１空襲部隊の中攻２７機（第１４航空隊１５機、第１３航空隊１２機）で、２０時３０分頃、重慶に攻撃を実施し、中央公園に通ずる南北線以西の市街全面にわたり猛爆撃を加え、壊滅的損害を与えた旨報告している。

重慶市民にとっては、準備のないままでの大規模攻撃が連日行われたため被害が甚大であった。また日本軍は、焼夷弾を多用し、当時木造建物が多かった市街地に火災を引き起こすことを意図して爆撃した。

５月３日、４日の連続爆撃は、３日に中央公園より東（揚子江）側、４日に中央公園の西（嘉陵江）側と分けて、２日間で重慶の繁華街を破壊することを計画し実行したのである。

３2頁の５月５日付東京朝日新聞は、５月４日の爆撃について、次のとおり報道した。

すなわち、東京朝日新聞は、「重慶を再度大空襲　敵都大半暗黒と化す　海軍機・矢継早の猛撃」との見出しで、「この再度の猛烈な空襲に

より重慶市民は雪崩を打って市外に逃走中」と、日本軍の市街地連続爆撃により市民生活が破壊されていることを賛美した。

ウ　５月１２日午後９時、海軍航空隊は、２７機が運城基地を経由して重慶市江北区に対する爆撃を行った。また、５月２５日には、夕刻に中攻機２６機が、夜間に中攻機１２機が、それぞれ重慶市街地に対する爆撃を行った。

この後も、海軍航空隊は、６月１日には高雄航空隊、９月５日に第一聯合航空隊を加えて１２月まで、漢口飛行場を基地として、継続的に重慶を主とする四川省集中爆撃を行った。

なお、１２月２６日、２７日、２８日の３日間、重慶への援蒋ルートの甘粛省蘭州への爆撃が、１００号作戦という秘匿名で陸海軍の爆撃機約１００機による集中攻撃が行なわれた。

（以下、余白）

東京朝日新聞　昭和十四年（１９３９年）五月五日（金曜日）の報道

重慶を再度大空襲
敵都大半暗黒と化す
海軍機・矢繼早の猛擊

【重慶特電四日發】（ルーター特約）○○機の大編隊より成る日本空軍は四日又復重慶を空襲し軍事施設その他に大打撃を與へた、なほ四日の空襲による死傷者は八百乃至千名に上る見込である

【上海四日發同盟】外人側報道によれば四日午後五時我が海の荒鷲の精鋭は大編隊を以って三日に引續き再度敵都重慶を空襲し二隊に分れて市内重要軍事施設十數ケ所に直撃彈を浴せ潰滅的大打撃を與へて未曾有の戰果を收めた、敵都の大半は暗黒の街と化し凄壯の氣漲つて居る、この日我が荒鷲隊は前日戰友自爆の弔合戰の意氣物凄くデマ宣傳の本據中央通信社國際放送局に直撃彈をあびせ木葉微塵に粉碎したこの再度の猛烈な空襲により重慶市民は雪崩を打つて市外に避難中

敵側の損害莫大

【重慶特電四日發】（ルーター特約）四日の日本空軍の重慶空襲に關し國民政府當局の言明するところによれば日本空軍は○○機づゝ二隊に分れ來襲し某々軍事施設に爆撃を集中したが軍事機關は既に他に移轉を了してあつた、なほ日本軍飛行機は十ケ所に爆彈を投下し猛威を揮つたがうち一機を撃墜したと

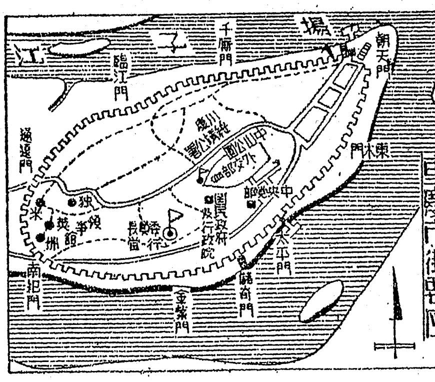

外人側も驚嘆
わが重慶爆撃の偉力

【香港特電四日發】重慶よりの來電を綜合するに三日行はれた我が重慶爆撃は本年一月中旬以來久しぶりのことでその爆撃の猛烈さは外人及び支那人を驚倒せしめた

即ち三日朝十一時二十分重慶防空司令部では先づ沅陵監視哨より空襲の第一報に接し午後零時三十分頃更に他の監視哨より第二回目の警報あり重慶においては零時四十五分に至り消魂しい空襲警報が鳴り渡つた、零時五十五分引續き非常警報が發せられると共に各軍事機關の軍人連は官吏や住民と共に先を爭つて郊外へ避難を開始し市内は上を下への大混亂に陷つた

一時四十分に至り我が海の荒鷲○○機は○隊に分れ空を蔽うて

爆音 に地上を震駭せしめつゝその勇姿を重慶の空に現し小癪にも飛び上つて來た敵機と激戰を展開、案外執拗に抵抗する敵機を瞬く間に打拂つて忽ち重慶の中心上空に達した西四街や左營街に設けられてあつた對空機關銃陣は瞬時我が爆撃に叩き潰され先づこの邊りから物凄い火炎が上つたそれより市の内外に稠密に設けられてあつた防空設備が次ぎ次ぎの強力な爆彈に消し飛ばされ火炎は渦巻立つて重慶は爆煙に包まれ恐怖の地獄と化した、電燈電話は勿論不通となり地上の連絡は全く斷たれ支那軍は手を施す術を知らず逃げ惑ふのみで我が空軍は目的に重要な要所々々に對して爆彈を放つたのち更に驚くべき

大膽 さを以て地上すれすれに降下し大公報、新華日報、新蜀報、四川日報等抗日宣傳新聞社は相次いで爆碎された、又政府機關軍事機關、防空司令部等も強力な爆彈を見舞はれ甚大な損害を受けた、火炎は百フイートの高さに達し四分の一哩周圍は火の海と化し支那側では死傷一千以上と報じてゐる程である、斯て我が空軍は多大の戰果を收めて悠々歸還の途についた

【香港四日發同盟】去る三日の重慶爆撃は全くの不意討で、それだけに支那側各方面の狼狽甚しく損害状況の報告なども未だ區々であるが四日夕刻當地に達した詳報によれば市内の軍事施設及官廳の被害は非常に大で破壞された建物の主なるものは既報の四新聞社の外交通部總舍、商工會議所、銀行家倶樂部、郵便局等も含まれ外人側でも此の空襲は成功であつたと報じてゐる

我が尊き犧牲二機

【○○基地にて當原特派員四日發】三日の敵都重慶の大空襲は海の荒鷲による本年最初の敵都爆撃

(7) 現重慶市に対する１９４０年の大爆撃――「１０１号作戦」など

ア　１９４０年、陸海軍の共同作戦として重慶を主にした四川省各地への爆撃が本格化し、「１０１号作戦」という作戦名により計画実行された。

１９４０年の重慶市に対する爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は６２日、爆撃機数は３９５４機、投弾数は1万２６５１発（爆弾1万２４７４発、焼夷弾１７７発）であり、前年と比較しても爆撃機の機数は約４倍に増えた。

なお、四川省各地への攻撃は、次の表の中には含まれていない。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1940年	1月	7
	4月	２３、３０
	5月	3、１９、２０、２１、２２、２６、２７、２８、２９、３０ 【5／１８～9／4「１０１号作戦」】
	6月	6、１０、１１、１２、１６、１７、２１、２４、２５、２６、２７、２８、２９
	7月	3、4、5、8、9、１０、１６、２２、２８、３１
	8月	2、3、9、１１、１７、１８、１９、２０、２３、３０
	9月	１２、１３、１４、１５、１６
	１０月	4、6、１０、１３、１６、１７、２５、２６、２７
	１２月	１、１１

イ　「１０１号作戦」は、陸軍では、１９３９年9月２３日付の大陸命第３６３号に基づいて１９４０年5月２日付の大陸指第６８４号、同年5月１５日の大陸指６８５号別冊「航空ニ関スル陸海軍中央協定」の実施命令によるものであった。

陸軍第３飛行集団と海軍連合空襲部隊の間で、５月１３日付「百一号作戦ニ関スル陸海軍協定」及び５月２９日付「百一号作戦ニ於ケル攻撃実施要領ニ関スル陸海軍協定」が結ばれ、本格的な陸海軍の共同作戦として５月１８日ないし９月４日の期間、実施された。

５月２９日付協定では、「陸海軍航空部隊ハ本協定期間中主攻撃目標ヲ重慶市街及其ノ周辺（極力第三国権益ノ被害ヲ避ク）ニ指向シ兵力及天候ノ許ス限リ攻撃ヲ持続ス……陸海軍は六月中旬以降月明利用期間ハ極力昼夜ニ亘リ連続攻撃ヲ実施ス」（百一号作戦の概要）として、昼夜の別なく重慶上空に出没して爆弾を投下し攻撃することを協定した。

海軍は、同年５月１８日、連合空襲部隊が漢口を主要基地として、陸軍は、同年６月６日、第３飛行集団が山西省運城を基地として重慶を攻撃して開始された（『大陸命・大陸指 昭和１５年度』１４頁参照）。

６月中旬以降、重慶の市街地がＡからＨまでに区分され、陸海軍が協同して、昼に夜に爆撃を繰り返し、各地区を順次徹底的に絨緞爆撃する戦術が採用された。例えば次頁に示すように、戦闘詳報には、市街地の区分を A 区、B 区、D 区などに区分して爆弾の投下場所を特定して「弾着図」が作成されている。

（以下、余白）

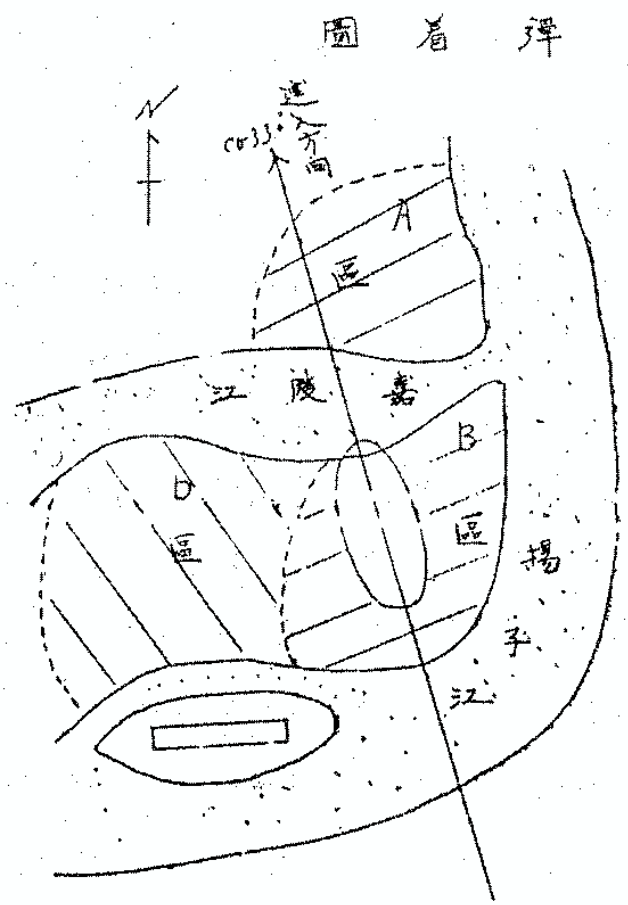

戦闘詳報に載っている市街区分図

海軍連合空襲部隊作成の「百一号作戦の概要」別表第二「百一号作戦統計表」によると、重慶方面に対する攻撃日数が４１日（海軍３２日、陸軍９日）、その他の地域が３０日（海軍１８日、陸軍１２日）で、奥地攻撃全体で７１日（海軍５０日、陸軍２１日）行われている。使用した爆撃機の延べ機数は４３５４機（海軍３６２７機、陸軍７２７機）であり、投下した爆弾は２万７２４３発（海軍２万４１２１発、陸軍３１２２発）に達した。

ウ　この作戦で配慮されたのは、米・英など第三国の権益所在地を出来る限り避けることだけであり、中国人が居住する市街地は徹底した爆撃の対象とされた。

６月１４日、日本政府は外交機関に対して、安全地帯を指定し、一時避難を勧告し、６月２４日より各国の外交機関を気にすることなく徹底的に重慶市街地を爆撃した。

また、学校等の文京地域も頻繁に爆撃した。

エ　１９４０年7月２１日、開発されたばかりの零式艦上戦闘機（ゼロ戦）が漢口飛行場に配備され、戦場慣熟訓練を行った。

８月１９日、ゼロ戦１３機が漢口飛行場から飛び立ち、途中、宜昌の飛行場で給油の後、中攻機と合流した。ゼロ戦が護衛戦闘機として参加したことによって、制空権はほとんど日本軍が掌握していった。このゼロ戦配備には、次のような強い国家意志が働いていた。

６月１２日、陸軍は宜昌を完全占領したが、兵力整理のため６月１５日には宜昌撤退を決めた。しかし、天皇の出席する御前会議において、陸軍が宜昌撤退案を上奏し、海軍が宜昌を重慶爆撃の中継基地として極めて大きな価値を持つことに言及すると、天皇は「陸軍は宜昌をなんとかならないのか」と下問した。そのため、陸軍参謀本部は、方針を一転させ、６月１６日、宜昌一時確保の命令を発した。この御前会議での天皇発言にあるように、重慶爆撃は、日本国の国家最高意志として敢行されたものであった（『戦史叢書支那事変陸軍作戦〈3〉』２１２頁）。

オ　「１０１号作戦」は、１９４０年９月４日で終了したが、海軍航空部隊は、引き続き重慶への爆撃を続行した。

(8) 現重慶市に対する１９４１年の大爆撃――「６・５隧道大惨案」、「１０２号作戦」など

ア　１９４１年の現重慶市への爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は爆撃は５９日、爆撃機数は３２８０機、投弾数は９６８２発（爆弾８７４５発、焼夷弾９３７発）であった。

なお、四川省各地への攻撃は、次の表の中には含まれていない。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1941年	1月	4、14、20、22
	2月	4
	3月	18
	4月	29
	5月	3、9、10、16、17、20、21、22
	6月	1、2、5、7、11、14、15、16、18、28、29、30 【6／5隧道大惨案】
	7月	4、5、6、7、8、10、18、19、27、28、29、30、31 【7／27－8／31「102号作戦」】
	8月	1、2、8、9、10、11、12、13、14、15、17、18、19、22、23、30、31
	9月	1、2

イ　１９４１年には、５月３日の重慶に対する爆撃を皮切りに７月中旬まで２２次にわたり爆撃を続けた。

そうした中で、６月５日、「隧道大惨案」と呼ばれる防空洞として使用されていた較場口隧道内での大量の窒息死が発生した。

ウ　同年７月２７日から８月３１日まで、日米関係が修復不可能なまでに関係が悪化し日米開戦不可避になりつつある中で、中国との戦争をすみやかに終了させ、中国を対米英戦における後方基地とするために、日本軍は再び大量の航空機を動員し、重慶を中心とする四川省に対して無差別戦略爆撃を「１０２号作戦」と名付けて実施したのであった。

海軍は、湖北省漢口と孝感の基地から、陸軍は山西省運城の基地から発進した（発進基地と重慶等の位置関係は次頁の「概見図」参照）。

挿図第二十四

第五次奥地進攻作戦(前段)概見図 (昭和十六年八月上中旬)

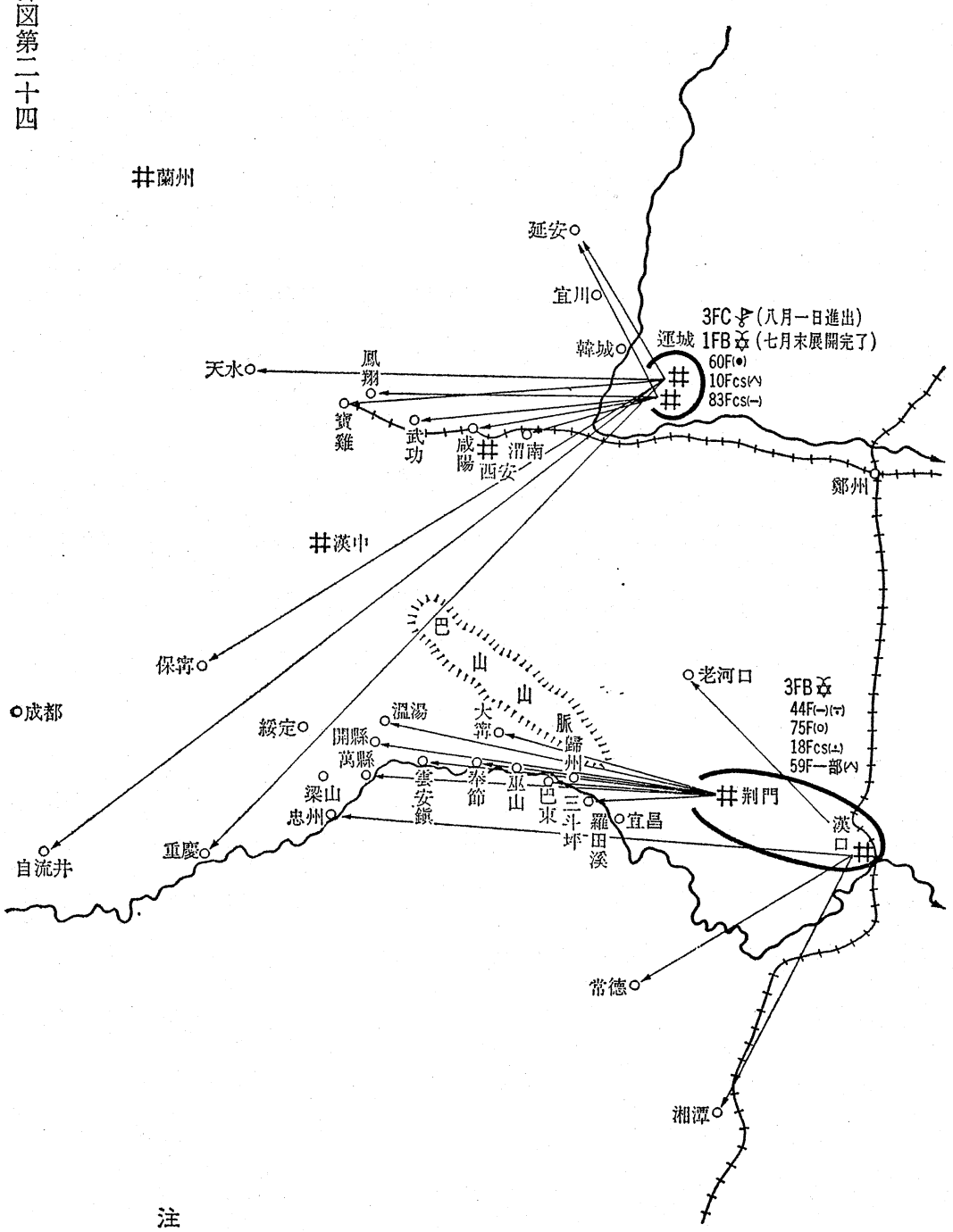

注

1 1FB の 90F は濟南で九九双軽に改変中
2 12F・98F は八月二十一日南苑着 1FB 長の指揮下に入る
3 中支より奥地攻撃に任じていた海軍航空は九月初頭内地方面に引揚ぐ

0 200km

出典：防衛庁防衛研究所戦史部『戦史叢書 中国方面陸軍航空作戦』(朝雲新聞社、1974 年) 222 頁

(9) 現重慶市に対する１９４３年の大爆撃

ア　１９４３年の重慶市に対する爆撃を表にすると、次のとおり爆撃日数は２日にわたり、爆撃機数は７９機、投弾数は１５１発（爆弾１２６発、焼夷弾２５発）であった。

年	月	現重慶市への大爆撃の被害日
1943年	8月	8、２３

イ　戦史叢書には、８月２３日の重慶爆撃について、第８飛行団の飛行第５８戦隊、第２５戦隊、第３３戦隊が漢口の基地を午前９時３０分に出発し、午前１２時３０分重慶工業地帯を爆撃した旨記録されている（『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』３６３頁参照）。

(10) 楽山市への爆撃

１９３９年８月１９日、日本軍は重慶市から西２６０キロメートルの四川省の都市・楽山市を爆撃した。日本軍機３６機は楽山市上空に侵入し、それぞれ１００発以上の爆弾と焼夷弾を投下した。

また日本軍は１９４０年には５月と８月に、１９４１年には８月２３日に楽山市を爆撃した（『楽山市軍事志』参照）。

（次頁の写真は、日本軍が楽山市に１９３９年８月１９日に投下した爆弾の実物。

信管部分から羽根までの長さは、１メートル１０センチメートル

直径は、２３．５センチメートル

現在、楽山市防空弁公室に保管されている。）

1939年“8.19”日机轰炸
乐山城时投下的未爆炸弹

(11) 自貢市への爆撃

日本軍は、重慶市から西１６０キロメートルの四川省の都市・自貢市を、１９３９年１０月から１９４１年８月の期間に7回（１９３９年に1回、１９４０年に2回、１９４１年に4回）爆撃した。

中国側資料を整理した徐勇論文によると、爆撃機数４７４機、投弾数１５４４発（爆弾１０７９発、焼夷弾４６５発）であった。

とくに１９４１年7月、８月の爆撃は、中国の最も主要な産塩地と見なされていた自貢製塩場に対する「塩遮断」爆撃行動として、１０２号作戦の重点目標に登場した。

同年７月２７日、南京での陸軍飛行集団長の会議で、「中心課題は、派遣軍の指導に基づく塩の補給しゃ断(このころ中国の奥地では塩の不足に苦しんでいるとの情報があった)であった。四川省の自流井方面には櫓を組んだ塩水井戸が多数あり、これを爆破するとともに、塩の集散地である都市を数多く攻撃することになった。」（『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』２２１頁）と自貢「塩遮断」爆撃の　位置づけを確認し、翌２８日から爆撃を開始している。

しかし、中国国内では、自貢製塩場の募金運動が高まり、「日本軍塩遮断特定爆撃の企図が失敗したことを示し、またそれは日本軍の期待した「厭戦心理」を生み出さなかっただけでなく、逆に客観的には国民政府の戦時動員の完成を助ける結果となった。」と指摘されている（徐勇「日本軍による塩遮断作戦と中国『井塩基地』の抗戦活動」参照）。

(12) 成都市への爆撃

特に１９３９年6月１１日と１９４０年の７月２４日、１９４１年の７月２７日が最も激しいものであった。各爆撃では無辜で大量の成都市民が命を落とし、財産の損失、精神の損害を被った。以下、当時の残酷な爆撃の情景を概観したい。

①　１９３８年の成都爆撃

１９３８年１１月８日、１８機の日本軍機が湖北から成都へ飛来した情報を、省の防空部が入手した後、午前１０時２０分に空襲警報を、１０時５０分に緊急警報を発した。１１時ごろ日本軍機は市の郊外の外北の鳳凰山飛行場と外南の紅牌楼空軍訓練場を爆撃した。

成都市は１２時３０分に警報を解除し、事後調査では日本軍機が外北に５６発の爆弾を、外南に４６発の爆弾を投下し、２５０キログラムの爆弾により深さが約6．６メートル、幅が１０メートルから１３メートルの穴ができた。

１１月１５日、日本の爆撃機１７機は、１５日朝９時３０分に湖北の遠安から飛び立ち、２隊に分かれて四川に入った。成都市は午前１１時５分に空襲警報を発し、１１時３４分に緊急警報に切り替えた。１２時ごろ、日本軍機８機の一隊と９機はの一隊は、前後をくんで市の上空に到着、鳳凰山飛行場を目標として１０３発の爆弾を投下した。成都市は午後１時２５分に警報を解除した。

②　１９３９年の成都爆撃

１９３９年５月８日零時ごろ、日本軍機２隊は四川省の境まで侵入し、一隊は下流の東方向から重慶を観察、もう１隊は上東の数県から同様に迂回して成都への爆撃を企てた。しかし月が暗く、霧が濃いため方向が分からず撤回した。

同年６月１１日、成都市民にとってすさまじく悲惨な世界が繰り広げられた。この日、日本海軍第２連合航空隊５４機は２隊に分かれ、夕暮れ時に湖北から突撃し、成都と重慶の両地を攻撃した。７時３０分、２８機の日本軍の爆撃機は成都市上空に侵入し無差別爆撃を行った。あわせて１１１発の爆弾が、にぎやかな商業区域や家屋の林立した人口密集地帯に投下された。加えて市区内初めて空襲を受けた地域では政府の防空設備と一般市民の防空意識が薄かったため、これらの損失は甚大なものとなった。

同年１０月２日の晩、日本軍機は分かれて湖北から四川に侵入、夜間で警戒がゆるんだ成都を攻撃することを計画した。

しかし成都方面の情報が確実でなかった上に、その晩１０時２２分ごろ注意警報が、１２時３５分に空襲警報を発された。市民は秩序良く、市政府の灯火管制に従っていたため、日本軍機は市の上空を旋回しただけで明確な目標を認識することができず、郊外にやみくもに５０発の爆弾を投下していった。

同年１１月４日、日本海軍第１３航空隊は５４機の爆撃機を午前９時頃漢口基地から四川の境にまで侵入、成都まで直行し、鳳凰山、太平寺、温江等の飛行場に対して爆撃を行った。成都では９時８分に予備警報を、１０時に空襲警報を発し、１０時４０分に緊急警報を鳴らした。１１時頃、成都北部郊外の上空に侵入し、１２３発の爆弾を投下した。

なお、１９３９年に日本軍が行った成都爆撃について報道した日本の新聞記事を次頁以降掲載する。

1939年6月11日の成都爆撃に関する報道記事

成都・重慶を急襲
挑戰の敵六機擊墜
海鷲・地上砲火と猛闘

【上海特電十二日發】海軍報道部十二日午前十時半發表＝先きに數次に亙る敵首都重慶爆擊により敵の心膽を寒からしめたる海軍航空隊は昨十一日折柄の好天候を利しその精鋭部隊を以て長驅して重慶及び成都急襲を決行せり即ち入佐少佐の率ゆる成都攻擊部隊は第二十八軍司令部省政府及び四川軍部を目標として爆擊を敢行これに多大の損害を與へたり、爆擊前より執拗に我に挑戰し來れる敵戰闘機十八機と果敢なる空戰を交へうち四機（一機不確實）を擊墜 その他を擊退せり、次に增田少佐の指揮せる重慶攻擊部隊は同地上空において來襲せる敵戰闘機六機と交戰うち二機を擊墜した外重慶市街西北の國民政府及び修理工場等に對し極めて的確なる爆擊を敢行これに大なる損害を與たり、成都重慶両市内外の防禦陣地は極めて強化せられ その反擊極めて熾烈なりしも我が方被害なく夜半全機無事基地に歸着せり.

【上海十二日發同盟】我海軍航空部隊の精鋭は十一日絶好の飛行日和に惠まれ敵の首都重慶に對し實に第六次の大爆擊をまた蔣政權が遷都準備中の成都に對して昨年八月以來約十ケ月振りで會心の爆擊を敢行し絶大なる戰果を收めた、この重慶、成都兩都市の軍事施設爆擊は抗日蔣政權に對し愈四百余州に據る所なき悲慘なる狀態に叩き落したものであつてその意義は頗る大なるものがある、その爆擊狀況は次の如く熾烈なる敵の地上砲火と敵戰闘機の挑戰裡に一機の犧牲も出さざりしは眞に奇蹟的といふべきである

成都爆擊 入佐少佐の率ゐる○○機の大編隊は十一日日沒後間もなき午後九時二十分頃突如南西の進路をもつて成都上空に突入した、この時早くも同市北方六キロ附近及び南西近距離にある二飛行場より舞上つた敵戰闘機十八機は隼の如く我が編隊目がけて殺到し來りそのうち數機は敵ながら勇敢にも五十メートル附近まで接觸し來り我機體目懸けて機銃の猛射を浴せ來つた、これに對し我機銃手は悠々應戰し忽ち敵三機を確實に擊墜し他の十數機を追拂つた壯烈なる空中戰は約二十分間に亙つて成都上空に演ぜられたがこの間我爆擊隊はその照準に捉ける大小○○○發の巨彈を市街南部に點々する電政局、省黨部、財政廳、工科學校、省政府、第二十八軍司令部等の軍事施設目懸けて投彈し多數の直擊彈を得忽ち四ケ所に大火災を生ぜしめた、市内外よりの敵地上高角砲火は熾烈を極め屢々我機の附近に於て炸裂したが幸ひ命中するところとならなかつた、又四川大學の西方佛國權益に接する三門の高角砲が火を吐いてゐるのが明かに認められその他敵の軍事施設は何れも外國權益に接近してゐたが我爆擊は巧みに外國權益を外して一發必中の快技を示した

入佐少佐

重慶爆擊（第六次） 增田少佐の率ゆる○○機の大編隊は午後九時二十分即ち殆んど成都攻擊と時を同じくして重慶を襲ひ目標を市街北西方曾家岩附近にある國民政府軍事施設をはじめ蔣介石官邸及び曾家山南方地域の敵陣地に投彈木葉微塵に粉碎すると共に七ケ所より火災を生ぜしめた、この間 敵戰闘機六機が舞上り挑戰し來つたが約二十分間に亙り抗戰の後二機を擊墜した、曾家岩附近及び揚子江右岸にある外人住宅に接して構築せられた防禦陣地はその後強化せられ狂へるものの如く猛擊し來つたが何れも命中せず全機夜間飛行を續けて○○基地に歸還した

增田少佐

出典：1939年6月13日付東京朝日新聞

1939年10月2日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲、惡天候を冒し 成都初空襲敢行

敵空軍再建の夢潰滅

【〇〇基地にて菅野特派員二日發】海鷲の敵重慶潰滅を期し秋晴れの好天を利して連日大空襲を敢行しつゝあるわが海軍奥地攻撃部隊は突如二日未明出撃して成都を襲ひ二回に亙つて敵飛行基地なる成都郊外の太平寺及び鳳凰山兩飛行場を急襲した、最初の夜間成都大空襲でありその爆撃行は困難を極め 彼我の間に壯烈なる空中戦が演ぜられた、久しく待望された成都空襲の命を受けるや勇躍飛立つた三原大尉の指揮する各編隊は月明に光る雲海を縫つて二日午前三時半頃目指す成都に迫つたが近づくにつれて天候は悪化し然も地上は濃い霧に覆はれて居る、さなきだに成都附近は地形に特徴がなく空中捜査は非常な困難を伴つた危險極まる低空飛行を行ひ約一時間に亙つて附近を旋回目指す敵陣の發見に努めたが、かくするうちに日本軍は優勢困難と見たのか敵は突如數百の探照燈、數十の高角砲を一齊に亂射し來つた、而して敵戦闘機イ十五、イ十六數機は死物狂ひにわが編隊に喰ひ下つて來たのであつた、然し我方はこれ等を拂ひのけ敵の銃砲火を潜つて目指す鳳山飛行場を發見、一齊に〇〇瓩の巨彈を浴せてこれを大破、我方も數機に被弾を受けたが全機無事歸還した、一方友機の後を追つて飛立つた中村大尉の率ゐる大編隊も午前五時過再び余燼も消えやらぬ成都上空に迫つたが刻々悪化しつゝある天候に阻まれて前にも増して困難な情況となつたがこれにもめげず太平寺飛行場に巨彈の雨を降らせ悠々三原部隊と共に十五萬枚の傳單を撒布しつつ翼を揃へて〇〇基地に凱歌を擧げて歸還した、重慶防衞の重要飛行基地として今敵がこゝに持つ〇〇機の大型爆撃機をもつて秘かに空軍再建の夢を描いてゐたものであるが、この大爆撃によつてその半ばは爆破され息もつかさぬわが連日の空襲に今や全く潰滅の運命に立到つた

出典：1939年10月3日付東京朝日新聞

1939年10月2日の成都爆撃に関する報道記事

成都空襲發表

【上海特電三日發】海軍報道部十月三日午前十一時發表＝漢口航空隊の精鋭部隊は昨二日未明惡天候を衝き長驅成都を奇襲し敵の猛烈なる高射砲火を冒し且邀擊し來れる敵戰鬪機を擊退しつゝ太平寺及び鳳凰山の敵飛行場に全彈を集中之を粉碎し更に溫江飛行場及び巴州軍事施設を爆擊し多大なる戰果を收め全機悠々歸還せり

出典：1939年10月4日付東京朝日新聞

1939年10月10日の成都爆撃に関する報道記事

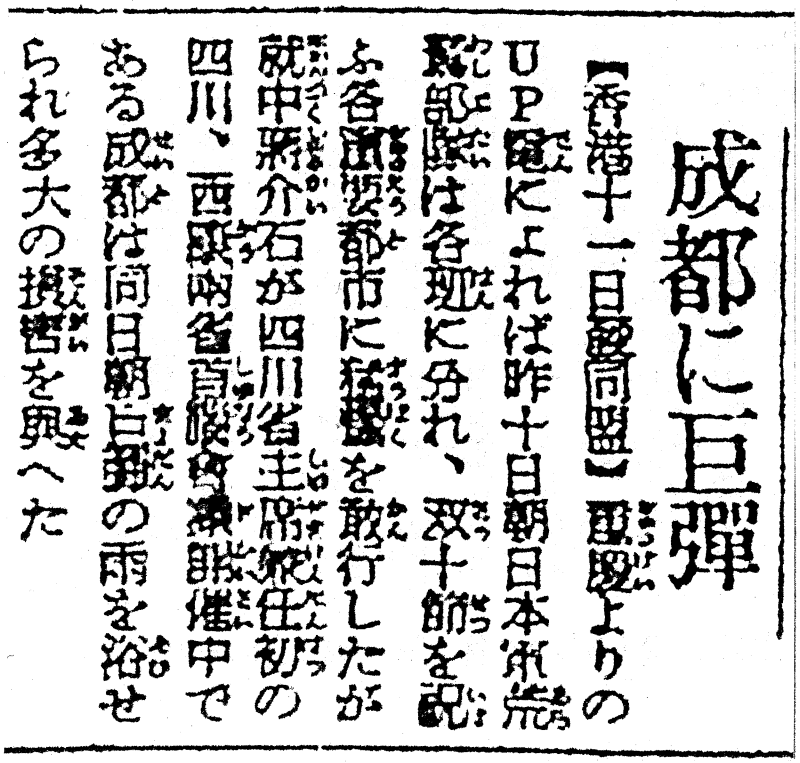

成都に巨弾

【香港十一日發同盟】重慶よりのUP電によれば昨十日朝日本航空部隊は各班に分れ、双十節を記ふ各重要都市に猛爆を敢行したが就中蒋介石が四川省主席就任初の四川、西康兩省首腦會議開催中である成都は同日朝旦爆の雨を浴せられ多大の損害を與へた

出典：1939年10月12日付東京朝日新聞

1939年11月4日の成都爆撃に関する報道記事

奥田大佐自爆

成都空襲の尊き犠牲

奥田大佐

【大本営海軍報道部六日午後一時公表】我が海軍航空部隊は十一月四日大挙温江、鳳凰山飛行場竝に成都方面敵空軍の本拠に対し徹底的強襲を敢行し猛烈なる敵の防禦砲火を冒し、来襲する敵戦闘機三十数機と空中戦闘を交へつゝ敵戦闘機を撃墜し地上にある敵機多数と飛行場諸施設を爆撃炎上せしめ偉大なる戦果を収めたり、本空襲に於て奥田大佐機は壮烈なる自爆を遂げたるが我が方の損害軽微なり

【上海六日発】海軍報道部六日午前十時発表＝我が海軍航空部隊は一昨四日成都大空襲を敢行、奥田大佐の率ゆる精鋭部隊は鳳凰山飛行場を急襲、同飛行場南北両側に巨弾の雨を降らせ地上の大型機九機、小型機数機に大損害を与へたる外附属建物一部に大火災を起さしめたり、[illegible]少佐の指揮する他の有力部隊は温江飛行場を空襲、地上機一機を炎上、六機を大破し燃料庫に大火災を生ぜしめたり、両攻撃部隊は爆撃終了後成都上空において敵イ型戦闘機二十数機と空中戦を交へた上温江上空において敵戦闘機六機と猛烈なる戦闘を交へて敵戦闘機（確実なるもの二機、稍不確実なるもの五機）を撃墜せり、同戦闘中我が方も亦た一機壮烈なる自爆を遂げたり

偉功に祝電

【大本営海軍報道部六日午後一時公表】聯合艦隊司令長官及び海軍大臣は昨日支那方面艦隊司令長官及川中将に対し成都大空襲の偉功に関し左記祝電を発したり

海軍航空部隊を以て大挙敵空軍の本拠に対し果敢強襲を再興し偉大なる戦果を収められたるを慶祝すると共に壮烈其の職に殉じたる奥田大佐以下の英魂を弔す

出典：1939年11月7日付東京朝日新聞

1939年11月5日の成都爆撃に関する報道記事

成都飛行場再空襲

【上海六日發同盟】成都來電によれば我が空軍は四日の空爆に引續いて五日午前再び成都を襲ひ北方鳳凰山、西南温江兩飛行場に巨彈の雨を降らせ甚大なる損害を與へた

出典:1939年11月7日付東京朝日新聞

③　１９４０年の成都爆撃

１９４０年５月１８日、日本軍機は第１隊が夜８時５０分ごろ成都市の

上空に進入し、第２隊は９時１５分ごろ成都市上空に進入、外北、外南飛行場に投弾し、第３隊は温江で数十発の爆弾を投下した。成都市は１９日深夜１時に警報を解除した。投下された爆弾は１００発であった。

５月１９日夕方、１８機の日本軍機はまた成都を攻撃し、市区は６時に注意警報を、７時０分に空襲警報を、８時３２分に緊急警報を発した。日本軍機は９時ごろ成都に進入し、外北、外南飛行場に９６発の爆弾を投下した。

７月２４日、３６機の日本軍機は午後に山西省南部より離陸し、陝西省南部から川陝路に沿って四川省の境まで来た。成都市は、午後１時５分に注意警報を、１時２５分に空襲警報を、２時９分に緊急警報を発した。２時３０分に日本軍機は成都市の東部上空に現れ、春熙路から泉街、紗帽街から拱背橋一帯に対して８７発の爆弾と５１発の焼夷弾を投下した。

１９４０年の１０月４日、３６機の日本軍機は正午１２時２５分に回りながら成都上空に進入し、東北区の東較場域内外に爆撃を加え、昭忠祠、城隍廟街、東較場、武城門など１３ヶ所が被災した。投下された爆弾は７６発、焼夷弾は１７発であった。成都市は午前１０時３０分に注意警報を、１１時に空襲警報を、１２時５分に緊急警報を発し、１時３０分に警報を解除した。

１０月５日、日本軍機３６機は成都を攻撃した。第一隊の９機は１２時１７分に市郊外を進入し爆弾と共に機銃掃射を行った。第２隊の２７機は午後１時４９分ごろ、日本軍機は城の東北部に現れ、皇城及び西城の一般住宅区に９５発の爆弾、焼夷弾１発を投下した。

１０月１２日、日本軍機２７機は成都を攻撃した。「第１３航空隊戦闘詳報（成都攻撃戦闘詳報）」によると、１０月１２日（日本時間）午後１５時５０分に、海軍航空隊は、成都軍事施設に対して爆撃を敢行した。すなわち、聯合空襲部隊（第１から第３攻撃隊、戦闘隊、偵察隊、天候偵察隊からなる）のうち、第１３航空隊により編制された第１攻撃隊２７機（「第１飛行機隊編制表」では２６機。また１機が発進後にエンジン不調で引き返した）は、粟野原少佐の指揮下で、日本時間午前１１時４５分、漢口W基地を発進し、１５時５０分、成都軍事施設上空５８００ｍより爆撃を行った。同日、使用された爆弾は、２５番陸用爆弾２６発、９７式陸用爆弾７８発、９８式７番６号爆弾２６発（中支航空部隊戦闘概報第２号抜粋によると２５番２６、６番７８、７番計２６。なお同概報には、「蒋介石別荘建設廳四川大学一帯ニ弾着四川大学炎上シ甚大ナル損害ヲ与ヘタリ」の記述あり）であった。

１０月２６日、午前１０時１５分、爆撃機８機は成都に進入し、崇慶王場を爆撃及び機銃掃射した。

１０月２７日午前１２時、日本軍２７機が成都市の上空に侵入し、少城公園と付近区域に爆弾９２発、焼夷弾２発を投下した。

１２月３０日、日本軍の爆撃機９機は１１時２２分に成都上空を進入し爆弾と機銃掃射を行った。

なお、１９４０年中に日本軍が行った成都爆撃について報道した日本の新聞記事を次頁以降掲載する。

1940年5月18、19日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲、成都を大爆撃

【〇〇基地にて田村特派員十九日発】海軍の奥地爆撃部隊は十八日夜から十九日早暁にかけて連続三回に亘り敵空軍の最大根拠成都飛行場及び重慶西北方の遂寧飛行場を奇襲、敵十数機と壮烈な夜間空中戦を演じ巨弾を飛行場と軍事施設に命中せしめ多大の戦果を挙げて全機無事〇〇基地に帰還した、なほ成都爆撃は本年最初の壮挙でこの見事な成果を収めたものである

即ち小谷部隊長親指揮中村大尉の率ゐる第一次爆撃部隊は半月かゝる大空に一糸乱れぬ大編隊を張り我が爆撃を予期して空中に舞上つてゐる敵戦闘機数機と地上砲火不気味な探照燈を冒して悠々成都飛行場上空に到達地上にあつた敵機数機を爆破滑走路を破壊し格納庫その他軍事施設数ケ所より火を発せしめて第一次の爆撃に多大の戦果を収めたのについで、第二次爆撃部隊は池田大尉指揮の下に午後十一時十五分成都飛行場上空に到達奥山大尉の第三次爆撃部隊は次第に天候険悪化し雨さへ降る中を強引に重慶西北方の遂寧飛行場に向ひ十九日午前二時三十分敵が空軍再建を企図する重要基地に潰滅的打撃を与へたのである

出典：1940年5月20日付東京朝日新聞

1940年5月18日の成都爆撃に関する報道記事

成都爆擊公表

【上海特電二十日發】支那方面軍艦隊報道部二十日正午發表＝中支方面戰況 一、敵空軍後方據點壓滅の觀を呈ひありし海軍航空隊の精鋭は一昨十八日突如小谷編隊長指揮の下に大擧して成都、温江、太平寺、遂寧を逐次攻擊し本攻擊においては敵戰鬪機及び防空照射の妨害を被りたるも何れも甚大なる戰果を收め全機被害なく歸着せり、即ち中村隊は同日午後十時四十分温江飛行場を爆擊し城内の敵機四機を炎上せしめ更に太平寺飛行場の滑走路を中心に全彈を集中しこれを爆碎したる後、折から上昇し來れる敵のイ—十五型十六型各一機と約二十分に亙り果敢なる戰鬪を交へこれを擊退せり次いで池田隊は敵戰鬪機の反擊を一蹴しつゝ引續き太平寺飛行場に巨彈を浴せ同附屬建物一箇所を炎上せしめたり更に奥山隊は遂寧飛行場を急襲し同場内及び附屬建物を爆擊し多大の戰果を收めたり

出典：1940年5月21日付東京朝日新聞

1940年5月19日の成都爆撃に関する報道記事

成都再爆撃

【香港廿日發同盟】重慶からのU・P電によれば我が空の猛鷲は十八日夜半の空襲に引續き十九日夜再び成都を始め四川省各都市を空襲爆彈の雨を降らせた、此の際重慶では空襲警報が六時間余に亙つて鳴り響き深夜漸く解除に[illegible]した

鍾祥北方の敵殲滅

【湖北前線報道本部にて澤山特派員二十日發】北方唐河々畔の敗殘敵陣をこぼれ拔けて南方に潰走する敵に對し網を擴げて待ち受ける我が部隊は鍾祥北方地區において十九日に引續き敵を掃蕩し續けて居り馬家集、豊樂河、[illegible]門冲附近の殘敵は悉く一掃されるに到つた

十八日一日のこの方面の戰果は敵遺棄死體四百二十五、捕虜十鹵獲機銃六に及んで居り我が戰死は皆無であつた

出典:1940年5月21日付東京朝日新聞

1940年7月24日の成都爆撃に関する報道記事

陸鷲成都初空襲

軍事機關を粉碎す

【〇〇基地特電二十四日發】〇〇基地支那派遣軍報道部發表＝＝わが航空部隊小川、竹下、片倉、鈴木、高橋、松山の各部隊は二十四日午後四時二十分長驅成都に對する最初の奇襲を行ひ、同市外西南地區の敵軍事施設就中軍官學校、工場及び發電所など重要機關に全彈命中各所に火災を起さしめ極めて甚大なる損害を與へたり、本攻撃に當り成都上空において敵戰鬪機十數機と交戰して敵機二機を確實に撃墜せり

【〇〇基地にて二十四日發同盟】陸鷲の精鋭は二十四日長驅四川省成都に對して初の空襲を敢行、悠々市外西南地區に進入巨彈を市外の軍事施設並に諸機關及び中央く粉碎し數ケ所より火災を生ぜしめ炎々と燃上る成都を後に悠々歸還した、本日の成都攻撃は敵空軍の根據地であり、又抗戰繼續基地の諸軍事施設を爆碎し去りこれに多大の損害を與へると同時に成都の人心に對し日本空軍の威力を遺憾なく示してこれに深刻なる恐怖心を與へたもので、蔣政權が重慶連續爆撃に耐へかねて更に成都に逃避せんとする企圖にもまた一大痛撃を與へたものである

戰慄の空中戰を撮影

【〇〇基地二十四日發同盟】我が陸鷲によつて敢行された初の成都攻撃には支那派遣軍報道部小柳次[illegible]映畫班八木豐之君は松山部隊大下少尉機に同乘して白雲亂るゝ成都上空決死の大空中戰に從軍其の壯絶無比なる光景をカメラに收める事が出來たが〇〇基地に歸還した兩君は交々左の如く語つた

敵の眞黒く塗つた戰鬪機が十數機前方から攻撃して來た、カメラを向ける暇もなく敵機はひらひら翼をかはして逃げ乍らも執拗なる攻撃を繰返したが、我が勇士は曳光彈を敵機に集中忽ち一機は黒煙を吐いて撃墜された、斯くて十分間の空中戰の後敵機は逃げ去つた

出典：1940年7月25日付東京朝日新聞

1940年10月4日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲、成都を爆撃

敵前に着陸し拳銃戦

【海軍○○基地にて堀特派員四日発】わが荒鷲竹丸部隊援護指揮の下に成都空襲に参加した横山、白根、千早、東山の戦闘機○機は四日午後二時過ぎ成都上空に敵の姿がなかつたので踵を返して敵の空軍根拠地たる成都郊外の太平寺飛行場を急襲したところあわてて逃げんとするＥ十六型戦闘機五機及びＳＢ爆撃機一機を発見し間髪を入れずこれが戦ひ瞬く間に全部を撃墜し直に太平寺飛行場に急降下し飛行場に在つたＥ十六型戦闘機廿九機に対し低空掃射を敢行、瞬く間に十九機を炎上六機を大破させた

更に東山航空兵曹長（[illegible]）羽切一等空曹（静岡県）大石二等空曹（静岡市）中瀬一等空曹（愛知県）は勇敢にもひらりと敵飛行場に着陸し直ちに飛行場に飛び降り呆気にとられて呆然たる敵飛行場勤務員を尻目に未だ炎上しない敵機に火を放つて機々炎上させやをら説ぞとピストルをもつて向つてくる敵飛行場勤務員とピストルで交戦しつゝ機上の人となり、あつといふ間に上空に舞ひ上り

かくて堀の子の敵の全機を撃滅して全機無事凱旋の爆音を四川の上空に轟かせて○○基地に帰還した

萬縣も急襲

【海軍○○基地にて堀特派員四日発】我が荒鷲、野中各部の荒鷲○○機は四日午後二時ごろ濃霧を衝いて四川省萬縣を急襲、市街の軍事施設を始め各軍事機関に巨弾の雨を降らせ甚大なる損害を與へ全機無事○○基地に帰還した

【○○基地特電四日発】中支艦隊報道部○○基地十月四日午後九時三十分発表＝

一、海軍航空部隊は本日四川の敵[illegible]を突破成都攻撃を敢行、市外軍事施設に爆撃甚大なる損害を與へたり、右攻撃に参加せる戦闘機隊は我に挑む敵機なしと見るや機首を轉じて敵空軍の本拠太平寺飛行場を奇襲、空中にて敵機六機を撃墜、続いて地上にある二十九機を銃撃炎上或は大破せしめたり、尚一部は飛行場に着陸を敢行し敵の心胆を寒からしめ全機無事帰還せり

一、又別の部隊は萬縣を攻撃、市外軍事施設に対し甚大なる損害を與へたり

出典：1940年10月5日付東京朝日新聞

1940年10月5日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲 成都を再襲

別働隊、巴東に巨彈

【〇〇基地特電五日發】中支艦隊報道部〇〇基地十月五日午後八時半發表＝海軍航空部隊は本日惡天候を冒して成都爆擊を實施し、戰鬪機隊は鳳凰山飛行場を急襲、地上敵機十機を掃射炎上せしめたり又別働隊は巴東殘存軍事施設を粉碎潰滅せしめ全機無事歸還せり

【〇〇基地にて堀特派員五日發】笠野原部隊長を總指揮官とするわが海の荒鷲の大編隊は、低く垂れこめた四川の密雲を衝いて前日に引きつゞき五日午後二時五十分敵の機關砲火を物ともせず成都を空襲、栗田、石橋、山縣の各爆擊隊は成都市外の軍需軍事施設に對し巨彈を見舞ひ甚大なる損害を與へ、また飯田、千早、山下の各戰鬪機部隊は成都郊外の鳳凰山飛行場を空襲、同飛行場にあるエスペー戰鬪機、大型爆擊機、イ十六戰鬪機など合計十機に對し掃射を浴びせ全機を炎上せしめ、一方野中、難波の別働隊は午後二時巴東を空襲し巨彈の雨を降らせて市外の軍需軍事施設を悉く爆碎、全機無事悠々〇〇基地に歸還したが、わが海軍〇〇基地は連日の大戰果に意氣軒昂たるものがある

出典：1940年10月6日付東京朝日新聞

1940年10月12日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲、成都を猛爆

黒煙天に沖す

【○○基地特電十二日發】中支艦隊報道部十二日午後九時發表＝海軍航空部隊は本日惡天候を冒して成都爆撃を實施し甚大なる損害を與へた、また他の部隊は湖南省澧口（粤漢沿線）を襲ひ多大の戦果を收め何れも全機無事歸還せり

【○○基地にて米山特派員十二日發】大陸奥地を震撼して堂々の進攻をつゞける我が海の荒鷲部隊は十二日も又秋色濃き○○基地を後にして午後三時目指す成都上空に現はれた、防空砲火を冒して市街の眞中に突込み四川大學を中心とする同市目抜きの繁華街地帯へ實に四十分に亙り巨彈の雨を注ぎ厖大なる猛火を起させ、更に機首を轉じて成都飛行場上空を襲ひ數次に亙る示威旋回飛行を試みたが、過般の我が敵前着陸の離れ業に度膽を抜かれた敵空軍は哀れ沈黙を守るのみで全然反撃する氣力もなく徹底的に我が蹂躙に任せた

又野中、有馬各部隊の荒鷲別動隊は時を同じうして湖南省の敵軍事要衝澧口を奇襲、敵が必死に射ち出す高射機銃を物ともせず雷打石の燃料庫に巨彈を集中全彈命中して文字通り黒煙天に沖するを確認し全機無事歸還した

出典：1940年10月13日付東京朝日新聞

1940年10月26日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲、成都を急襲

敵十機を擊墜

重慶も四十六次爆擊

【〇〇基地特電二十六日發】中支艦隊報道部〇〇基地十月二十六日午後七時發表＝本日長谷川部隊の戰鬪機隊は飯田大尉指揮の下に堂々長驅成都を空襲、新津飛行場上空において敵機十機と遭遇、空中戰鬪の結果全機を擊墜せり、又市丸部隊は第四十六回重慶空襲を決行、防空砲火を冒し市街軍事施設を爆擊、我が全機歸還せり

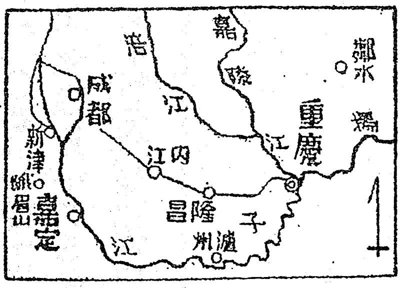

重慶大火災

【〇〇基地にて米山特派員二十六日發】連日四川奥地を震駭せしめ燦たる戰果に意氣輝く我が海軍爆擊隊は二十六日第四十六次重慶空襲を敢行した、この日市丸部隊長の指揮する奥山、石橋各部隊は銀翼を連ねて午後二時二十分重慶新市街に突入城内西南方の要人住宅を始め市内外の軍事施設に徹底的痛爆を加へた、昨日の第四十五次空襲に怯え切つた重慶では我が空中爆擊隊がまだ首都上空に達せぬ中から盲目滅法に高角砲、高射砲彈の防空幕を張りめぐらし死物狂ひに我が爆擊を食ひ止めやうとしたが果敢な突入に氣を呑まれ市内各所に大火災の起ると共に反擊を斷念

我が空襲機は悠々と敵都上空を旋回してこゝに輝く第四十六次連續の記錄を打ち樹てた

新津上空で空中戰

成都爆擊詳報

【〇〇基地にて米山特派員二十六日發】秋風肌に冷い四川上空を長驅し斷末魔に喘ぐ敵が空軍再建の虎の子と恃む成都を空襲した我が海軍戰鬪機隊の精鋭が敵十機を見事に射ち落し〇〇基地はドッと凱歌に包まれた 世界空軍史に例のない長距離遠征を續けて、各國航空專門家達を驚愕させてゐる我が海鷲長谷川部隊の戰鬪機隊は二十六日飯田大尉の指揮で成都目掛けて進發午後一時半頃成都西南方二十粁の新津飛行場上空に差掛つた時イ十五戰鬪機五機と遭遇猛烈な空中戰を演じた後遂に敵戰鬪機を五機共叩き落した、恃みの戰鬪機を失つてこれはたまらんと濃霧を利用し逸早く逃走した敵の轟炸機五機を更に急追、新津飛行場南方約十マイルの山嶽上空で遂にこれを挾包み、必中彈を浴びせて、これまた殘らず擊墜、茲に合計十機を完全に檜玉に擧げて全機無事〇〇基地に凱歌を奏した

指揮者飯田大尉（山口縣徳山中學出身）は去る五日にも成都北方の鳳凰山飛行場上空で死鬪を演じ十二機を擊墜した猛者であり同大尉の指揮下に十機擊墜の殊功を樹てた我が戰鬪機隊の荒鷲は山下空曹長、光増、角田、北畑各一空曹、大木、岩井各二空曹、平本三空曹の面々であつた、打續く我が海鷲の猛爆に打ちひしがれた蔣政權の政府機關は擧げて成都に移されると噂されてゐる折柄でもあり、五機の護衛機を從へて成都を目指すこの五機の轟炸機には必ず蔣本營の有力者が乘つてゐたに相違なく基地では、きつと大物がこの轟炸機と心中してゐるぞと躍り上つて喜んでゐる

出典：1940年10月27日付東京朝日新聞

1940年10月27日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲、成都を再襲

別働隊、萬縣を猛爆

【〇〇基地特電二十七日發】中支艦隊報道部〇〇基地二十七日午後八時發表＝海軍航空部隊は本日成都攻撃を決行、全彈市外軍事施設に命中、甚大なる被害を與へたり、又別働部隊は四川省萬縣を攻撃せり

【〇〇基地にて米山特派員二十七日發】敵輸送機、戰闘機十機を一擧に襲撃して意氣益々上つたわが攻撃部隊は二十七日も引續き成都空襲を敢行した、市丸、粟野原、奥山、山縣、石橋各部隊の精鋭はこの日特に猛烈な密雲を衝き雄航長翔を續けたが、目指す成都の上空は一片の雲もない絶好の爆撃日和、雀躍した荒鷲群は午後二時十分敵都上空に突入し、防禦砲火は戰烈を極めたが敵機の應戰するもの一機だになく市街各軍事施設に悠々と必中彈を注いで同市街西南部を天に沖する黒煙が蒼ふのを確認、全機無事歸還した

又長谷川、寺島、野中各部隊の精鋭は午後二時三十分四川省の敵要衝萬縣を奇襲、敵軍事施設の倉庫群を徹底的に吹きとばした

昆明も空襲

【〇〇基地特電廿七日發】わが海鷲は二十六日〇〇基地を出發、折柄の密雲を衝いて昆明爆撃に向つたが、雲南との國境を越えると珍しく快晴なので勇躍昆明上空に達し同飛行場を猛撃して全機無事歸還した

出典：1940年10月28日付東京朝日新聞

④　１９４１年の成都爆撃

１９４１年５月２０日午前８時ごろ、日本海軍第１２航空隊機第３航空隊６０機余の爆撃機が分かれて四川省各地に危害を与えた。その爆撃機のうち２１機が午前１１時１０分に上空を侵入した。のちに分散隊形となり、市郊外付近を旋回し、１１時２０分に一字形をもって、城南の武侯祠より西南方向の黄田、太平寺一帯を低空飛行し、飛行中に機関銃にて一般市民を掃射した。

５月２２日夜、日本軍機６６機が５隊に分かれて四川省に入り、第１隊９機は四川の東部より成都を攻撃、第２隊の爆撃機は２７機で、次の日深夜２時１０分に外南の紅牌楼と太平寺などの飛行場付近一帯に４２発の爆弾を投下した。

続いて第３、第４隊目の爆撃機は各９機の少数組成に分かれて成都市の上空を旋回して掃射した。

第５隊の日本軍機１２機は万県に爆弾を投下した。３時１０分に警報が解除された。このとき順に掃射をした。

７月２７日、日本軍機１０８機は４隊に分かれ、午前１１時４５分ごろ四川東部の各県から続いて侵入した。市の西北と西南では４２６発の爆弾、２０発の焼夷弾が投下された。

８月３１日、日本軍の爆撃機２７機は、午後成都を攻撃した。成都市北部郊外に到着して５９発の爆弾、１４発の焼夷弾を投下した。

なお、１９４１年中に日本軍が行った成都爆撃について報道した日本の新聞記事を次頁以降掲載する。

1941年5月22日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲又も十三機爆碎

蘭州、成都、梁山、萬縣、寶雞を再爆

【○○基地特電二十三日發】中支艦隊報道部二十三日午前十時發表＝海軍航空部隊の精鋭は二十二日午後前日に引續き敵空軍基地成都および蘭州を急襲し所在の敵機を擊破し、敵航空施設に致命的打擊を與へたり、又別動隊は梁山、萬縣、宝雞を爆擊、市街の諸施設に甚大なる損害を與へたり

【海軍○○基地にて堀特派員二十三日發】抗日の支那奥地に對し益々鬪志盛んになるわが伊藤、内田、近藤の各部隊精鋭の荒鷲は廿二日も前日に引續き四川、甘肅を急襲し、敵飛行場或は軍事重要施設を爆碎、敵軍用機十三機を確實に粉碎し絶大なる戰果を收めて全機堂々快翔の奥地上空に雙翼を連らねて○○基地に歸還した

即ち成都攻擊に向つた荒鷲の精鋭部隊は成都上空に殺到し、午後四時まで連續攻擊を敢行した、かくて逃げ遅れたSB型爆擊機二機を急追してこれを擊退し、西方の飛行場にあつた九機を戰闘機で爆碎、更に太平寺で飛行場附近を爆擊、軍用機が隠はれてゐると思はれる格納庫を急襲し、ついで火藥庫、兵舎などにも巨彈を連續叩きつけこれを悉く爆碎、大火災を起させた、また蘭州攻擊に向つた海鷲は午後三時ごろ市街および飛行場に巨彈の雨を浴びせて甚大なる損害を與へ、飛行場にあつた戰闘機二機も木端微塵に爆碎絶大なる損害を與へた、更に梁山、万縣、宝雞などの攻擊に向つた海鷲は午後一時ごろより相前後して各所を急襲し敵軍事重要施設、市街に甚大なる損害を與へた

出典：1941年5月24日付東京朝日新聞

1941年7月27日の成都爆撃に関する報道記事

海鷲、大擧成都を痛爆
再建空軍據點木端微塵

【海軍〇〇基地特電二十七日發】中支艦隊報道部二十七日午後六時半発表―本日海軍航空部隊は大擧編隊を連ねて成都を空襲、飛行場および城内軍事施設を猛烈に爆碎したり

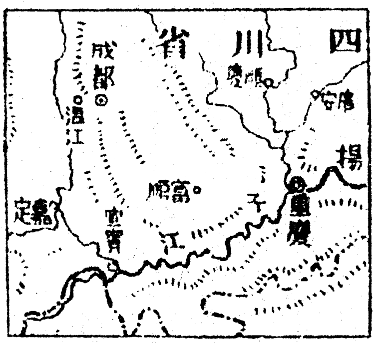

【海軍〇〇基地にて 堀特派員二十七日發】役田部隊長を總指揮官とする白根、石橋、二階堂、川口、武田、高橋、大平、宮内、西村、森田、尾崎、金子、伊木、丸山、向井、平井、佐久間の各部隊海鷲は二十七日事變はじまつて以來の大編隊をもつて五隊にわかれ、敵空軍再建の本據たる成都の第五次空襲を決行した、午後二時ごろ相前後して成都上空に殺到した海鷲は、敵が撃ち出す熾烈な防禦砲火をものともせず、周邊の各飛行場および城内西部を急襲、飛行場では格納庫、倉庫その他重要諸施設を、城内西部で軍司令部、空軍諸機關、空軍諸部隊、軍需品工場などに巨彈を連續的に浴びせて猛烈に爆碎した、かくて敵機は恐怖の余りか一機も姿を見せず、わが海鷲は成都を徹底的に殲滅せしめて全機悠々基地に凱歌を奏げた

江上飛行隊鄱陽を爆撃

【海軍〇〇基地特電二十七日發】中支艦隊報道部二十七日午後二時発表―今坂部隊長の指揮する海軍江上飛行隊は、二十六日鄱陽（鄱陽湖東岸）を急襲、敵兵舍および軍需倉庫に全彈を集中して數箇所を猛烈に爆碎、黒煙を天に冲せしめたり

出典：1941年7月28日付東京朝日新聞

1941年8月11日の成都爆撃に関する報道記事

昭和十六年八月十二日　（明治廿五年三月十一日第三種郵便物認可）

海鷲、長驅成都を急襲
敵の二十一機を粉碎
再建敵空軍の據點震駭

【中支○○基地特電十一日發】（中支那艦隊報道部十一日午後六時三十分發表）海軍航空部隊は本日月明を利して長驅成都を急襲、所在の敵機を捕捉殲滅せり

【中支○○基地にて堀特派員十一日發】鈴木部隊長を總指揮官とする向井、宮野、山下、森田、平井の海鷲の精鋭は橫井、關口、藤原、岡村、吉河、角野の海鷲部隊と協力、十一日未明颱風を衝いて大擧出動月明を利して四川上空に立ちこめた積亂雲を見事に突破、敵空軍再建の重要據點たる成都を急襲した、日の出直前に成都に突入した海鷲の大群は直ちに溫江、太平寺、雙流の各飛行場を猛烈急襲、飛行場諸施設および附近軍事重要施設に巨彈を叩きつけて完膚なきまでに爆碎炎上せしめれば不意を衝かれて狼狽する敵機を捕捉遁さんとする敵機五機を空中戰で見事に擊墜、更に死物狂ひに射ち出す敵の高射砲をものともせず猛然急降下して地上の七機を銃擊で炎上せしめまた九機を大破せしめた、かくて敵の大型機三機戰鬪機十四機その他四機合計二十一機を見事に粉碎、飛行場諸施設、附近軍事施設などを破壞、敵空軍の重要據點たる成都を徹底的に爆擊して全機悠々翼を連らねて○○基地に凱歌を擧げた

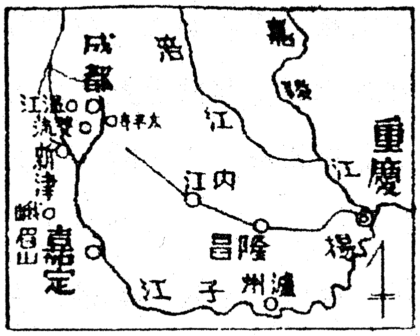

出典：1941年8月12日付東京朝日新聞

⑤　１９４４年の成都爆撃

１９４４年、日本軍機は戦争の泥沼にはまり、劣勢があきらかになってきた。２度飛行機を出撃させて成都を爆撃しようとしたが、その規模はどれも大きくなかった。『新民報』によると、９月９日、日本軍機１０機ほどが夜に乗じて２隊に分かれ成都北部と東北の両側から襲撃、成都市はその晩１１時３５分に予備警報を、１１時５０分に空襲警報を、１２時１８分に緊急警報を発した。

日本軍機はただ成都付近の県（新津、華陽、郫県、中江、徳陽等）に爆撃したであった。爆弾の多くは荒れ地に落ちた。次の日早朝３時１０分成都ではようやく警報が解除された。

１１月２１日、日本軍機はまた爆撃機を出動させて、市北部の鳳凰飛行場を爆破したが、わずかに油弾庫に発火したのみであった。

この後、成都市民は警報で緊張する日々がなくなった。

４　成都爆撃を含む重慶大爆撃による被害

日本軍は、重慶大爆撃によって重慶市（直轄市）および四川省に長期にわたり大規模な戦略爆撃を行い、一般住民の生命、財産に巨大な被害をもたらした。

重慶大爆撃は、日中全面戦争期に日本軍が中国で犯した南京大虐殺、７３１部隊等の細菌戦部隊による人体実験と細菌戦、三光作戦および従軍慰安婦や強制連行などと並ぶ、残虐な戦争犯罪である。重慶大爆撃は、日本軍が中国で行った都市爆撃の中でも、その爆撃期間の長さ、爆撃回数の多さ、投下爆弾の数や種類の多さは抜きんでており、住民が受けた被害の深刻さは、類例をみない残虐なものであった。

本項では、まず(1)で重慶市（直轄市）および四川省の重慶大爆撃の被害の規模について述べ、次に(2)ないし(8)で１９３８年から１９４３年までの各年度ごとの重慶市の爆撃被害、四川省の楽山市、自貢市、成都市の爆撃被害について述べ、その中で、本件訴訟の被害者が被った被害について述べる。最後に(9)で原告の損害について主張する。

(1)　５年半にわたる重慶大爆撃の被害の規模について

１９３８年から１９４３年の５年半にわたる日本軍の重慶大爆撃の出撃回数は、全期間で２００回を超えている。それによる死者・重傷者の被害は甚大なものとなった。

①当時の重慶市（渝中区、江北区、南岸区など）と②それ以外の地区に分けて、直轄市としての現重慶市に対する爆撃被害の規模を検討する。

ア　当時の重慶市に対する爆撃被害について

当時の重慶市の爆撃被害に関する被害統計としては複数のものがあり、それぞれ調査対象の時期・地域を異にしているが、代表的なものに、「四川省政府統計処統計資料」がある。同資料は、抗日戦争時期に正式

に対外的に公布されたもので、主として重慶防空司令部、重慶市衛生総司令部と重慶市警察局の損害調査資料にもとづいて作成されたものである。上記資料によれば、当時の重慶市の死傷者総人数は２万３１２６人（死者９２１８人、重傷者１万３９０８人）である。

また、後記(2)以下で各年度ごとに述べる「爆撃日ごと被害統計表」のうち、重慶市（爆撃当時）の被害の合計は、次の表のとおりである。

被害地	爆撃日数	航空機数	爆炸弾	焼夷弾	死亡者数	負傷者数	損壊家屋数
重慶	111	6253	15570	1170	10579	10047	41352

すなわち、死傷者総人数が２万０６２６人（死者１万０５７９人、重傷者１万００４７人）である。

しかし、これは爆撃日が特定された被害に限られているので確実なデータではあるが、実際の被害規模は、被害時の混乱した状況のなかでの調査漏れ、報告漏れ、資料の不完全さから、被害数がもっと多いと考えられる。

１９４５年前後にかけて、中華民国政府は、中国各地で抗戦損失調査を実施したが、この調査は国民政府内政部抗戦損失調査委員会が主管し、空爆被害については、「後方各省実際報告本会空襲人民傷亡表」（軍令部第一庁調制、１９４６年２月７日）を作成し公表している（『抗日戦争』第二巻（下）、四川大学出版社、１９９７年参照）。同資料の中で、重慶市政府は、統計地域範囲を調査当時の重慶市に拡充し、資料収集を全面的に行い、調査漏れ、報告漏れを整理し補充して、空襲死傷者数を３万６２０２人（死者が１万５２９４人、重傷者が２万０９０８人）と報告している。

戦時首都重慶の大規模な人口流動と当時の統計状況を考慮すると、調

査漏れ、報告漏れの補充調査を経た、上記「後方各省実際報告本会空襲人民傷亡表」中の重慶市の死傷者数３万６２０２人の数字は爆撃被害者の人数として確実な範囲のものと考えられる。

イ　直轄市としての現重慶市（上記アを除く）に対する爆撃被害について

重慶市（当時）の周辺の１９地区（万県、梁山、巫山、奉節など）の爆撃被害は、『万県市志』『梁平県志』『奉節県志』、四川省防空司令部档案などの当時の文献資料に基づくと、後述する「爆撃日ごと被害統計表」のとおりである。

各地区ごとのデータ合計は、次の表のとおり、死傷者総人数が１万４７６４人（死者５８７３人、重傷者８８９１人）である。なお、上記１９地区は、次頁地図の赤四角枠で囲んだ地区である。

被害地	爆撃日数	航空機数	爆炸弾	焼夷弾	死亡者数	負傷者数	損壊家屋数
万県	26	575	1809	5	1413	1554	4639
梁山	26	589	4431	49	700	613	5733
巫山	16	85	498	63	236	235	875
奉節	15	75	854	55	1083	1465	2847
忠県	11	80	195	50	56	105	222
涪陵	10	30	120	2	327	235	3397
南川	8	112	535	5	232	423	1790
合川	7	171	834		1112	2411	4424
運陽	5	38	192	12	76	143	136
開県	4	29	125	90	28	100	42
銅梁	4	102	350		33	107	1459
北碚	3	31	60	11	117	738	139
綦江	3	117	270		161	265	628
江津	2	27	89		7	11	15
秀山	2	6	82	30	18	37	1260
栄昌	1	18	2		83	127	573
永川	1	26	136		147	257	1862
巫渓	1	7	35		4	9	20
璧山	1	36	119		40	56	82
合計	146	2154	10736	372	5873	8891	30143

重慶市爆撃被害地図

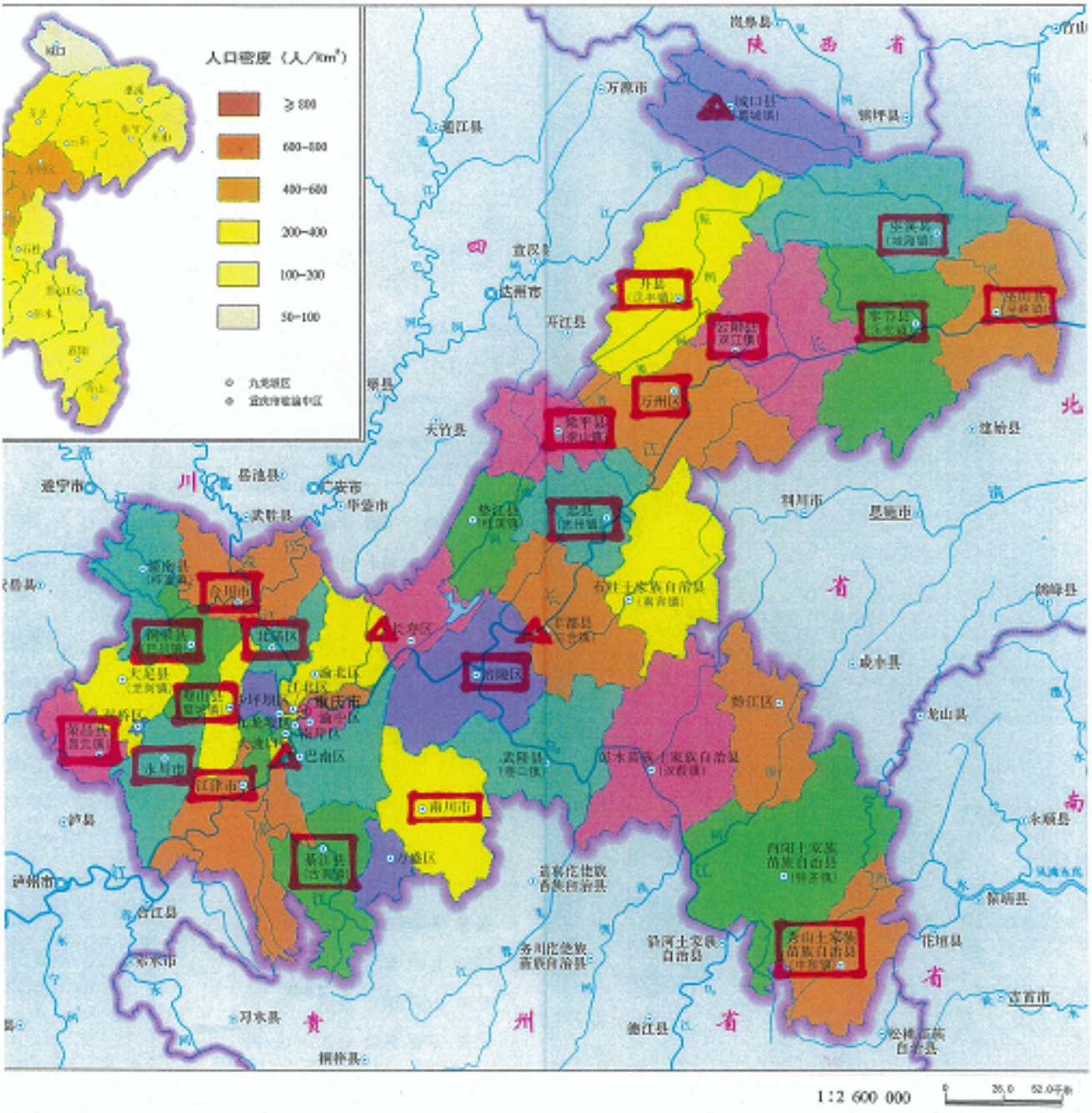

1 □ 枠で囲んだ地域が「爆撃日ごと被害統計表」記載の被害地区。

2 △ 印の地区は、「爆撃日ごと被害統計表」に記載はないが、他の資料から爆撃を受けたことが明らかになっている被害地区。

出典：重慶市地図冊 2004 新版（中国地図出版社 2004）

ウ　重慶大爆撃の人的被害について

重慶市（直轄市）に対する重慶大爆撃（狭義の重慶大爆撃）の死傷者については、上記アのデータ（当時の重慶市の死傷者数３万６２０２人）と上記イのデータ（当時の周辺地区の死傷者数１万４７６４人）を合計すると、次のとおりである。

爆撃被害地域	死亡人数	重傷人数	死傷者総人数
(1) 当時の重慶市	15,294	20,908	36,202
(2) 周辺地区	5,873	8,891	14,764
合計【重慶市(直轄市)】	21,167	29,799	50,966

すなわち、重慶市（直轄市）の死傷者総人数は５万０９６６人を数えることができる。

上記統計については、当然、被害時の混乱した状況の中での調査漏れ、報告漏れ、資料の不完全さを考慮しなければならないから、実際の死傷者数は確実にもっと多い。重慶市（直轄市）の死傷者数は、約6万人と推定することができる。

次に、重慶市と四川省全体の重慶大爆撃（本件訴訟にいう重慶大爆撃）の被害規模であるが、これは「狭義の重慶大爆撃」の約２倍と考えられるので、重慶大爆撃の人的被害は死傷者数が明らかに１０万人を超えている。

なお、重慶の９０パーセントの家屋が破壊され５０万人ないし６０万人あまりの重慶市民が家と財産を失った。重慶市を含む四川省全体では、家や店舗を破壊され失った人は１００万人規模にのぼる。

(2) １９３８年の現重慶市の爆撃被害

１９３８年２月、日本軍は最初の重慶大爆撃を行った。これは、海軍の木更津航空隊によって開始されたが、同年１０月の武漢占領までは、日本軍の空爆は、占領作戦と結びついていたので、重慶にはまだ散発的な爆撃に留まっていた。

この年の１年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は次のとおりであり、その合計は、少なくとも９５人（死亡者２８人、重傷者６７人）にのぼる。

なお、以下の各年度ごとの重慶市の「爆撃日ごと被害統計表（１９３８年）」は、重慶防空司令部档案、重慶市政府档案及び各新聞報道記事および各県志などの当時の文献資料から爆撃日ごとの記載があるデータから作成された。

爆撃日ごと被害統計表（１９３８年)

爆撃日 (1938年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位：発)		人数 (単位：人)		損壊家屋 (単位：棟)
				爆炸弾	焼夷弾	死亡	重傷	
2月	18	重慶	9	14		0	3	3
10月	4	重慶	18	36		23	24	
		梁山	18	212		5	40	16
	8	重慶	1	5				
	22	梁山	18	105				
11月	5	梁山	27					
1年間合計			91	372		28	67	19

なお、日本側の記録によれば、重慶に対する戦略爆撃の企図を明確にした「大陸命第２４１号」・「大陸指第３４５号」および「航空ニ関スル陸海軍中央協定」に基づき、第１波重慶攻撃として同年１２月２６日、陸軍飛行隊が漢口から重慶爆撃に発進し爆弾投下を行ったことは明らかであるが、中国側の記録には同日の記録が見あたらない。

(3) １９３９年の現重慶市の爆撃被害

ア　１９３９年１年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも１万４０７７人（死亡者７４９５人、重傷者６５８２人）にのぼる。なお、下記表の爆撃地区欄記載の「重慶」は、爆撃被害当時の重慶市である。

爆撃日ごと被害統計表（１９３９年）

爆撃日 (1939年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位：発)		人数 (単位：人)		損壊家屋 (単位：棟)
				爆炸弾	焼夷弾	死亡	重傷	
1月	7	重慶	21	74		5	7	13
	10	重慶	21	53		38	37	103
	14	万県	6	31		47	65	45
	15	重慶	27	69		119	166	
2 月	4	万県	18	134		229	219	352
	6	万県	18	99		235	150	155
3 月	29	万県	9	1				6
		梁山	18	300		259	285	1495
5月	3	重慶	36	98	68	673	350	1068
	4	重慶	27	78	48	3318	1973	3803
	12	重慶	27	65	51	62	348	362
	25	重慶	39	91	19	404	536	560
6 月	7	万県	36	25		2	6	92
	9	重慶	27	69	20	25	21	216
	11	重慶	27	139	17	181	90	119
	28	奉節	27	129		813	909	
		忠県	1			4	3	7
	30	梁山	27	136		70	15	470
7月	5	重慶	21	26	11	42	71	437
	6	重慶	18	30	16	2	92	118
		涪陵		4	2	1		1
	12	奉節		41		5	13	121
		巫山		61		106	59	105
	24	重慶	18	136	31	29	58	205
		巫山				13	20	
	25	巫山	4	28		8	6	340
	31	重慶	18	33	5	6	5	77

爆撃日 (1939年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位：発)		人数 (単位：人)		損壊家屋 (単位：棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
8月	2	重慶	18	74	11	80	134	45
		忠県		4				
	3	重慶	18	53	6	12	8	21
	4	重慶	18	74	7	4	22	60
	23	重慶	26	11	2	3	4	6
	28	重慶	36	92	10	33	47	45
	30	重慶	24	60	15	52	31	89
	31	南川		1		5	4	
9月	1	重慶	20	28		17	1	
		梁山	18	136		2	15	158
		万県		18		58	78	51
	3	重慶	57	65	23	27	23	16
	4	重慶		88		8	27	8
		奉節		2				
	12	万県	27					
	28	重慶	48	48	5	2	4	12
	29	重慶	36	29		1		2
		梁山	36	486		90	30	1765
		奉節		23				
	30	奉節		300		120	145	265
10月	3	重慶	9	54		1	2	3
	4	重慶	9	53	1	1	2	3
	10	秀山	6	75	30	18	37	1260
	13	南川	18	137	5	180	310	821
		梁山	36	314		28	30	765
		雲陽		1				
	24	奉節		100		28	70	400
		巫山	5	58		13	21	4
12月	18	梁山	26	170		8	14	29
	19	南川	21	84		8	19	22
		奉節		1				
1年間合計			1003	4589	403	7495	6582	16120

イ　１９３９年で最も被害が大きかったのは、５月３日、４日の連続的爆撃であった。重慶市ではこの両日に加えられた日本軍による重慶大爆撃を「ウーサン、ウースウ」と呼んでいる。

５月３日の爆撃を受けた重慶市内の様子を、５月４日付新華日報が次のように報道している。

「目の前に繰り広げられているのは、信じられないほど悲惨な情景である。

担架部隊が通り過ぎると、アスファルトの道路には幾筋もの血痕が赤い線となって残っている。担がれた怪我人は足を失い、ズボンから血がにじみ、灰や木くずがこびりついている。うめき声すらあげる力もなく、顔面が苦痛にゆがむだけである。

血まみれの顔からは目鼻立ちの区別さえつかない。激しい苦痛で彼らは身動きもとれず、とぎれとぎれのかすかな呼び声が、人々の神経を刺激した。声をあげて訴えるまでもなく、血生臭い事実が最も切実な訴えに他ならない。

戸板に横たわっている中年の男性からは、赤い血がどくどくと流れ出し、傍らの地面に座り込んでいる彼の妻は、全身泥にまみれていた。このようなかつて経験したことのない苦痛に、彼女は途方に暮れていた。やっとの思いで崩れた家の中から重傷の夫を助け出したものの、子供２人はすでに死亡していた。打鉄街の破壊された家屋の瓦礫の中には、３０体余りの遺体が埋もれていた。すでに掘り出されたものは、哀れにも路傍に横たえられ、覆いかけられた筵ごしに彼らが裸足の労働者であったことがわかる。」（１９３９年５月４日付新華日報）

焼夷弾の燃焼作用は、爆撃機が上空を去ったあと本格的に猛威を振るい、火焔の領域を拡大しながら人々を追い詰め、焼き殺した。消火しようにも水道本管は爆撃によって破壊され、龍吐水の消防隊やバケツなどでは消火は不可能であった。被害状況は次頁の写真のとおりである。

５月３日の空襲で破壊・炎上した区域は、重慶市の旧城内の揚子江寄りの一帯である。中央公園を中心に、陝西街、蒼平街、左営街、太平門、儲奇門など市街中心の、北東から南西にかけて長さ約１．５キロ、幅５００メートル、主要な大通り２７のうち１９通りに被害は及んだ（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）。

そのときの目撃者は次のように供述している。

「鄭素清は、逃げ場といえば中央公園しか思い浮かばなかった。緊急警報になって、防護団の叱声や避難する人たちの金切り声が周囲に高まったとき、公園の木の陰に隠れていようと考えた。まさかそこが爆撃中心点だとは思いも及ばない。防空施設は自家用も公共用のも鄭のような無職の夫をもつ主婦などにあるはずもなかった。素清は娘を抱いて中央公園へ走った。

彼女が公園に入ってみると、そこはもう避難民であふれんばかりになっていた。ただでさえ平地に乏しい市中区の、しかも商店密集地区に所在する唯一の公園とあってみれば、だれしもそこをめざすのに不思議はない。公園とは名ばかりの長させいぜい１００メートル、幅数１０メートルの坂と石段で区切られた狭い場所だったから、人々は、ほとんど身を寄せ合っているという感じでしゃがみこんでいた。素清は、孫文の石像をささえる台座の下になんとか２人分もぐり込む所を探しあてた。孫中山先生の足もとなのだからここにいれば安心であるに違いない。

大きな石像の下にうずくまり、片手で子供を抱き、もう一方の手を木の枝にかけて不安定な姿勢を正しながら無事を念じているその時、頭上に爆発音が響き、身体を持ち上げられるような衝撃を感じて、鄭素清は、思わず掴んでいた枝から手を放した。耳が聴こえず、しばらく無音の世界になった。目を上げると、孫中山先生の頭がない。素清は初めて近くに爆弾が落ちたのを合点した。よく見回してみて、木の上には人の腕や足がバラバラに引っかかているのに気づき、恐ろしくなった。地面にはもっと多くの死体が散乱している。聴覚が戻ってくるにつれて公園内に満ちている悲鳴や呻き声も耳に入ってきた。血の池を人がのたうっているようだった。一刻も早くここを動かなければ、と焦った。火の手が見える。生き残った者はてんでに新しい逃げ場を求めて走った。その中には不自由な歩行しかできない纏足の鄒華清もいるはずだった。ようやく鄭素清は手に激痛を覚え、自分の右手人差し指が根元近くからなくなっていることを知った。」（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）

（以下、余白）

1939年の重慶大爆撃の被害写真

（上）母は爆撃によって重傷を負ったが、子供はあどけなく乳を飲んでいる

（上）爆撃にあった太平門一帯

（右）重慶の路上には爆撃被害者の血まみれの遺体が至る所に見られた

出典：重慶市文化局・重慶市博物館・重慶紅岩革命紀念館編『重慶大爆撃図集』（重慶出版社、2001年）

ウ　５月４日の薄暮攻撃で投弾が集中したのは、旧城内の嘉陵江寄り一帯の小梁子、都郵街、夫子池、七星崗の繁華街である。都郵街では絹織物の店１５軒が焼け落ち１６万７２００反もの反物が焼失した。蜀錦の華麗な細工を誇る老舗ばかりであった、鶏街の華々綢緞（絹織物）店も爆弾１発で瓦礫の山と変わった。鶏街は壊滅した。国泰映画館は大勢の観客が入っているところを爆弾の直撃を受け、死傷者３００人の被害を出した。全市３７の銀行のうち１４行が、一夜にして焼け落ちた。

焼夷弾の多用によって、各所に前日以上の火災を見たことも「５・４」の被害をさらに大きくした。木造の街並みに焼夷弾が投下されると、自ら風を捲き起こし火焔が舐めつくした。大きなものだけで１４件の火災が発生した。朝天門から七星崗まで東西２キロ、中央公園―嘉陵江岸間、南北７００メートル、この区域内の１４カ所の火の手は合体し大きな火の海となった（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）。

重慶市街区の十数本の主要な街路は爆破されて廃墟となり、数十本の路地の家屋は燃え上がり、大火は３日近くしてようやく消し止められた。いたるところ焦土と化し、死屍がつらなり、樹の枝や電線上に、ちぎれた手足がひっかかっているものすらあった。史上空前の空からの殺戮、一般市民にたいする虐殺行為であった。

エ　日本では、東京朝日新聞が、「史上に比なき猛連爆　重慶を四度び大空襲　敵都いまや生色なし」という見出しで、次のように報道している。

「【重慶特電五日發】（ルーター特約）四日の日本空軍襲来によつて起つた火災は二十萬の市民が雑然居住する重慶市の一角を舐め 盡し彼等は燃えさかる我が家を後に夜を徹して命からがら避難した。昨日の騒然たる市民の生活は一朝にしてかき消され今日は哀れにも荒涼たる残骸を横たへてゐるのみである。市内には水道も電気も絶たれてしまつた。電話等は云はずもがなのことである。五日朝になつて發行された新聞は僅に二紙あるのみでそれも一片の紙切れに過ない。中央通信本社の社屋も灰燼に帰し支配人何思源は重傷を負つた。」（１９３９年5月６日付東京朝日新聞）

東京朝日新聞　昭和十四年（１９３９年）五月六日（土曜日）の報道

史上に比なき猛連爆
重慶を四度び大空襲
敵都いまや生色なし

【上海特電五日發】（ルーター特約）上海外人側への情報によれば重慶は五日午後二時より三時迄の間に於て四度び日本空軍の空襲を受けたと、但し詳細は不明である

【上海五日發同盟】我海軍航空部隊は五日午前大編隊を以て第三次重慶爆撃を敢行、敵の空襲により重慶の軍政各機關を徹底的に爆破した爆撃狀況の詳細に關しては四日の我空襲により通信機關破壞のため尚不明である

【上海五日發同盟】外人側への情報によれば我が海軍航空隊は五日午前の重慶爆撃に引續き午後も間斷なく重慶攻撃を實施、敵都は未曾有の大混亂に陷りつゝありといはれるが、通信聯絡不能のためなほ詳細不明である

【香港特電五日發】ＵＰ特派員マルチン氏は今回の我荒鷲の重慶大爆擊に關し左の如き現地印象記を當地英字紙に載せてゐる

支那現在の臨時首都重慶は一瞬にして一大修羅の巷と化してしまつた、爆撃によつて斃れる者〇〇人、世界航空史始まつての大空襲であらう一時避難民その他で重慶の人口は百五十萬にも達してゐたが、これ等の住民を收容した重慶の家屋は悉く燃え易い木造建築物であつたので爆撃によつて市內七ケ所より發した大火は忽ち燃え擴がり全市焰の包むところとなつた、これに比すれば漢口或は廣東の陷落前後の大火もほんの小火に過ぎない、木造家屋の櫛比する重慶の市街上は忽ち焰を以て蔽はれ爆彈は市街の軍事政府機關行營等に數の如く投下され是等の建物は忽ち灰燼に歸した、爆彈は連續的に大音響を發して爆發、重慶全市街は震動に揉み消されてしまふ感があつた

市內到る處破壞された家屋や防空壕の中に生埋めにされた者も無數とある、又生き殘つた者も熱病患者の如く廢墟の街を右往左往しつゝある

火災はいよく烈しく市內は物凄い狂亂狀態に陷つた、この猛火に對し防火水道も無くポンプもホースも無いため二百呎の下にある揚子江の水も汲み上げられずやつとバケツで一杯々々手から手へと渡されて來る水では何の利目も無かつた

この怖ろしい火焰はヂリヂリ市の中央部に擴がり三夜にかけて燃え續けてゐる、死者のみで既に〇〇人といはれてゐるが、在住外人は全部死の一歩から免れてゐる、支那旅館にゐたアメリカ飛行機製造會社の代表者や中國航空公司員達も命からくく逃げ出したがその直後その旅館は全燒した

繁華街に沿うて防空壕があつたが役に立たず、中央通信社の社屋は破壞された

今回重慶を襲つた日本空軍の精鋭に對し支那空軍は當時の最大限の勢力たる十九機の戰鬪機で阻止せんとし又市內外に設置された高射砲、高射機關銃により猛烈な彈幕を張つたが、日本空軍はこれを突破し瞬く間に重慶上空に殺到し來つたものである、市民は狼狽に怯えて陸續として周圍の山中に逃避してゐる

【重慶特電五日發】（ルーター特約）四日の日本空軍襲來によつて起つた火災は二十萬の市民が稠密居住する重慶市の一角を掃め盡し敵軍は燃えさかる我が家を後に夜を徹して命からくく避難した、昨日の熾烈たる市民の生活は一朝にしてかき消され今日は哀れにも荒原たる廢墟を横たへてゐるのみである、市內には水道も電氣も絕たれてしまつた、電話等は云はずもがなのことである、五日朝になつて發行された新聞は僅に二紙あるのみでそれも一片の紙切れに過ない、中央通信本社の社屋も灰燼に歸し支配人何思源は重傷を負つた、又中央通訊社々長蕭同茲氏に編輯長陳博生（早稻田大學卒業、同社東京特派員たりし人）も社屋爆擊のため一時生死不明であつたが、彼等は後刻奇蹟的に微傷だになく全身塵土を浴びて這ひ出して來た、蔣介石と宋美齡は四日夜と五日朝の二回に亙つて被害地を巡視し難民を市外に運搬するため公私を問はず全市のトラック、乘用車を徵發する命令を發し、これ等の自動車は五日午前十一時市內の指定箇所に集合した、避難完了まではなほ數日を要する模樣である、蔣介石は重慶の各新聞に對し各自に新聞を發行することを中止し各紙協同してたゞ一つの新聞を發行することを勸告した

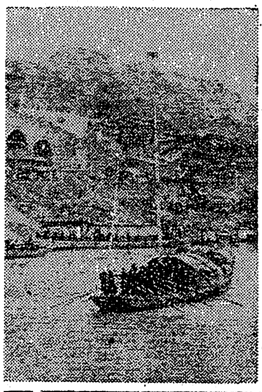

敵・重慶放棄を決意か
成都へ遷都論有力化

【香港五日發同盟】蔣政府部內には嘗て首都移轉說が存在してゐたが、過般三、四、五の三日に亙る我荒鷲の重慶大爆擊は蔣政權が武漢陷落後半歲に亙り牙城と頼んでゐた重慶を根本から搖り動かしてゐる、而して第三次遷都に際しては當初より空襲を豫想して初めから各機關を出來るだけ成都郊外に分散せしめる方針をとり、更に一部機關は昆明及び敍州にも分散せしめるものと見られてゐる、これは蔣政府が嘗て行くもので、その移轉は極めて祕密裏に行はれる模樣である

然しながら我空軍の威力は蔣政府が縱令成都、昆明は勿論如何なる奧地に逃げ込むとも必ずやあると犬が吠えるとさへいはれてゐる所であるが國府當局は審たけるに遲れて震が薄らぐのを察し去る三日以來數次に亙つて市民の避難を命ずると共に市街全部を防塞と化し斷末魔に喘ぐ國府の政治機能を保持せんとした、併し我が荒鷲の驀進る所流石の防衞も一たまりもなく粉碎されるに至り國府部內に於て相當深刻な政治的動搖を來すの已むなきに至るであらうと外人側は觀測を下してゐる

汕頭も大混亂
海軍機反復巨彈浴す

【香港特電五日發】外電によると汕頭は四日に引續き五日朝も二回に亙り我が空軍の猛烈なる爆擊を受けたが五日朝の爆擊は從來よりも一段と猛烈で被害の詳細は不明であるが同市は大混亂に陷つたと報ぜられる、なほ潮安方面も爆擊を浴び附近沿岸河川の支那軍運輸船に對しては見付け次第機關銃掃射を浴びせるといふ徹底的な攻擊振りであつたと、ため附近の水上交通は目下杜絕してゐる

金華、玉山も空爆

【上海特電五日發】＝艦隊報道部五日午後四時發表

◇北支方面

一、去る二、三日の兩日に亙り我が海軍航空隊は江蘇省北部射陽河以南の偵察攻擊を實施し神門口に於て荷揚中の敵軍用被服廠東臺市內の敵軍事根據地及び鹽城北方の軍用大倉庫を爆擊し大なる損害を與へたり

◇中支方面

一、四日我が海軍航空部隊は浙江省中部水陸交通の要衝たる金華を攻擊、停車場及びその附近を爆擊多大の損害を與へたり

二、四日我が海軍航空部隊は（イ）折柄の惡天候を衝き江西省東部國境の玉山を急襲飛行場に直擊彈を得、大破せしめたり（ロ）他方同省中央部吉安に向ひたる我軍航空部隊は同地飛行場を爆擊し全機無事歸還せり

英總領事館に誤つて
外國領事館背景
林立の高角
（要塞重慶）敵の

【上海特電五日發】重慶よりの情報によれば四日の日本爆彈が英國總領事館構內に落下炸裂したと

四日敢行されたわが海軍航空隊の重慶大空襲の際敵は重慶の領事館區域を背景としこれに極めて接近し高角砲、大型機銃約七十門を以て應戰、その猛風のため一隊は一時操縱の自由を失ひ方向を失したほどで他の友隊はこれを救はんとし、止むを得ず地上砲火に對し爆擊を敢行、敵を沈默せしめたとが、その後の詳報により明かになつたが、かゝる第三國の權益を利用する支那軍の常套手段はわが當局を憤激せしめてゐる。なほ重慶市內は到るところ防空設備を施し宛ら防空要塞の如くで軍事都市たることは疑ひを容るゝ余地

傷兵保護力說
本庄總裁挨拶

本庄傷兵保護院總裁は五日地方官會議席上傷兵保護に關し大要の如き挨拶をした

事變の長期に亙るに伴ひ保護を要する傷痍軍人の數は益多きを加ふると共にこれが保護對策の複雜化を將來するの狀況にあるので其の衝に當る者の責務は今後一層重大の度を增すものと信ずる、幸ひ各種保護施設も著其の緒に就き政府に於ては傷痍軍人に對する職業輔導に職業保護に格段の努力を拂ふと共に其の發展を誇らず周遍に徹…

國民徵用
實施ね
地方

總動員法第四條に基く國民徵用については嘗く厚生省の原案の完了を見、六月末までには實施さる見込で第一回國民登錄の百三十四職種の要登錄者約五百萬人を徵用者としてゐるが、生產力擴充のため勞務の需給調整は、緊急問題となつて來たので、五日の厚生省所管の地方長官會議でもこ

オ　このように、「５・３」「５・４」２日間の爆撃において、日本軍機は人口稠密な都市中心区域に大量の爆弾と焼夷弾（爆弾１７６発、焼夷弾１１６発）を投下し、２日間での重慶市民の死傷者は、少なくとも爆死３９９１人、重傷２３２３人（「重慶防空司令部調査」『重慶大爆撃』２００２年、７５～７７頁）におよんだ。

１９３９年5月１５日の「重慶フランス語放送」は、５月３、４日の重慶爆撃を次のように放送していた。

「日本軍飛行機の目標は果して是等の軍事施設にあつたのであらうか、私の観るところでは寧ろ戦争には何等関係のない平和な市民に脅威を與へ且つ殺戮することがその目的であつたに相違ないと思ふ、何故ならば五月三日殊に四日に彼等の爲した野蛮極まりない行為は私の観察を立派に裏書してゐるからである。初夏の緑に恵まれた重慶は夕暮は路行く人で充満しデパートもカフエーも劇場も超満員であるが恰もこの時を選んで空襲警報が市内に俄然鳴り渡ると思ふ暇もなく敵の爆弾は戦慄その極に達してゐる市民の頭上に見舞つたのである。此一瞬の光景こそは到底筆紙にし得ない凄惨極まるものであつた。

敵飛行機の投下する爆弾と焼夷弾は高射砲弾と交錯して夕暮の空は紅と化し地上には狂乱した婦女子や子供の聲を限りに叫び戦く聲傷いて救を求める老人の呻聲が炸裂する爆弾の音に和して然ながら地獄の如き光景を呈してゐる。敵の焼夷弾は見る見るうちに市中各所に火炎を起こして火炎は天を焦がし逃げ狂ふ罹災民は火炎に閉され窒息して打殪れる者その数を知らない。軍用トラツク、赤十字の救急車、自動車が市中を右往左往に飛駆して死傷者の運搬に救助に文字通り死物狂の努力を終夜継続しなければならなかった。病院という病院は負傷者で一杯で醫師は徹宵手術と醫療に寸隙なし、それでも尚負傷者の幾割がこの幸運を引当當て得たであらうか、路上に満ちてゐる憐れな死者の遺骸などは到底省みる暇さへもない状態であつたのである。

日本軍の飛行機の投げた焼夷弾のために市中に火炎を起した地は二十ヶ所に及び人家の櫛比してゐる市中殷賑な町々はその爲大半灰燼に帰し去つたのであるが火炎を後に丸裸となつて逃狂う人々の惨状は眼を覆ふばかりで昨日まで繁栄を誇つた重慶の美しい市街が爆戻な敵の野蛮行為のために一朝にして廃墟と化した事は到底神の赦し得ない事である。」（１９３９年5月１５日「重慶フランス語放送」国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレ

ンス番号：A03024454200）

日本軍はその後も断続的に重慶への爆撃を敢行した。

(4)　１９４０年の現重慶市の爆撃被害

ア　１９４０年１年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも１万３９０９人（死亡者５３１２人、重傷者８５９７人）にのぼる）。

爆撃日ごと被害統計表（１９４０年）

爆撃日（1940年）		爆撃地区	航空機数（単位:機）	投弾数（単位：発）		人数（単位：人）		損壊家屋（単位：棟）
				爆炸弾	焼夷弾	死亡	重傷	
1月	7	南川	12	2			1	1
4 月	23	重慶	32	24		4	1	44
	30	重慶	18	91	4	40	47	36
		梁山		63		4	2	12
		巫山	4	30		37	66	
5 月	3	合川	9	30		114	140	20
	19	梁山	63	756		63	33	292
	20	重慶	45	176		1	2	6
		開県	4	1				
	21	重慶	10	224	1	15	9	37
	22	重慶	46	140		37	10	280
	26	重慶	99	210		64	107	25
	27	重慶	99	167		78	131	21
		北碚				92	115	
	28	重慶	99	280		250	420	250
	29	重慶	63	275	9	67	95	64
	30	重慶	27	96		175	84	300
		合川		30		175	149	89
		涪陵		8		95	89	368

爆撃日 (1940年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位：発)		人数 (単位：人)		損壊家屋 (単位：棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
6 月	6	重慶	36	4		5	6	
		開県		2				
		梁山	33	348			2	12
	10	重慶	126	95	2	12	23	296
		梁山	35	102			3	242
	11	重慶	126	310		64	172	657
	12	重慶	117	305	14	303	463	1112
	16	重慶	117	263		286	108	670
	17	重慶	75	370		12	13	132
		涪陵		2				
	21	銅梁	3			3	9	21
	24	重慶	126	318		22	67	828
		北碚				19	506	
	25	重慶	150	92		20	48	200
		江津		2		7	11	15
		梁山	34	235		2		30
		涪陵		2				
	26	重慶	90	270		19	124	629
	27	重慶	99	185		51	125	44
		万県	1	2				
		忠県	1	1		4	3	8
	28	重慶	90	197		77	128	700
	29	重慶	117	196		12	19	505
7 月	3	巫山	18	72		8	17	46
	4	重慶	63	203		12	9	18
	5	綦江	63	200		150	245	600
	8	重慶	89	329		98	81	734
	9	重慶	90	326		45	92	468
		南川	9	41		9	33	360
	10	栄昌	18	2		83	127	573
	16	重慶	54	134		10	27	255
	22	合川	108	500		700	2000	4000
		綦江	27	70		10	15	20

爆撃日 (1940年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位：発)		人数 (単位：人)		損壊家屋 (単位：棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
7月	28	万県	80	321		367	422	1003
		南川	25	225		24	46	565
		奉節		8			9	15
	31	重慶	54	320	8	62	226	444
		涪陵	18	87		200	120	1000
		銅梁	36	100		23	59	170
8 月	2	璧山	36	119		40	56	82
	3	銅梁	36	247		7	38	1268
	9	重慶	90	278		199	173	1798
		秀山		7				
	11	重慶	90	182		65	48	243
		万県	1	2			6	35
	17	永川	26	136		147	257	1862
	18	万県		128		12	13	293
	19	重慶	135	411	36	181	132	2194
		涪陵	9	4			1	28
		奉節	1	2			10	8
		江津	27	87				
	20	重慶	126	422		133	148	5921
		万県	3	5				33
		涪陵	3	10		31	25	2000
	23	重慶	81	284	50	12	37	348
	30	南川		1		5	6	1
9 月	12	重慶	62	80		25	32	264
	13	重慶	45	86			7	247
	14	重慶	50	103	17	26	77	147
	15	重慶	39	12		38	19	187
	16	重慶	71	157	14	38	38	106
10月	4	万県	13	30		8	30	60
	6	重慶	42	180	11	74	156	373
		梁山	15	71			23	74
		涪陵		1				
	10	北碚	31	60	11	6	117	139
	13	万県	36	177		124	177	588
	16	重慶	3	11		4	4	29

爆撃日 (1940年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
10月	17	重慶	18	57		25	17	467
	25	重慶	44	115		46	42	316
		涪陵		1				
	26	重慶	33	77		15	33	252
		涪陵		1				
	27	万県	15	59		3	7	282
12 月	1	重慶	9					
	11	梁山	6	29		18	9	46
1年間合計			3954	12474	177	5312	8597	37908

イ　１９４０年の大爆撃は、同年５月中旬から発動され９月上旬まで続けられた「１０１号作戦」によって、重慶大重慶の中でも最も猛烈で最も残虐なものであった。

「１０１号作戦」に基づく重慶大爆撃は、航空機の稼働延べ回数が最も多く、しかも爆弾の投下量も最も多く、爆弾を大量に投下した以外に新型焼夷弾をも投下し重慶市街を焼き尽くした。

こうして重慶市民が被った被害は極めて深刻なものであった。日本軍は、重慶を区割りして、連日、絨毯爆撃を繰り返し、すべての施設が破壊し尽くされ、多くの一般市民がその場で殺された。

とりわけ１９４０年６月、各国大使館およびその機構が南岸の安全区（日本軍が画定した安全地帯）に移転した後は、日本軍機の爆撃はいっそうはばかることなく行われた。６月２４日から２９日まで連続６日間の市街地への爆撃が記録されている。

面積９・３平方キロの旧城郭を中心にして急速に膨れ上がった臨時首都に連日の空中爆撃が続いたのである。狭く、しかも三方を大河に遮られた人口密集地に対する反復的・持続的空襲という点にこそ、重慶爆撃の特徴はあった。

８月２１日付新華日報は、爆撃を受けた重慶市内の様子を次のように報道している。

「被災地区を取材して　炎が起ち上り　商店街のほとんどが灰燼に帰す
　当社の営業部建物が全壊・全焼
　一昨日の灰燼がまだ完全に消え去らない中で、昨日の午後、敵の飛行機が再び重慶の上空から大量の焼夷弾を投下した。大区の大梁子から小什字を通過して、左の方向の龍王廟街や小梁子、会仙橋などに至るまで、そして蒼坪街付近から青年会に至るまで、まだ瓦礫の中に焼け残っていた梁や柱などが再び燃え上がって一つの火の輪となり、炎が空を赤く染めていた。
　太平門と新豊街にも焼夷弾が投下され、商店街はたちまち火の海となった。西大街西二街なども燃えてしまい、市街区では炎の勢いが最も強くなった地域であった。」「千厮門の居住区も例外なく燃え上がった。木造の建造物は非常に乾燥していたため、大工が板一つ削るほどの短い時間で、５００メートル平方の山斜面にあった１０００軒あまりの民家が焼き尽くされた。」（『新華日報』１９４０年8月２１日）

１９４０年の重慶市の被害現場の状況は、次頁の写真のとおりである。

（以下、余白）

1940年の重慶大爆撃の被害写真

（上）１９４０年７月２２日、１２０機余りの日本軍機が重慶を襲ってきたが、雨天だったため方向を変えて合川と綦江を襲った。日本軍機は５７０発余りの爆弾を投下した。約７００名が死亡、多数の重傷者を出し、合川のおよそ７０％が破壊された。写真は被爆後の合川の状況

（右）爆撃にあった国際新聞社

出典：重慶市文化局・重慶市博物館・重慶紅岩革命紀念館編『重慶大爆撃図集』（重慶出版社、2001年）

ウ　また、学校等の文京地域や水源施設も頻繁に爆撃された。

１９４０年５月２９日、重慶市沙磁区、四川省立教育学院に着弾し、死者７人（学生）、重傷者３人（学生２人、労働者１人）が出た。同日、重慶大学も爆撃された。６月１１日、復旦中学校に２６発が着弾し、爆撃被害を受けた。

６月２４日、北碚にある小学校が被爆、校長夫婦と学生５、６０人が死亡した。同日、江蘇医学院付属病院も被爆し、２０人以上の死者を出した。６月２７日、沙坪壩にある中央大学が被爆した。７月４日、中央大学、重慶大学が被爆し、労働者２人が死亡し、３人が負傷した。７月５日、重慶大学が被爆し、労働者２人が死亡した。８月、南開中学校が被爆した。９月１３日、求精中学校が被爆した。このように、日本軍は、文教施設を継続的に標的にした。また水源地も爆撃された。

(5)　１９４１年の現重慶市の爆撃被害

ア　１９４１年１年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも７１４７人（死亡者３４７３人、重傷者３６７４人）にのぼる。

爆撃日ごと被害統計表（１９４１年)

爆撃日 (1941年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位：発)		人数 (単位：人)		損壊家屋 (単位：棟)
				爆炸弾	焼夷弾	死亡	重傷	
1月	4	合川	9	30		20		40
	14	重慶	18	33		51	34	81
	20	巫山	9	43		17	4	3
	22	重慶	19	20		8		40
2月	4	合川	9	44		2	10	270
3月	18	重慶	18	22	2		1	12
4月	29	梁山						

爆撃日 (1941年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
5月	3	重慶	63	150		5	11	50
	9	重慶	80	300		100		200
	10	重慶	54	200		10		
	16	重慶	63	200		10	8	104
		忠県	1	2		22	40	41
	17	巫山	9	36	7	5	6	150
	20	梁山	12	73	4	18	77	39
	21	梁山	27	274	6	1		170
	22	梁山	8	16				5
		万県	12	53		61	51	80
6月	1	重慶	27	158	11	32	59	383
	2	重慶	27	262	16	124	86	765
	5	重慶	24	82	13	1019	173	190
	7	重慶	31	50	30	12	10	300
	11	重慶	72	209	25	6	10	25
	14	重慶	34	71	6	4	22	236
	15	重慶	27	50	9	53	41	97
	16	梁山	27	158	25	1	11	37
	18	銅梁	27	3			1	
	28	重慶	53	34	9	3	21	17
		万県	25	190		58	84	322
		忠県	25	7		8	17	4
	29	重慶	63	138	14	186	64	538
	30	重慶	48	26	12	14	34	317
		万県	53	164		57	71	322
7月	4	重慶	28	55	10	28	29	206
		梁山	29	185				
	5	重慶	21	66	14	4	42	191
	6	巫山	9	42		21	19	134
		重慶	23	59	22	2	8	352
	7	重慶	41	63	11	56	65	201
		奉節	9	35		34	71	472
		巫山	3	21				23
	8	重慶	25	81	9	89	180	348

爆撃日 (1941年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位:発)		人数 (単位:人)		損壊家屋 (単位:棟)
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
7月	10	重慶	51	127	22	15	40	51
	18	重慶	27	75	10	2	16	296
	19	巫山	3	21				23
	27	万県	108	4				6
		忠県	9	6		5	14	
	28	万県	25	134		76	91	418
		忠県	1	3				1
		合川	26	100		1	2	5
	29	重慶	101	148	6	17	33	248
	30	重慶	130	372	41	51	89	674
		梁山	27	32		2	13	7
		万県	27	1			1	
	31	万県	27	32	1	2	13	7
8月	1	奉節	17	49	12	11	55	491
	2	奉節	8	49	12	11	55	500
		雲陽	10	32	5	55	89	59
	8	重慶	106	323		101	138	
		巫渓	7	35		4	9	20
		巫山	9	39	54	6	15	47
	9	重慶	62	313		40	65	303
	10	重慶	100	291	76	66	134	1565
	11	重慶	135	220	37	142	207	1309
		開県	9	46		28	18	12
		奉節	6	39	29	21	52	263
	12	重慶	36	53	1	21	3	98
		雲陽	8	40	7		6	28
		忠県	9	9				2
	13	重慶	84	315	50	162	181	545
		万県	1	3			2	24
	14	重慶	100	120	14	6	28	100
		巫山	6	18				
		忠県	1	1		1	7	
		南川	27	44		1	4	20
	15	万県	18	90	4	38	63	399

爆撃日 (1941年)		爆撃地区	航空機数 (単位:機)	投弾数 (単位：発)		人数 (単位：人)		損壊家屋 (単位：棟)
				爆炸弾	焼夷弾	死亡	重傷	
8月	17	開県	16	76	90		82	30
	18	雲陽	3	9			7	
	19	忠県	15	80	40	2	10	134
		巫山	4	26	2	2		
	22	重慶	135	205	28	35	141	493
		合川	10	100		100	110	
		巫山						
	23	重慶	135	249	42	40	75	1265
		奉節	7	76	2	40	76	312
		忠県	17	82	10	10	11	25
		梁山	9	93	14	1	3	53
		綦江	27			1	5	8
	30	重慶	205	196	9	54	154	317
		云陽	17	110		21	41	49
		万県	13	100		35		39
	31	梁山	16	137		5	8	16
		奉節						
		万県	3	6		1	5	27
		重慶	136	223	19	67	73	228
9月	1	重慶	27	85	45	33	68	67
	2	巫山	2	3			2	
1年間合計			3280	8745	937	3473	3674	17349

イ　１９４１年、５月３日から７月中旬まで２２次にわたって連続的攻撃が行われた。

その中で、６月５日、世界を震撼させた「較場口大隧道窒息惨案」（防空洞の大惨事）は起こった。

同日午後７時ころ、突然の日本軍機の夜襲があった。突然であったため、南岸や江北から来た人は渡し舟で対岸に戻る１５分から２０分の余裕さえなかった。大きな荷物を抱えた老人、子供を何人も連れた母親など老人や幼子を含む人々の群れは、近くの防空洞を求めて走った。個人

や事業所の専用洞には入れてもらえず、各地区の小さな公共洞も近所の人ですぐに満員になったから、「較場口大隧道」に集中した。

揚子江の渡し場に近い十八梯口は、とくに上記のような人々で溢れた（較場口大隧道の出入り口は下図参照。）。

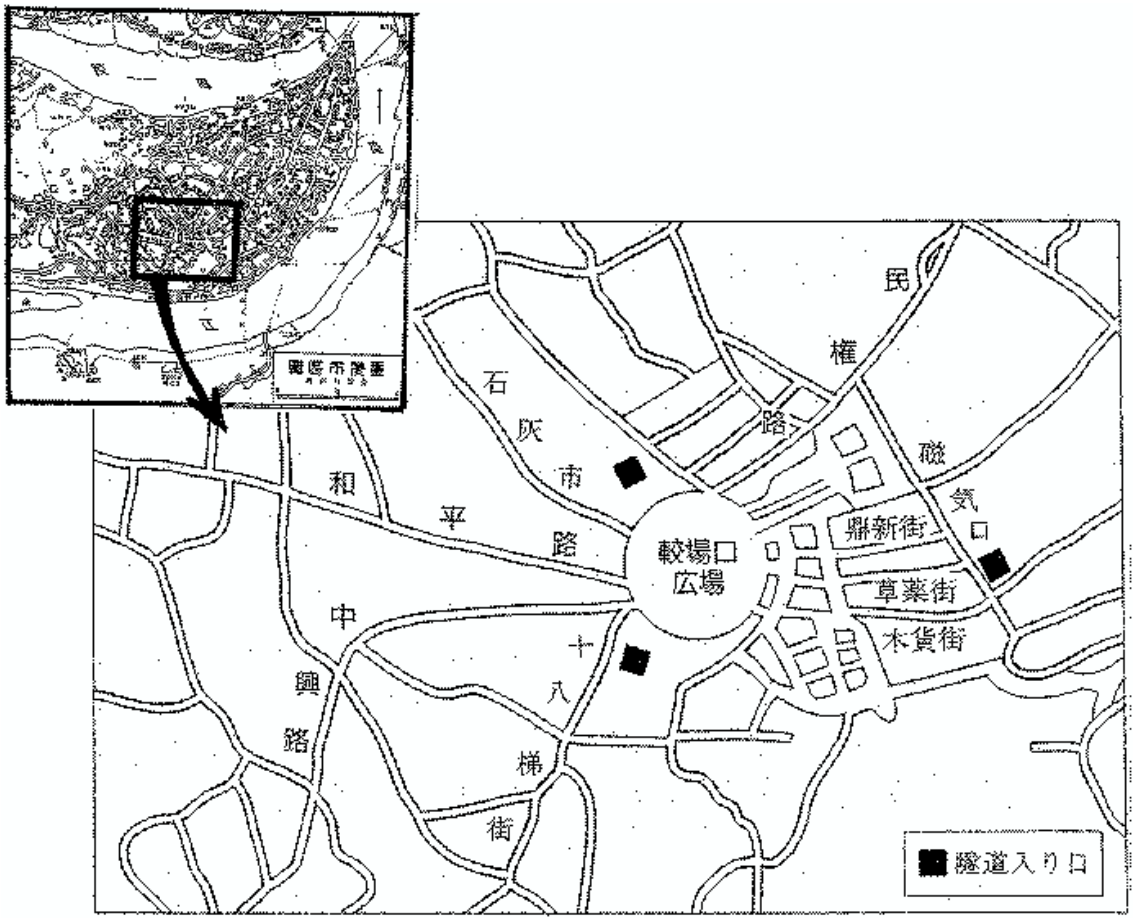

揚子江岸の二つの船付き場、染碼頭（埠頭）と茄子碼頭から十八梯街までは幅３メートル以上の石段で結ばれており、渡し舟に乗るいとまがないと悟った人々は、公共洞に殺到した。

較場口隧道の最大定員は６５５５人であったが、１万人とも２万人とも言われる避難民を収容して酸素不足になり、避難民の数千名から１万名が死亡した（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）。

このような大惨事をもたらした原因は、日本軍機の突然の夜襲と連続的な爆撃にある。

ウ　また、１９４１年7月２７日から８月３１日にかけての１０２号作戦の爆撃の被害は甚大であった。

この時期の日本軍の爆撃行動は、回数が多く、時間が長い「疲労爆撃」戦術をとり連続して重慶を攻撃した。市民の住宅、学校、商店等の人口が稠密で繁華な地区を集中的に爆撃した。重慶市民はしばしば数時間、十数時間にわたり空襲警報の中におかれた。

８月前半、日本軍機は昼夜を分かたず６時間を空けない間隔で、重慶に対して１週間におよぶ持続的な爆撃を行った。８月１０日から１３日にかけて、重慶市街地の空襲警報は１３回、長さは９６時間に達し、市内の水道電気は止まり、市民は食べることも眠ることもできなかった。

８月２４日付新華日報は、爆撃を受けた重慶市郊外の様子を次のように報道している。

「　昨日敵機が陪都住民生活区域を空爆し着弾
２３日の午前と午後、敵の飛行機が百機ほどグループに分かれて四川を爆撃した。そのうちの２つのグループが重慶市郊外の民間居住区に対し無差別爆撃を加えた。爆撃を受けて百棟ほどの民家や商店が倒壊し、死傷者が数十人出た。経済機構が被害を受けた同胞を収容し、食事と住まいを提供した。また、２４日の朝に緊急の救援物資が送られることが決められた。（『新華日報』１９４１年8月２４日）」

１９４１年の重慶市の被害現場の状況は、次頁の写真のとおりである。

1941年の重慶大爆撃の被害写真

爆撃された後の両路口新村の様子（１９４１年5月１６日）

１９４１年6月５日の隧道大惨案の犠牲者

出典：重慶市文化局・重慶市博物館・重慶紅岩革命紀念館編『重慶大爆撃図集』（重慶出版社、2001年）

(6) １９４３年の現重慶市の爆撃被害

１９４３年１年間の重慶大爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも１６２人（死亡者１４４人、重傷者１８人）にのぼる。

爆撃日ごと被害統計表（１９４３年）

爆撃日（1943年）		爆撃地区	航空機数（単位:機）	投弾数（単位：発）		人数（単位：人）		損壊家屋（単位：棟）
				爆弾	焼夷弾	死亡	重傷	
8月	8	梁山	24			123		
	23	重慶	55	126	25	21	18	99
1年間合計			79	126	25	144	18	99

１９４３年８月２３日、日本軍は重慶市を爆撃した。１５１発の爆弾が投下され、２１人が死亡し１８人が重傷を負った。

(7) 楽山市の爆撃被害

１９３９年８月１９日、日本軍による楽山市への爆撃によって、楽山市の東・南・北の三つの門に位置する繁華街二十数カ所が炎の海となり、焦土と化した。商店の損害は１０００万元であり、死傷者数は２０００人を超える空前の大災害であった。

罹災者が至る所に満ち、帰る家屋を失い難民となった市民は１万人以上になった(「楽山県商会より四川省政府主席への電報」、「楽山県空襲緊急救聯処より四川省政府主席への電報」参照）。

市民は突然の空襲で逃げるいとまもなく、飛行機の音や爆弾の爆裂した音や家屋が倒壊する音など入り交じって、人々の泣き叫ぶ声が覆った。炎が天を衝き、巨大な黒煙が立ち上がり、血が至る所に流れ、罹災者が至る所に満ちた。

楽山市史資料には、次のように記載されている。

「爆撃によって、ある者は四肢を失い動けなくなっていた。またある者は腹

部が引き裂かれて腸が飛び出していた。重傷者らの呻き声は聞くに耐えないほど惨めだった。死亡者の様子はもっと悲惨であった。ある者は死体がばらばらになっており頭部は割れて脳みそが出ていた。」また、「ある者は手に子供を抱いたままの姿で血だらけになって死んでいた。田氏という女性は妊婦で行動が不自由だったために身を隠すことができず、爆弾の破片が彼女の腹部にあたって胎児が飛び出し血だらけになって死亡しており、見るに忍びないほど悲惨であった。」「公園内の中山記念堂も爆撃され、建物の周りの大きな樹木は飛び散った被害者の血と肉片でまみれていた。また、焼死者もかなり多数にのぼった。ある者は顔形も分からないほど黒焦げになっていた。ある者は両手足が焼けて胴体だけになり黒焦げになった虫のようだった。」「頭部が焼けて胴体だけ残っている者や肉が焼けて骨がむき出しになっている者もいた。遺体の状態はさまざまであり、その惨状は見るに忍びなかった。」（『楽山市史資料』）

(8) 自貢市の爆撃被害

日本軍による７回の自貢市に対する爆撃によって、自流井製塩場の周辺地域などは炎の海となり、焦土と化した。

自貢市の死傷者は９８７名（死者３６５名、重傷者６２２名）、被災家屋は２７８５戸の大災害であった（徐勇「日本軍による塩遮断作戦と中国『井塩基地』の抗戦活動」参照）。

(9) 成都市の爆撃被害

（以下に１９３８年から１９４１年までの成都爆撃について記載するが、下記表は、①四川省档案館編『川魂:四川抗戦档案史料選編』成都:西南交通大学出版社,2005.8　160-180p「日機空襲四川損害統計 1938-1944 年」、② 成都市人民防空辦公室ホームページ　成都市人民防空網　日機空襲成都、③河北省政協文史資料委員会『侵華日軍暴行総録』河北人民出版社 1995.7 1206-1211p、④鄭光路『川人大抗戦』成都： 四川人民出版社,2005.1 355-361p、⑤謝世廉主編『川渝大轟炸』成都 西南交通大学出版社 2005.8 106-152p、⑥四川大学歴史系 謝春燕「日機轟炸成都概況」等より作成）

① １９３８年の成都爆撃被害

１９３８年１年間の成都爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも１４人（死亡者７人、重傷者７人）にのぼる。

爆撃日時		場　所	機数	投弾数	死者(人)	負傷(人)	損壊家屋	備考
月　日	時間							
11月8日	11:40	外北鳳凰山飛行場、民家 南門	18	56 46	3	5	6	
11月15日	12:00	外北鳳凰山飛行場	18	103	4	2	7	

② １９３９年の成都爆撃被害

１９３９年１年間の成都爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも８７６人（死亡者２５４人、重傷者６２２人）にのぼる。

爆撃日時		場　所	機数	投弾数	死者(人)	負傷(人)	損壊家屋	備考
月　日	時間							
6月11日	19:30	繁華街塩市口、東大街、東御街、提督街、順城街一帯49街路、西東大街等16街路 南門華西大学	27	111	226	600	6075	軍警、防護団死　34人
10月2日	01:40	郊外	36	50	7	1	2	
10月10日								
11月4日		南北郊外	54	123	16	18	62	
11月4日	09:05	温江県黄田飛行場及李家碾民家	27	210	5	3	8	

とくに、被害が大きかった６月１１日は、中国側資料によると次のとおりである。

１９３９年６月１１日、日本海軍第二聯合航空隊５４機が２隊に分かれて薄暮時に成都、重慶の両地を襲った。午後７時３０分、２７機の爆撃機が成都市に襲来した。中国空軍は迎撃し、市東南上空で３機を撃墜した。日中双方の軍の数量差が大きかったため、日本軍は少数の機で応酬し、その他は市区を爆撃、１１１発を投弾した。投弾された区域は繁華街の商業区であり、家屋が林立し、人口が稠密な地であった。市区が初めて空襲にみまわれた時、政府の防空措置と民衆の防空意識が薄かったので、この時の損失はきわめて大きなものとなった。

街は「弾坑が累累とし、いたるところに破壊された家と崩れた壁があり、大火が蔓延し、濃煙が天を遮り地を覆った」という。（楊錫民、鄧璞如：「回憶抗日戦争時期成都遭受敵機爆撃的惨状」、『四川文史資料選輯』第三十二輯所収。）

「塩市口、東大街、東御街、提督街、順城街一帯の４９の街路が焼き払われ、西東大街等１６の通り、横町は焼き払われて一片の焦土と化した。」（車百霊：「銘記歴史：日本機爆撃成都紀実」、『四川抗戦档案研究』第１６３頁。）

「市民の爆死は２２６人、重傷１０４人、軽傷３２８人、被爆、焼失、倒壊家屋は４７０９棟であった。」〔四川大学歴史系　謝春燕「日本機爆撃成都概況」〕

「（被害を受けたのは）華西大学、省城師範、華陽県中学の３つの学術機構の外は、その他はすべて民家、商店で、経済損失は法幣６６３１７０元に達した。」〔河北省政協文史資料委員会『侵華日本軍暴行総録』河北人民出版社　１９９５．７　１２０６ｐ〕

なお、次の被害者番号１番ないし１０番の１０名の被害者は、原告番号１ないし１０の原告９名の三親等内の親族であり、１９３９年の爆撃によって被害を被った者である。

番号	被害者氏名	原告との関係(原告番号)	被害日	被害地	人的被害状況	財産被害状況
1	呉栄芬	呉及義の父(No.1)	1939年6月11日	成都市西東大街	死亡	旅館、自宅全壊
2	黄達逵	黄孝述の姉(No.2)	1939年6月11日	成都市華西大学校内	死亡	
3	夏官寿	夏官寿本人(No.3)	1939年6月11日	成都市東御街（国民中央銀行向こう側)	左足を重傷	
4	高育宗	高仲生の父(No.4)	1939年6月11日	成都市青石橋南街４３号	なし	自宅全壊

5	韓百臻	韓蔚の父 (No. 5)	1939年6月11日	成都市染房街和錦江路81号	なし	店舗２軒、自宅全壊
6	車輻	車幅本人 (No. 6)	1939年6月11日	成都市塩口西東大街２５号	なし	自宅、旅館全壊
7	陳俊伯	陳再伯の父 (No. 7)	1939年6月11日	成都市青橋南街５１号	なし	自宅全壊
8	劉徳源	劉全荣の父 (No. 8)	1939年6月11日	成都市南打金街	なし	自宅全壊
9	干明修	王能強の祖母 (No. 9)	1939年6月11日	成都市染房街20. 21. 22号	なし	百貨店、自宅全壊
10	張国良	張家鑫の父 (No. 10)	1939年6月11日	成都市青石植物体橋半辺橋街２４号	なし	自宅全壊

③　１９４０年の成都爆撃被害

１９４０年１年間の成都爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも１５１９人（死亡者４４３人、重傷者１０７６人）にのぼる。

爆撃日時		場　所	機数	投弾数	死者(人)	負傷(人)	損壊家屋	備考
月　日	時間							
5月18日	20:50 21:15	外南紅牌飛行場 成都県斑竹園鄉鴉雀口村（現、新都区）民家	18	100	30	18		
5月19日	21:00ごろ	外北鳳凰山飛行場、外南紅牌楼飛行場	18	96	3	8	2	
7月24日	14:30	市区東南角春熙路から芷泉路、紗帽街から拱背橋一帯など計40街路	36	138	102	133	638	救護死傷153

10月4日	12:40	東較場から、猛追湾、新東門付近一帯（昭忠祠、城隍廟街、東較場、武城門等 13 ヶ所）西蜀小学校	36	93	105	530	160	
10月5日	12:17 12:50 (13:10)	郊外で掃射 北較場から東打銅街、正府街までの市区西北。（千祥街、江漢路、王家塘、黄浦路、昆明路等）	36	100	47	121	539	救護死傷5
10月12日	13:49	皇城壩及び西城庶民住宅区。馬道街フランス聖修医院、平安橋フランス天主堂、皇城枇杷園四川大学。長順街、東城根街、金家壩、字庫街、東西御河街	29	96	124	227	588	
10月26日	11:00	崇慶県(現、崇州市)　王場飛行場建設の民工5000人を掃射	8					死傷者８０人
10月27日	12:20	市東南と西南地区、西、南、北門一帯。北門楞伽巷、金馬街一帯が最も重い被害。北糠市街、春熙路南段、東順城街、油篓街、南新街、新街後巷子、走馬街、祠堂街、少城公園（現、人民公園）および付近区域。西玉竜街、上羅鍋巷、東較場内外、 猛追湾、軍衙門、将軍街、西御西街、君平街、小南街、包家巷等	21	92 ＋焼夷弾2	32	39	440	一部地区の数字で、全体の被害ではない。 死傷3、４千人とも。
12月30日	11:22	市郊外	8					各飛行場で機銃掃射

とくに被害が大きかった７月２４日と１０月２７日の爆撃は、中国側

資料によると次のとおりである。

「１９４０年７月２４日午後２時３０分、日本機３６機が２陣に分かれて、菱形隊形で市空東方に出現した。中国軍的の戦闘機６機が日本機と交戦したが、日本側は少数で応戦して牽制し、多数は市区東南角の春照路から芷泉街、紗帽街から拱背橋一帯に爆弾と焼夷弾１３８発を投下した。

爆撃後、各所で大火が燃え上がり、防護人員が全部出動して消火救助にあたった。火のかたまりの中から一体一体の屍体を掘り出したが、頭部、顔部が焼け焦げ、身体だけが残っているものもあった。焼け焦げて一塊となり、四肢が見分けられないものもあった。骨しか残っていないものもあった。諸葛井の李という姓の一家４人は、全て爆死した。科甲巷の張某の妻は爆死し、その幼児は頭頂骨を破片で削り取られ、頭部は半分しかなかった。

三聖街のアメリカ浸礼会にも爆弾が命中し、爆死１人、重傷１人であった。春熙路の『新新新聞』新聞社の後側で、数人の女性が爆死していたが、みなまだ３歳に満たない子供を抱いたままであった。外東城壁あたりに避難していた民衆数十人は、ほぼ全員爆発で飛んできた煉瓦、石、爆弾の破片で重傷を負ったり死亡するなどの被害を負った。

焼き払われたのは春熙路、南新街、上中東大街、城守東大街等の１６の街路、爆破されたのは紗帽街、北糖市街、油篋街、北打金街、天仙橋、順城街等の４０の街路である。焼失、爆破、倒壊した家屋は６３８室、死亡した民衆１０２人、負傷１３３人、救護人員の死傷１５３人、財産損失は法幣９３４０５０元にも達した。」〔河北省政協文史資料委員会『侵華日本軍暴行総録』河北人民出版社　１９９５．７　１２０７ｐ〕

「１９４０年１０月２７日、（中略）死傷人数は前年の『６・１１大

爆撃』をはるかに上回っている。この度の空襲は『６・１１大爆撃』とは異なり、前回は夜襲だったが、今回は昼間だった。前回は焼夷弾の投下を主としていたが、この度は機銃掃射を主としていた。それゆえ、来襲機数は多くなくても、大量の無辜の成都市民が非業の死をとげた。

この日、（中略）日本機２１機が、昼１２時２０分、市区上空に進入。地面の高射炮の猛烈な射撃下で、日本機は低空を飛べず、３０００ｍの高空から９４発の焼夷弾と爆炸弾を投下。成都市の西、南、北門一帯の街路横町の多くが被弾し、爆破、焼失、倒壊家屋は４４０室、民衆の重傷３９人、死亡３２人、財産損失は約法幣６８３３００元であった。

この爆撃で、成都で直接被災した街路は二十余、波及した街路は七、八、民家が主で、店舗がそれに次ぐ。北門楞枷巷、金馬街一帯の被害状況が甚だしく、この地の住民の多くは貧困で、都市を離れられなかったので、爆撃の犠牲となった。一面の家屋が爆破され、焦土と化した。仕立屋の徒弟一人が烈火に焼かれて一団に縮こまり、頭、足も見分けがつかず、真っ黒に焦げた屍体からはひどい悪臭がした。

数輌の人力車が爆破さればらばらになり、車引きがこわれた車体の下で押し潰され、頭から血を流し、手足もちぎれていた。ある茶館の女主人とその数歳の子供は、被爆して肉切れとなり、家屋も全焼した。街にそった道端にはいたるところで血がしたたる屍体がころがっていた。表装、中古品、仕立屋、筆墨紙、茶館、麺館、酒館及び人力運搬車、人力車等の店が爆破され、死傷は酷かった。

都市防空の仕事の漏れにより、具体的数字は統計できていない。包家巷の甫礼医院は１０－２０室の病室が爆破され、医師、看護士が１人死亡、一人負傷した。少城公園の民衆教育館の建物１０－２０室が爆破され、陳列館の文物書画がほとんど全壊した。動物園で飼育されていたイノシシ、刺猪、熊、鹿等みな爆死した。

祠堂街警察局後側の住民の庭に爆弾が落ちたが不発だったため、警士黄鈺成が命令を受けて救助にかけつけたが、突然爆発し、黄鈺成は非業の死をとげた。」

「この度の爆撃の重点は、市の東南と西南地区で、北糠市街、春熙路南段、東順城街、油篋街、南新街、新街後巷子、走馬街、祠堂街、少城公園（現、人民公園）、西玉竜街、上羅鍋巷と東較場内外、猛追湾等で、みな人口が密集し、店舗の多い、商業繁華街区であった。

・・・この度の日本機の残忍さは・・・、街に人の群を見つけると、追いつめて放さず、急降下して掃射した・・・少城公園の築山の前に長い防空壕が掘られていたが、警報が響いて、多くの近所の市民がここに避難した。・・・ここに人の群が密集しているのを見つけて、公園の上空で繰り返し旋回し、絶え間なく防空壕の方に急降下して猛烈に掃射をした。これを壕内の民衆は避けることができず、無数の死傷者を出した。防護団の被害状況報告によると、祠堂街の幺心一という市民の一家が壕に避難していたが、掃射を受け、五六人全員が犠牲となった。この爆撃で、成都の各医院は人であふれた。死傷者数に関して正確な統計はないが、少くとも三、四千人以上であった。」〔謝世廉主編『川渝大爆撃』成都　西南交通大学出版社　２００５．８　１３５－１３７ｐ〕

なお、次の被害者番号１１番、１２番、３０番の３名の被害者は、原告番号１１、１２、２２番の原告２名の三親等内の親族であり、同年の爆撃による被害である。

番号	被害者氏名	原告との関係(原告番号)	被害日	被害地	人的被害状況	財産被害状況

11	周宝珊	周萍芹の祖父（No. 11）	1940年7月24日	成都市上東大街103号の自宅	なし	自宅全壊
12	孫氏	潘昌林の祖母（No. 12）	1940年10月27日	成都市皇城平安橋	死亡	自宅全壊
30	凌正	凌作福の父（No. 22）	1940年10月4日	成都市猛家湾遊楽園	なし	自宅全壊

④　１９４１年の成都爆撃被害

１９４１年１年間の成都爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりであり、その合計は、少なくとも２１７１人（死亡者７６７人、重傷者１４０４人）にのぼる。

爆撃日時		場　所	機数	投弾数	死者（人）	負傷（人）	損壊家屋	備考
月　日	時間							
5月20日	11:10	市郊外、武侯祠から西南の黄田壩、太平寺まで低空飛行で機銃掃射。 外南太平寺、簇橋、紅牌楼等へ投弾	21	42	29	11		
5月23日	24:24 緊急警報 26:10	郊外で掃射 外南紅牌楼、太平寺飛行場付近 市上空旋回掃射 市上空旋回掃射	9 27 9 9	42	29	11	130	２２　日 ２２:４０ 注意報
6月22日		棉花街から城門を出て避難中のトラックを小橋子で掃射	27		3	6		6月21日?
6月23日			10					北郊外で掃射

7月27日	11:45 （ 4 陣)	1)北較場 2)少城公園、旧皇城、南較場、西較場及び附近街巷、西部三洞橋、四座磨及び錦江両岸。人民公園内避難の住民を掃射。 3)成都城西南 4)成都市郊外、さらに太平寺の２飛行場の倉庫、弾薬庫に投弾10 鼓楼街、 西順城街、 青石橋街一線から以西の西半城の 120 余本の街巷及び西門外棗子巷、石人[土覇]、撫琴台、四座磨一帯が被爆。 市西北、西南区（西御河沿街、長発街，青龍街、騾馬市、西玉龍街、大福建営、小福建営、羊市街、羊市巷、九思巷、東御河沿街、祠堂街、西御街等 121 街路。面積３平方km。祠堂街少城公園一帯が最も酷い被害。	１０ ８	446	698	１３６ ８	3587	重 傷 905, 救護死 １９ 傷 48
8月11日		南北郊外で掃射、投弾	18		2			
8月31日	11:21	北郊外飛行場	27	73	6	8	129	
8月31日	夜襲	双流県城西北郊西門大河左右 城西北湯家湾墳地、機場附近民家、家屋爆破10余戸,死傷10人。 崇慶県復興郷熊家林盤に日本機墜落爆発、死３人傷１人		6				

とくに、被害が大きかった７月２７日の爆撃は、中国側資料によると

次のとおりである。

「成都の三回目の重大な損害は、１９４１年7月２７日である。この日午前１１時ごろ、日本軍海軍航空兵第五聯隊と左伯航空聯隊は、武漢王家屯と山西運城から九四式中型爆撃機１０８機を出動、４陣に分かれて飛行し、成都を空襲した。

第１陣は、・・・１１時４５分、東北の角から・・・、北較場軍校が被弾し、黒色の煙塵が雲にまで届き、それは百米以上に達した。避難が間にあわなかった無辜の市民は爆撃され、彼らの血肉が飛び散った。２陣は・・・少城公園と旧皇城、南較場、西較場及び附近の街巷に猛烈な反復爆撃を行い、西部三洞橋、四座磨及び錦江両岸にまで拡大した。・・・人民公園内に避難していた大量の住民を見つけ、・・掃射をし、多くの死傷者を出した。成都民防当局の事後の現場調査によると、ここは特に大きな被災区で、軒下、樹林の中、花の棚の下、池や築山のふもとの掩体には、屍体がちらばり、血が辺り一面に流れていたという。頭、脚、手が吹き飛ばされ、樹の枝、壁、屋根の上に引っ掛かっているもの、肉がはがれて崩れた壁、塀に貼り付いているものもあった。当時の新聞報道によると、『爆死した一人の妊婦の頭、身体、手脚はみなはっきりわからなくなり、胎児は腹の裂けたところから飛び出し、胎児の頭と脚は血と泥が混ざって真っ黒なかたまりとなっていた。もう一人の若い女性は、左腕はなくなり、頭上、左肋骨の下に暗紅色の血があふれ、胸ははだけていた。一歳に満たない嬰児が右手で母親の乳頭をつかみ、大きな口をあけたままふところにいて、お尻をつきあげ少しも動かなかった。母子ともにすでに死亡していた。』

正午ごろ、３陣は合川県を爆撃してから成都を空襲した。」

「成都城の西南はすべて黒煙に完全に覆われ、家屋が倒壊し、烈火が燃え盛った。最後の４陣は（中略）成都市郊外の軍事関連施設を爆撃して

から、太平寺の２つの飛行場に方向を転換し、倉庫、弾薬庫に数十発の爆弾を投下した。」

「この爆撃において、日本機は大量、連続した波状式攻撃をとり、成都市民に巨大な災難をもたらした。四川省防空司令部は『七二七敵機襲蓉概況』の報告書で次のように記載している。『此の度の空襲、敵機の機数甚だ多かりしため、災区は極めて広く、鼓楼街、西順城街、青石橋街一線より以西の西半城の１２０余本の街巷及び西門外棗子巷、石人壩、撫琴台、四座磨一帯均しく被弾せり。投弾数目は漏斗孔ありて査べうる者、計、爆炸弾４２０余発、焼夷弾２０余発。ただ敵機の此の度投ぜし者多くは小型焼夷弾、装置瞬発信管にして、一触即ち炸裂し、もっぱら人員殺傷を目的とす……　（この種の炸弾爆は炸裂後）地面の多くは漏斗孔無く、敵機数から判断して、其の装載量はまた必ず此の数に止まらず、故に実際の投弾量は八百から一千の間とすべし』と。この報告の統計では、爆破、倒壊、焼失家屋３２０５室、経済損失は約法幣３５０４７７０元、死亡人数は６９８人で、救護人員の死亡１９人が含まれる。負傷人数は１３６８人で、そのうち重傷９０５人。被爆面積は約２～３平方キロであった。

このように重大な死傷と損失をまねいた原因について、四川省防空司令部は、『是の日、日曜に当たり、敵機久しく爆撃せざるに、成都の一般市民多くは城市に逗留し、気にとめず、疏散するを肯んぜす、本部の再三の電話命令、軍警、防護団の督促にも、やはり少なからぬ人遅疑として観望……』したからであるという。実際には城外に逃げても、難を逃れることができなかった。ずっと比較的安全であった郊外も、今回の爆撃で被害のひどい被災区となり、三洞橋、四座磨の一線では、田の端、畑のへり、橋頭、林に数え切れないほどの大小の弾坑が残り、ここに空襲を避難していた２百人余りも、みな死傷するなどの惨状を呈した。現

場目撃者の報告と事後の回想によると、田の中に逆さになっている屍体、父子二人が抱き合って竹林で死んでいる者たち、田の端で哺乳していた女性の死体を見たという。特に哺乳をしていた女性は母子ともに死に、嬰児は母親の身体の上に伏したままで、血が流れきって全身蒼白となり、見るに忍び難かった。路傍の二軒の茅屋も爆破され、屋内の祖父母と子・孫の３代の四人は血の海の中に倒れ、全員死亡した。

城内の被災のひどい地区は、旧皇城附近一帯で、爆弾で一本の大きなクルミの木が根こそぎ引き抜かれ、樹の下に隠れていた回教徒の蘇旭群の大腿が千切れ、その場で息を引きとった。蘇の息子の嫁の腕は千切れ、孫娘は全身が熱湯を浴びたように水ぶくれだらけとなり気息奄々となった。清真西寺郷の馬尊五は、自分の庭の防空洞に隠れていたが、爆弾は防空洞を突き破り、生き埋めになった。清真十寺のイスラム教の僧侶の余九臬は爆発でまきあげられた泥土活で花園に生き埋めとなり、掘り出されたときにすでに息をひきとっていた。雑役工の馬は衝撃で高く空中にほりあげられ、墜落して死んだ。」

「この当時の災難を経験した当事者で、生存している者はすでに多くはないが、鄧璞如はそのうちの一人である。その回想文には次のように記されている。「敵機は本市の西南、西北区に数百発投弾し、死亡、損失はきわめて酷かった。西城の清真寺の三か所が爆破され、瓦礫の灰燼の中からはいだしたり、血や肉にまみれて呻く者もいた。防護隊員が土のやまから掘り出したが、惨状には目を覆うものがあった。不完全な統計であるが、この爆撃で、市民の死傷者数は１６００余人に達した。」〔謝世廉主編『川渝大爆撃』成都　西南交通大学出版社　２００５．８　１３８－１４０ｐ〕

なお、次の被害者番号１３番ないし２９番の１７名の被害者は、原告番号１３ないし２１の原告９名の三親等内の親族であり、同年の爆撃による被害である。

番号	被害者氏名	原告との関係(原告番号)	被害日	被害地	人的被害状況	財産被害状況
13	蘇黎氏	蘇良秀の祖母(No.13)	1941年7月27日	成都市成都八寺巷17号	死亡	自宅全壊
14	蘇賈氏	蘇良秀の母(No.13)	1941年7月27日	成都市成都八寺巷17号	死亡	
15	蘇紹群	蘇良秀の叔母 (No.13)	1941年7月27日	成都市成都八寺巷17号	死亡	
16	蘇良秀	蘇良秀本人(No.13)	1941年7月27日	成都市成都八寺巷17号	手足を火傷、右大腿部を骨折	
17	蘇良酬	蘇良秀の弟(No.13)	1941年7月27日	成都市成都八寺巷17号	死亡	
18	李楽氏	李祖樹の祖母(No.14)	1941年7月27日	成都 骡马 市街91号	死亡	自宅建物は半壊
19	李思遜	李祖樹の父(No.14)	1941年7月27日	成都 骡马 市街91号	死亡	
20	李思遜	李祖樹本人(No.14)	1941年7月27日	成都 骡马 市街91号	左手を重傷	
21	舒兴明	舒朮群の兄(No.15)	1941年7月27日	成都市少城公园付近包家巷	死亡	
22	姚素群	舒朮群の母(No.15)	1941年7月27日	成都市少城公园付近包家巷	なし	自宅全壊

23	関線氏	関昌麗の祖母(No.16)	1941年7月27日	成都市塩道街	死亡	自宅全壊
24	関玉琼	関昌麗の叔母(No.16)	1941年7月27日	成都市塩道街	死亡	
25	廖世城	廖世華の兄(No.17)	1941年7月27日	成都市永陵路支叭石街	死亡	
26	付先群	付先群本人(No.18)	1941年7月27日	成都市東城民中街125号	右腕、右腕、右足を重傷	家、店舗全壊
27	文仲	文仲本人(No.19)	1941年7月27日	成都市永靖街64号馬家大院	左耳を重傷	自宅全壊
28	馬新如	黎光恵の父(No.20)	1941年7月27日	成都市中沙帽街江南清眞寺大典	死亡	自宅半壊
29	馮万春	馮琳の父(No.21)	1941年7月27日	成都市羊市街	なし	店舗全壊

⑤　１９４４年の成都爆撃被害

１９４４年１年間の成都爆撃の死傷者について、爆撃日順に表にすると、爆撃被害地区及び死傷者数は下記表のとおりである。

以上の成都爆撃被害の合計は、少なくとも４５８０人（死亡者１４７１人、重傷者３１０９人）にのぼる。

爆撃日時		場　所	機数	投弾数	死者(人)	負傷(人)	損壊家屋	備考
月　日	時間							
9月9日	12:18緊急警	附近県区（新津、華陽、郫県、中江、徳陽等)	10					

	報							
10月27日								
11月21日		外北鳳凰山飛行場						飛行場の燃料弾薬庫着火
12月18日				6				

(10)　原告らの成都爆撃による被害

原告らは、次のとおり、成都爆撃によって被害を受けている。

【原告被害一覧表】

【原告被害一覧表】

以上のとおり原告番号１、２、１２ないし１７、２０の原告９名は、父母、祖父母や兄弟姉妹、伯父伯母など三親等の親族が日本軍の爆撃によって死亡したことにより、親しい親族を亡くしたことで耐え難い精神的苦痛を被った。とくに父母を失うなどした原告は、貧困の中で生活を余儀なくされた。

また、原告番号３、１３、１４、１８、１９の原告５名は、日本軍の爆撃によって、手や足に重傷を負うなど肉体的精神的傷害を受け、耐え難い苦痛を味わった。原告番号２、３、１７を除く原告１９名は、父親などが所有する自宅または店舗などを破壊され、路頭に放り出され、貧困の中で生活を余儀なくされた。

原告らは、いずれも高齢化により健康状態が悪化しており、経済的にも極めて困窮している。

しかも、１９４５年の敗戦から現在まで６３年が経過し、成都大爆撃からはさらに数年が加わるという膨大な時間が経過しているが、被告は、未だに、原告ら成都爆撃被害者らに全く謝罪と賠償を行っていない。

（以下、余白）

5　成都爆撃を含む重慶大爆撃の違法

(1) 空爆と国際法規

航空部隊による空爆に関しては、爆撃対象と投下爆弾の両面から、国際法違反の有無が検討されなければならない。

周知のとおり、爆撃に関しては、１９世紀末から徐々に国際法による規制の必要性が認識されるようになり複数の条約の中に空爆規制が取り入れられるようになった。

成都爆撃を含む重慶大爆撃が開始された１９３０年代末の当時、空爆規制に関する一般的な国際法規は未だ制定されていなかったが、後述するとおり、すでに「空戦に関する規則案」（１９２３年署名。以下、同規則案を「空戦規則案」という）が策定されており、同法規案が定める軍事目標主義の原則を中心とする空爆規制に関する確立された国際慣習法が成立していた。

そこで、本項では、上記国際慣習法の存在と内容を確定する手がかりとなる空爆に関する法規と事実の存在について簡潔に述べ、必要な内容は後記（２）以下で述べる。

第１に、早くも１９０７年段階で、陸戦および海戦の際の爆撃に関しては一定の爆撃規制が条約として定められていたし、それらの条約は、重慶大爆撃の当時において国際法として機能していた。

第２に、空戦に関する空戦規則案が１９２３年に制定され、それは条約としては成立しなかったが、同案の内容は軍事目標主義の原則を宣言して上記第１の陸戦・海戦の爆撃規制を当時の国際法学や軍隊行動の実際に合致させる方向で発展させたものであった。

第３に、米英等の諸国や国際連盟は、日本軍が行った重慶大爆撃以前の都市爆撃について、国際法違反の立場から爆撃非難を何回も出している。

第４に、日本は、日本の都市を爆撃した米軍パイロットらを拘束して軍

律法廷にかけて死刑を含む刑罰を課し、都市爆撃の国際法違反に関する認識を示した。

第５に、日本は、米軍が行った都市爆撃（１９４２年以降）や原爆投下（１９４５年）について、国際法違反を主張した。

以上のような諸事実の存在を前提にしながら、①重慶大爆撃の当時に空爆を規制する国際慣習法が確立していたと言えるか否か、②もし確立していたとすれば、その国際慣習法の内容はどのようなものか、について以下で検討する。

(2) 爆撃に関する国際法規

ア　陸戦・海戦における爆撃の規制について

① まず陸戦に関しては、１９０７年に成立した「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の条約付属書である「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」（以下、「ハーグ陸戦規則」という）がある。

上記規則中の第２款「戦闘」中の第１章「害敵手段、攻囲及砲撃」に爆撃規制に関わる条項がある。以下、上記規則の関連条文を紹介する。

２２条は、害敵手段に関して次のように規定する。

「交戦者ハ、害敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ権利ヲ有スルモノニ非ス。」

上記２２条の規定は「害敵手段」全般にわたる規制であるが、当然、爆撃の場合も使用兵器（投下爆弾等）と攻撃対象の双方で、重要な規制基準として機能する。

２３条も、害敵手段に関して次のように禁止事項を定める。

「特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ左ノ如シ。

イ　毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

（以下、チ号まであるが条文は省略）」

上記２３条も、爆撃だけに限られないが、上記２２条同様に爆撃の使用兵器と攻撃対象の双方に関し規制基準となる。具体的には、上記のイ号のほか、ホ号「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物資ヲ使用スルコト」も爆撃を規制するものである。

２５条から２７条までは主に爆撃そのものに関する規制を念頭においた規定である。

まず２５条は、次のように規定する。

「防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ、如何ナル手段ニ依ルモ、之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス。」

これは、従前の規定に「如何ナル手段ニ依ルモ」という文言を加えたもので、今後は航空部隊による空爆が戦闘の重要な攻撃方法になることを意識して爆撃規制の大原則として制定されたものである。言うまでもなく、上記条項中の「防守セサル都市」等の概念が重要となる。

また２６条は爆撃予告の原則を掲げ、さらに２７条は「宗教、技芸、学術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ収容所」について、原則的に（つまり「軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限」）損害発生回避の措置義務があることを規定する。

② 次に、海戦に関しては、同じく１９０７年に成立した「戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル条約」がある。以下で、上記条約中の爆撃関連の条文を紹介する。

第１条は、「防守セラレサル港、都市、村落、住宅又ハ建物ハ、海軍力ヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ禁ス。(以下略)」と規定する。

第２条は、「右禁止中ニハ、軍事上ノ工作物、陸海軍建設物、兵器又ハ軍用材料ノ貯蔵所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供セラルヘキ工場及設備並港内ニ在ル軍艦ヲ包含セサルモノトス。（以下略)」と規定している。

さて、上記①および②のとおり、陸戦と海戦に関しては、条約によっ

て爆撃規制が定められており、これらの国際法規が重慶大爆撃の当時も有効であったことは争いがない。

そこで、重慶大爆撃の当時、上記①および②の国際法規から更に国際法がどのように発展していたかどうかにつき以下で検討を加える。

イ　「空戦規則案」の国際慣習法化について

空戦に関しては、周知のとおり「空戦規則案」がある。

以下では、空爆規制に関する国際慣習法の内容を検討する観点から、空爆規制に最も直接的に関連する２２条と２４条を紹介する。

第２２条　普通人民を威嚇し、軍事的性質を有しない私有財産を破壊し若しくはき損し、又は非戦闘員を損傷することを目的とする空中爆撃は、禁止する。

第２４条

１　空中爆撃は、軍事的目標、すなわち、その破壊又はき損が明らかに軍事的利益を交戦者に与えるような目標に対して行われた場合に限り、適法とする。

２　右の爆撃は、もっぱら次の目標、すなわち軍隊、軍事工作物、軍事建設物又は軍事貯蔵所、兵器弾薬又は明らかに軍需品の製造に従事する工場であって重要で公知の中枢を構成するもの、軍事上の目的に使用される交通線又は運輸線に対して行われた場合に限り、適法とする。

３　陸上軍隊の作戦行動の直近地域でない都市、町村、住宅又は建物の爆撃は、禁止する。第二項に掲げた目標が普通人民に対して無差別の爆撃をなすのでなければ爆撃することができない位置にある場合は、航空機は爆撃を避止することが必要である。

４　陸上軍隊の作戦行動の直近地域においては、都市、町村、住宅又は建物の爆撃は、兵力の集中が重大であって、爆撃により普通人民に与える危険を考慮してもなお爆撃を正当とするのに充分であると推定する理由がある場合に限り、適法とする。

５　交戦国は、その士官又は軍隊がこの条の規定に違反したことによって生じた身体又は財産に対する損害につき、賠償金を支払う責任がある。

なお、条文の引用は略するが、２６条は保護地帯に関する特別規則を定めている。

上記各条項から明らかなとおり、空戦規則案における空爆規制の考え方は次のようなものである。

第１。「非戦闘員を威嚇し、損傷する」ことを目的とする空爆は違法である（２２条）。

第２。「軍事的目標に対する空爆」だけが適法である（軍事目標主義）を掲げている（２４条１項、２項参照）。

第３。軍事的目標に対する空爆であっても、それが非戦闘員に対する無差別爆撃になる場合は違法である（２４条３項後段）。

第４。「陸上軍隊の作戦行動の直近地域」でない都市等に対する爆撃は違法である（２４条３項参照）。

第５。「陸上軍隊の作戦行動の直近地域」の都市に対する空爆は、非戦闘員に対する被害を考慮しても爆撃を正当とするのに充分であると推定できる理由がある場合に限り、適法である。

以上のような空爆規制に関する空戦規則案は、従前のハーグ陸戦規則の規定から軍事目標主義の原則の方向に踏み込んだ内容となっている。

このような空戦規則案は、国際法学者の間で今後の空爆規制の方向を

示すものとして高く評価され学問的な権威をもち、しかも、各国の軍隊（日本軍を含む）では空戦規則案の上記条項の趣旨を事実上航空作戦の戦闘規範とするようになってきた。

従って、空戦規則案は条約としては成立しなかったが、上記で紹介した空戦規則案２２条、２４条を主たる内容とする空爆規制は、すでに重慶大爆撃当時の国際慣例になっており、従って国際慣習法化していたものである。

以下では、上記内容の空爆規制に関する国際慣習法の成立を裏付ける重要な事実について述べる。

(3)空爆規制に関する空戦規則案の国際慣習法化を裏付ける事実（１）

日本軍が１９３７年に南京市に対して都市爆撃を行ったことに対して、諸外国および国際連盟は、爆撃に関する国際法違反を指摘して日本を非難している。

まず同年８月２９日、南京駐在のアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア５ヵ国代表は、「爆撃は、かかげられた軍事目標にもかかわらず、現実的には教育や財産の無差別の破壊、および民間人の死傷、苦痛に満ちた死につながっている」と非難した。

もともと南京爆撃を見ると、日本軍側が一般住民の爆撃被害を回避しようとした形跡はない。次いで９月１５日、南京空爆に際して海軍第二聯合航空隊参謀が「爆撃ハ必ズシモ目標ニ直撃スルヲ要セズ、敵ノ人心ニ恐怖ヲ惹起セシムルヲ主眼トスルヲ以テ敵ノ防御砲火ヲ考慮シ投下点ヲ高度二千乃至三千米附近ニ選定シ且ツ一航過ニテ投下ヲ完了スル如ク努メラレ度」と方針を出した。このため日本軍の南京爆撃は一層無差別的となり、一般住民の被害は甚大なものとなった（伊香俊哉「戦略爆撃から原爆へ」、２００６年参照）。

同年９月２８日、国際連盟総会は、全会一致で「都市爆撃に対する対日非難決議」を採択した。

同決議は、「諮問委員会は、日本航空機による支那における無防備都市の空中爆撃の問題を緊急考慮し、かかる爆撃の結果として多数の子女をふくむ無辜の人民に与えられたる生命の損害に対し、深甚なる弔意を表し、世界を通じて恐怖と義憤との念を生ぜしめたるかかる行動に対しては、何ら弁明の余地なきことを宣言し、ここに右行動を厳粛に非難する」と南京への空中爆撃を非難している（笠原十九司『日中全面戦争と海軍』参照）。

以上のとおり、米英などの諸外国や国際連盟は、日本軍の航空部隊が１９３７年に中国の首都南京市に対して都市爆撃を強行したことにつき、その爆撃が軍事目標主義に違反し、現に一般市民多数を殺傷する非人道的な行動をとった点を国際法違反とみて強く非難しているのである。

国際連盟などが日本軍の爆撃を非難する際の基準には、上記(2)のイの空戦規則案の内容（軍事目標主義）が採り入れられていることは明白である。

以上の事実は、上記(2)のイで述べた空戦規則案の内容が国際慣習法化されたという原告の主張を裏付けるものである。

(4)空爆規制に関する空戦規則案の国際慣習法化を裏付ける事実（2）

被告は、米軍が行った都市爆撃（１９４２年以降）や原爆投下（１９４５年８月）について、まさに戦時中の認識として国際法違反と捉え、その旨に則った言動を取っていた。

① まず被告が戦時中に行った無差別爆撃を理由とする軍律裁判の事実について述べる。

日本の都市は、１９４２年以降、米軍の航空部隊から爆撃を受けるよ

うになったが、被告は戦時中に米軍パイロットを拘束して国際法違反の無差別爆撃であるとして軍律裁判にかけた。

このきっかけは１９４２年４月に東京・名古屋などを米軍のドゥーリットル爆撃隊員が爆撃したことだった。日本軍は同隊員の一部８名が中国大陸の日本軍占領地に不時着したために捕えた。日本軍は、その米軍パイロットを国際法違反の罪で裁くため、「普通人民を威嚇又は殺傷することを目的として爆撃、射撃其の他の攻撃を加ふること」などを犯罪と規定する空襲軍律を策定、日本軍の軍律会議で全員に死刑を宣告した（後に５名は減刑）。敗戦までに日本軍に捕らえられた米軍爆撃隊員の大半に相当する約１００名が死刑の判決を受けた（北博昭『軍律法廷』参照）。

上記のような米軍爆撃隊員に対する軍律裁判は、無差別爆撃を国際法違反の戦争犯罪と認定して行為者を処罰したものであり、被告の爆撃に関する国際法認識を示す重要な事実の一つである。

② 次に、被告政府が、戦争中に無差別爆撃が国際法違反であることを充分認識していたことを示すものとして、敗戦直前のアメリカに送った公式の抗議書がある。

これは、１９４５年８月６日の広島市への米軍の原子爆弾投下による一般住民に対する大量殺戮につき、同月１０日被告がスイスを通じて加害国アメリカに原爆兵器使用が国際法違反であるとの認識を述べて提出した抗議文である。同抗議書は、無差別爆撃に関する被告の当時の認識を示す重要なものなので、少し長いが以下の通り一部を紹介する。

「本日６日米国航空機は広島市の市街地区に対し新型爆弾を投下し瞬時にして多数の市民を殺傷し同市の大半を潰滅せしめたり。広島市は何ら特殊の軍事的防備乃至施設を施し居らざる普通の一地方都市にして同市全体として一つの軍事目標たるの性質を有するものに非ず。

実際の被害状況に徴するも被害地域は広範囲にわたり右地域内にあるものは交戦者、非交戦者の別なく、また男女老幼を問はず、すべて爆風および輻射熱により無差別に殺傷せられその被害範囲の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の傷害状況よりみるも未だ見ざる惨虐なるものと言うべきなり。

抑々交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざること及び不必要の苦痛を与うべき兵器、投射物其の他の物質を使用すべからざることは戦時国際法の根本原則にして、それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約附属書、陸戦の法規慣例に関する規則第２２条、及び第２３条（ホ）号に明定せらるゝところなり。

米国が今回使用したる本件爆弾は、その性能の無差別かつ惨虐性において、従来かゝる性能を有するが故に使用を禁止せられをる毒ガスその他の兵器を遙かに凌駕しをれり。

米国は国際法および人道の根本原則を無視して、すでに広範囲にわたり帝国の諸都市に対して無差別爆撃を実施し来り多数の老幼婦女子を殺傷し神社仏閣学校病院一般民家などを倒壊または焼失せしめたり、而して今や新奇にして、かつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性惨虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪状なり。帝国政府は自からの名においてかつまた全人類および文明の名において米国政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを厳重に要求す。」（下裁民集１４巻２４７８頁参照）

以上のとおり、上記抗議書は、原爆のみならず、日本の諸都市に対する無差別爆撃についても国際法違反と非難している。

なお被告政府は、在スイス公使に訓令を発して上記抗議書と同様の趣旨を赤十字国際委員会にも説明させた。

被告が、上記のような爆撃規制に関する国際法認識を示している事実

は、成都爆撃を含む重慶大爆撃を初めとする無差別爆撃の国際法違反性を被告自ら認めたに等しい重大な意味を持っている。

以上の事実は、上記(2)のイで述べた空戦規則案の内容が国際慣習法化されたとの原告の主張を裏付けるものである。

(5)空爆に関する「無防守都市」の意義

上記(2)で述べたとおり、すでに成都爆撃を含む重慶大爆撃の当時、空爆規制に関する空戦規則案が国際慣習法化していたと解する立場を取っても、次に、軍事目標主義の原則をどの程度徹底した内容で国際慣習法化したと解するかについては一応検討の余地がある。

そこで検討するに、そもそも爆撃規制に関しては明文の条約として「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」が有効に成立し存在しているのであるから、まずハーグ陸戦規則２５条を軍事目標主義の原則に適合させて解釈し、空爆規制に関する国際慣習法は上記内容の範囲で成立したと解する立場が考えられる。

空戦規則案（軍事目標主義の原則）の観点からは、ハーグ陸戦規則２５条の「防守セサル」の文言は、次のように解釈できる。

すなわち、ハーグ陸戦規則２５条の「防守セサル都市」の概念は、空戦規則案中の２２条、２４条の影響を受け、結論的には「地上兵力による占領の企図に対して現に抵抗しつつある都市」に限定して解すべきである。

従って、たとえ都市に防衛施設や軍隊が存在しても、その都市が戦場から遠く離れ、敵による占領の危険が迫っていない場合には、無差別な爆撃の軍事的必要性は認められず、かかる都市は「無防守都市」にあたると解される。

要するに、空爆規制に関しては、成都爆撃を含む重慶大爆撃の当時ハーグ陸戦規則２５条を少なくとも上記のとおり解釈する内容で国際慣習法が

成立していたと認められる。

上記の内容の空爆規制に関する国際慣習法の成立は、実は、すでに別件の東京地方裁判所の裁判で認められている。それは、東京地方裁判所１９６３年１２月７日判決（いわゆる原爆判決）である。

同判決は、空爆に関する国際法上の規制基準について、踏み込んだ判断をしており、重要な判決なので、以下に紹介する。

「空戦規則案はまだ条約として発効していないから、これを直ちに実定法ということはできないとはいえ、（中略）基本的な規定はすべて当時の国際法規及び慣例に一貫して従つている。それ故、そこに規定されている無防守都市に対する無差別爆撃の禁止、軍事目標の原則は、それが陸戦及び海戦における原則と共通している点からみても、これを慣習国際法であるといつて妨げないであろう。」

「それでは、防守都市と無防守都市との区別は何か。一般に、防守都市とは地上兵力による占領の企図に対し抵抗しつつある都市をいうのであつて、単に防衛施設や軍隊が存在しても、戦場から遠く離れ、敵の占領の危険が迫つていない都市は、これを無差別に砲撃しなければならない軍事的必要はないから、防守都市ということはできず、この場合は軍事目標に対する砲爆撃が許されるにすぎない。

これに反して、敵の占領の企図に対して抵抗する都市に対しては、軍事目標と非軍事目標とを区別する攻撃では、軍事上の効果が少く、所期の目的を達することができないから、軍事上の必要上無差別砲撃がみとめられているのである。このように、無防守都市に対しては無差別爆撃は許されず、ただ軍事目標の爆撃しか許されないのが従来一般に認められた空襲に関する国際法上の原則であるということができる。

もちろん、軍事目標を爆撃するに際して、それに伴つて非軍事目標が破壊されたり、非戦闘員が殺傷されることは当然予想されうることであり、

それが軍事目標に対する爆撃に伴うやむをえない結果である場合は、違法ではない。しかしながら、無防守都市において非軍事目標を直接対象とした爆撃や、軍事目標と非軍事目標の区別をせずに行う爆撃（いわゆる盲目爆撃）は、前記の原則に照し許されないものということになる。」

「広島市及び長崎市が当時地上兵力による占領の企図に対して抵抗していた都市でないことは、公知の事実である。また両市とも空襲に対して高射砲などで防衛され、軍事施設があつたからといつて、敵の占領の危険が迫つていない都市である以上、防守都市に該当しないことは、既に述べたところから明かである。」（判例時報３５５号１７頁、下裁民集１４巻２４３５頁～２４７６頁）。

上記の原爆判決は、空爆規制に関する国際慣習法の成立の有無を検討した重要な判決であり、重慶大爆撃の国際法違反性を示す判例と言える。

では、上記のようなハーグ陸戦規則に関する解釈でもって、はたして重慶大爆撃が国際法に違反するか否かを判断できるのか。この点を次の（6）で検討する。

(6) 成都爆撃を含む重慶大爆撃は国際慣習法に違反しており違法である

ア　まず成都爆撃を含む重慶大爆撃の実際を見るに、すでに前記３および４で詳述したとおり、重慶大爆撃は、多数の一般住民の死者と重傷者を出した典型的な無差別爆撃である。

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、前に述べたとおり、意図において「敵ノ継戦意志ノ挫折」を目指し、「重慶市街ヲ攻撃シ敵政権ノ上下ヲ震撼セントス」ることを狙った戦略爆撃であった。

日本軍は、重慶大爆撃期間の１９３８年から１９４３年の５年半に、重慶市（直轄市）だけで、少なくとも、２万６３００トンの爆弾と１５４２トンの焼夷弾を投下し、死傷者総数は少なくとも５万人、合理的に

推計すれば約６万人の一般住民を虐殺した。

さらに重慶大爆撃全体では、つまり重慶市（直轄市）と四川省を合わせた規模で見ると、死傷者総数は１０万人を超えているし、家屋や店舗を破壊され失った人は１００万人規模にのぼる。

日本軍は、爆弾のほかに焼夷弾を多用した。それは重慶の市街地が木造家屋が多い街並みであることを熟知していたからであった。焼夷弾は投下されると自ら風を捲き起こし容易に火災を発生させた。とくに新型焼夷爆弾（１００式５０瓲投下焼夷弾）は、黄燐熔液を吸収したゴム片と火炎剤を鉄製の弾体に詰めてあり、炸裂するとゴム片は火焔団子となって１００メートル四方に飛び散った。黄燐は空気にふれると自然発火し、人体にあたるとその皮膚を貫いて内部でくすぶり続けるのため、火傷を負わせたし、ひどい苦痛を苦しまされた（前田哲男『戦略爆撃の思想』参照）。

このように成都爆撃を含む重慶大爆撃は、現重慶市のほか、四川省の楽山市、自貢市および成都市などの市街地を徹底的に破壊し、焼き尽くし、その結果多数の市民を殺傷した。原告らは、成都爆撃によって被害を被った全成都爆撃の犠牲者の代表であり、爆撃犠牲者の叫びを被告に伝える使命を負った人たちである。原告らの存在自体が成都爆撃を含む重慶大爆撃の無差別爆撃性を証明していると言っても過言ではない。

イ　すでに(3)で述べたとおり、空戦規則案が制定されて以降、ハーグ陸戦規則２５条の「防守セサル都市」及び空戦に関する規則案にいう「陸上軍隊の作戦行動の直近地域」とは、地上兵力による占領の企図に対し抵抗していた都市を意味する。

そこで、重慶市および成都市に対する地上兵力による占領の企図の有無について、以下、検討する。

１９３７年７月、日本軍は盧溝橋事件を起こし全面的中国侵略戦争に

突入した。これ以降、日本軍が行った軍事占領の経過は、２５頁の「重慶大爆撃の年譜」中の「中国における日本軍の地上作戦」の欄に記載されているとおりである。

その部分を、若干補充しつつ以下に引用する。

１９３７年　８月１３日　第二次上海事変勃発

＊ ８月中旬から日本軍は華中（上海・南京等）を爆撃開始

１０月１０日　石家荘占領

１１月　５日　杭州湾上陸

１１月　８日　大原占領

１１月１１日　上海完全占領

＊１１月、蒋介石は中華民国の首都を重慶市に遷都

１２月１２日　米艦パネー号撃沈

１２月１３日　南京占領（南京大虐殺）

１９３８年　５月１９日　徐州占領

１０月２１日　広東占領

１０月２７日　武漢三鎮占領

以上の経過で、日本軍は漢口を初めとする武漢三鎮を占領したが、地上兵力による占領は基本的にこの漢口作戦までで終了した。日本軍は、この時点で補給線はすでに延びきっており、それ以上中国の内陸部に向かって占領地を拡大する余力は残されていなかった。

一方、蒋介石の率いる国民党政府は、１９３７年１１月に、重慶に首都を移し、中国国民に長期持久戦を呼びかけた。そこで日本軍は漢口に航空基地を設け、重慶市を含む中国の「奥地」を１９４１年間まで継続的に爆撃した。その後日本軍は、１９３９年３月に南昌（江西省）を占領し、１９４０年６月に宜昌（湖北省）を占領しているが、いずれも航空部隊の作戦との関連で意味をもっていた。

以上の中国侵略線の拡大と中華民国の新たな首都となった重慶市および成都市の位置関係は、次頁の地図のとおりである。

（日本史地図）

前頁の地図からも読み取れるが、日本軍は華北・華中の主要都市と鉄道（つまり点と線）を握ったが、中国奥地の広大な農村部は全く支配することはできなかった。日本軍は長期戦に突入し、中国戦線の軍隊は次第に疲弊していった

武漢占領以後、日本軍には重慶市や成都市を占領するという企図も、またそもそも重慶や成都へ進攻の余力もなかった。

こうした状況を裏付けるような天皇と陸軍中枢とのやりとりが記録されている。すなわち、１９４０年１１月３０日、天皇は、杉山参謀総長に「重慶迄行ケヌカ」と質問し、さらに１９４１年3月２日にも天皇が支那派遣軍総司令官畑俊六に拝謁時の懇談の中で「重慶に対して積極的行動はとれるか」と質問している。これに畑は「重慶に対する積極的行動は兵力の関係もあり困難なり」との考えを伝えている（『杉山メモ―大本営政府連絡会議等筆記 上』１５６頁、『戦史叢書 香港長沙作戦』３５０頁参照）。

以上に述べた経緯から明白なとおり、重慶大爆撃の当時、日本軍が地上兵力により重慶市や成都市を占領するなどということは、軍事力の面からも作戦面からも、全くあり得ないことであった。これは何人も動かし難い歴史の事実である。

従って、成都爆撃を含む重慶大爆撃の当時において、重慶市や成都市は、「地上兵力による占領の企図に対して現に抵抗していた都市」ではなく、まさに「無防守都市」であった。

ウ　上記のアおよびイに述べたところから、日本軍の海軍・陸軍の航空部隊が１９３８年から１９４４年にかけて行った成都爆撃を含む重慶大爆撃は、無防守都市である重慶市、楽山市、自貢市および成都市に対し、無差別爆撃を敢行したもので、当時、空爆規制に関して成立していた空戦規則案を内容とする国際慣習法に違反する戦闘行為であった。

6　被告の責任

被告は、ハーグ条約第３条、日本民法に基づき、重慶大爆撃の被害者である原告らに対し、謝罪及び損害賠償をすべき責任を負う。

(1)　成都爆撃を含む重慶大爆撃の被害者の損害賠償請求の権利

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、日本軍が、たんに組織的に行ったというだけではなく、文字通り国家の施策として行ったものである。

しかし空中爆撃は必然的に軍隊と関係ない一般住民に重大な被害を発生させる。前述したとおり、ハーグ条約及び国際慣習法化した空戦規則案に違反した戦争犯罪なのである。被害者である本件原告らの損害賠償請求の根源にある、戦争犯罪に対する司法的規制の核心的問題は、いまわしい戦争犯罪を将来にわたって抑止すること、および戦争被害者の現実的な救済にある。

この両方を実現するためには、被害者個人が、加害国に対し直接に、損害賠償を請求する権利をもつことが最も効果的である。

日本国憲法は、その憲法原理として、第９条に象徴される永久平和主義をとっている。さらに、この原理を実現するために憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」た旨を宣言している。この前文の規定は、日本が、自ら遂行した侵略戦争の戦争被害の賠償について国家として積極的に行動すべきことを憲法上明らかにしたものと解することができる。こう理解することによって、その前文は有意義なものとなる。したがって、被告は、本件被害者の損害賠償請求に積極的な姿勢を示す法的義務を負っているのである。

(2)　ハーグ条約第３条ないし同条の規定を内容とする国際慣習法に基づく損害賠償請求権及び謝罪請求権

「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（以下、「ハーグ条約」という）は、

１９０７年オランダのハーグにおいて開かれた第２回ハーグ平和会議で採択された条約である。同条約には、同会議に参加した４４ヶ国が署名し、その効力は１９１０年１月に発生した。日本は１９１１年に批准している。

戦争被害の賠償に関して、ハーグ条約第３条は次のとおり規定する。

「第３条　前記規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責任ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ」

このハーグ条約第３条は、軍隊構成員が戦争法規に違反する行為をおこなった場合に、その被害者個人が、加害国に直接に損害賠償を請求する権利を定めたものである。

ところでハーグ条約は、制定当時すでに国際的慣習として世界各国で承認されていた内容を条約にしたものであり、第１回ハーグ国際会議の参加国を上回る世界の主要な４４ヶ国が参加した国際的な平和会議の総会において全員一致で採択された条約である。また、世界各国は、ハーグ条約の制定以降、同条約の遵守を表明し反対意思を表明する国もなく、かつ同条約の内容は現実に履行されてきた。さらに、同条約に違反する行為が戦争犯罪を構成することは国際的に承認されていた。日本も、批准後の第一次世界大戦に参戦するとき、同条約の遵守を表明すると同時に各国にその履行を要求した。

以上の事実から、ハーグ条約の内容が、遅くともその効力発生時以降、国際慣習法としても成立していたことは明らかである。

また、ハーグ条約第３条が認める「損害賠償」は、これを金銭賠償に限定すると解すべき理由はなく、むしろ当然、ハーグ規則違反によって被害を被った被害者個人は、加害国に対して謝罪請求をなしうるものである（申惠丰『人権条約上の国家の義務』、高木喜孝『戦後補償法』、申惠丰『戦争と個人の権利』参照）。

ハーグ条約について、日本は、前述のとおり１９０７年に署名し、１９１１年１１月に批准、１２月に批准書を寄託し、翌１２年１月に公布しており、これにより同条約は、日本において国内法的効力を持つにいたった。

そもそも大日本帝国憲法では、その第１３条に「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス」とあるとおり、条約の締結権は天皇にあった。条約については帝国議会の関与はなく、天皇の裁可で条約の締結、批准を行い、批准書を寄託した後、公布すれば、条約は国内法的効力を有するとされた。実際の取扱でも、条約として公布されれば、たとえその内容が法律をもってしなければ臣民の権利義務を生ずることを得ない事項に関する場合でも、直ちに国内法としての効力があるものとして扱われてきた。

そして、日本国憲法第９８条２項によって遵守を要求される条約及び国際慣習法は、立法措置等の特別の手続をとるまでもなく、日本国憲法の同条項の一般的授権に基づいて、自動的かつ包括的に日本の国内法の一部になり国内法上執行可能なものとなる。

したがってハーグ条約３条ないしこれと同条の規定を内容とする国際慣習法は、国内法的効力を持つ。

しかし、ハーグ条約等により原告らが被告に対し求めうる請求は、上記金銭賠償請求にとどまらず、請求の趣旨記載の通りの謝罪請求をなしうるものである。

もともと国家が国際法や個別の条約に違反する行為をなし加害国家に法的責任が成立する場合には、加害国は、被害国や被害者個人に対して「損害賠償」の義務を負う。これは一般的に承認されている国際法の原理である。

上記の「損害賠償」には、原状回復、金銭賠償、外形的行為による救済がある。前二者すなわち原状回復や金銭賠償は、主に有形的損害に対する事後救済であり、他方、外形的行為による救済は、被害国や被害者個人の被った非有形的損害に対する事後救済である。

原告らが請求の趣旨で請求する「謝罪」は、上記外形的行為による救済の典型の一つにほかならない。なお、外形的行為による救済としては、他に「保証」や「非反復の保障」などが認められている。

謝罪による救済は、謝罪のみ単独で、または原状回復や金銭賠償とあわせて行われる。謝罪の方法としては、口頭や書面による意思表示の表明など、謝罪の意思を示すものであればその方法に限定はない。

このように加害国が負う国際法上の「損害賠償」は、いわゆる広義の損害賠償を指すものであるから、金銭賠償請求にとどまらず、原状回復や謝罪の請求を含むものである。したがってハーグ条約第３条が認める「損害賠償」は、これを金銭賠償に限定すると解すべき理由はなく、むしろ当然、ハーグ規則違反によって被害を被った被害者個人は、加害国に対して謝罪請求をなしうるものである。

以上より、原告らは、被告に対し、ハーグ条約第３条に基づき、損害賠償請求権及び謝罪請求権を有する。

よって、原告らは、被告に対し、ハーグ条約第３条に基づき、請求の趣旨記載の通りの謝罪を求めるものである。

(3)　日本民法にもとづく損害賠償請求権及び謝罪請求権

被告の原告らに対する違法行為は、１９３９年から１９４１年にかけての、成都大爆撃の実行であるが、この違法行為は、被告の軍隊がその指揮系統にしたがって遂行した戦争行為であり、被告そのものの行った行為である。本件都市爆撃の実行は、天皇の命令のもとに、大本営陸軍部及び同海軍部の作戦計画及び作戦指導によって実行された行為である。

したがって本件における違法行為は、中国現地における重慶大爆撃の実行と、日本における作戦指導が一体となった行為である。

本件における違法行為の主体は被告そのものであり、被告は上記重慶大

爆撃の実行によって、被害者及び被害者の家族である原告らに対し、生命、身体、財産権を侵害した。

原告らは、被告に対して、民法７０９条、７１１条、７２３条に基づいて損害賠償請求権および謝罪請求権を有する。

よって、原告らは、被告に対し、民法７０９条、７１１条、７２３条に基づき、請求の趣旨記載の通りの謝罪を求めるものである。

(4) 条理に基づく謝罪及び損害賠償請求

戦争遂行主体である国の責任において、戦争犠牲、被害に対し一定の賠償、補償をするべきであるという認識が、一般的になっている。すなわち、国際的にも、ドイツの戦後補償法（１９５６年)、日系アメリカ人の強制収容に対する米国戦後補償法（１９８８年)、日系カナダ人の強制収容に対するカナダ戦後補償法（１９８８年)、ユダヤ人などに対するオーストリアの戦後補償法（１９９５年）による補償がなされ、また国内的にも、戦傷病者遺族等援護法（１９５３年)、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（１９９４年)、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金に関する法律（１９８７年）による補償などで、現実に補償が行われている例(それが立法に基づくものであれ、事実上のものであれ)が現に存在している。

本件は戦争犠牲であり、その被害が深刻かつ重大であり救済の高度の必要性が認められ、何らの救済措置もとらずに放置することが著しく正義に反していること、被害者に対する賠償の内容が具体的であり、かつ、一義的に定まるという、条理に基づき損害賠償等が認められるべき要件を充足していることは明らかであるから、裁判所は、端的に条理に基づいて原告らの謝罪及び損害賠償の請求を認めるべきである。

(5) 立法不作為による不法行為に基づく謝罪及び損害賠償請求

成都爆撃を含む重慶大爆撃が明白な国際法違反（ハーグ条約違反ないし

国際慣習法違反）行為であり、国際法（ヘーグ陸戦条約３条。同条約３条を内容とする国際慣習法を含む。）によって定められた損害賠償責任が被告に生じていたことは、既に述べたところである。

ハーグ陸戦条約３条に基づく国家責任が存続している状態の下、被告には、原告ら被害者の救済を図ることが立法義務として課せられているといえる。

しかるに、被告は、成都爆撃を含む重慶大爆撃が行われた１９３８年ないし１９４４年から現在まで実に６０年以上にわたって、自ら実行した重慶大爆撃の被害者らに対して謝罪と賠償を行うなど適切な責任をとらないで、被害を被った原告らを全く救済せず放置するという不履行状態が続いている。

このような被告の国家責任不履行という異常な状態のゆえに、原告らは、現在心身共に癒されることのない深刻な苦痛を受け続けている。

最高裁昭和６０年１１月２１日第一小法廷判決（民集３９巻７号１５１２頁）は、「立法不作為による損害賠償が認められる場合について、国会の立法不作為が国家賠償法上違法と評価されるのは、憲法上一義的に国会に特定内容の立法をする義務が課されているにもかかわらず、国会がその立法を解怠したというような例外的な場合に限られる」と判示した。

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、無差別爆撃という残酷で非人道的な戦争手段であるゆえに、加害行為の違法性の強さ、原告らが蒙った被害の甚大さにおいて他に類例をみない事案である。しかも、前述したとおり被告の国家責任の不履行が続き、原告ら被害者個人に対して新たな苦しみを与えている。

さらに、成都爆撃を含む重慶大爆撃被害者への救済措置が放置されていることが、日本と中国の国家関係の友好的な発展を著しく阻害し、日本国民と中国国民の友好関係を根底から危機にさらし続けているという「友好

をはばむ新たな火種」となっている。

したがって、被告の成都爆撃を含む重慶大爆撃による被害の救済に関する立法不作為は、上記最高裁判例の判断基準に照らしても、まさに最高裁判例のいう「例外的な場合」に該当するものと判断すべきである。

１９７２年の日中共同声明により、被告には、成都爆撃を含む重慶大爆撃の被害者ら、戦争犯罪被害者に対する個人賠償義務が生じた。被告国会も、日中共同声明から２年を経過した、遅くとも１９７４年には合理的期間も経過していたといえるから、立法不作為が国家賠償法上も違法となったといえる。

被告国会が原告ら成都爆撃の被害者に対する救済措置立法を怠ってきたことは、原告らに対する新たな不作為による不法行為にあたり、原告らは、被告に対し、国家賠償法に基づき、謝罪と損害賠償を請求できる。

(6) 行政不作為による不法行為に基づく謝罪及び損害賠償請求

国際法に違反して６年半にわたり成都爆撃を含む重慶大爆撃を行った被告の違法性、犯罪性は、他の戦争犯罪に比しても極めて大きいものであり、他方、その被害も一般には解消できない深刻なものであり、被害者に対する救済の必要性もまた極めて大きいものがある。

成都爆撃を含む重慶大爆撃を実行した被告は、自らの犯した戦争犯罪を真に反省し、戦後直ちに事実調査を行い被害者らを救済する措置をとらねばならなかった。原告ら被害者の早急な救済が必要であり、その救済は旧日本軍を引き継ぎ、被告の行政機関である内閣によって行うべき義務があった。

爆撃によって傷つけられた人格の尊厳を本来救済によって速やかに回復するべきであるにもかかわらず、救済措置をとらなかったことにより被害者の人格の尊厳を根底から傷つけて「倍加された苦痛」を強制しており、

この「倍加された苦痛」を除去すべき義務が発生したというべきである。

被告内閣は、戦後直後においても少なくとも事実を調査し解明し、被害者に救済措置を行うことは可能であったにもかかわらず、何の救済措置もとらなかったばかりか、自ら犯した戦争犯罪を放置し続けたのである。

被告内閣の上記作為義務の不履行により、原告らには、日中戦争時の重慶大爆撃による被害のほかに二次被害ともいうべき別個の新たな被害(精神的苦痛の倍加)が発生している。

被告内閣が成都爆撃の事実調査や原告ら被害者に対する救済措置等を怠ってきたことは、原告らに対する新たな不作為による不法行為に当たり、原告らは、被告に対し、国家賠償法に基づき、謝罪と損害賠償を請求する。

7　損害

(1) すでに３で詳述したように、原告らは、様々な社会的評価の低下という名誉侵害を被った。このような名誉侵害の被害は、被告が適切な謝罪と賠償を行えば回復されたものである。原告らの被った名誉侵害は、損害賠償のみならず、真摯な謝罪があってこそ、初めて慰謝されるものである。

したがって、原告らは、被告に対し、民法７２３条、国家賠償法４条に基づき、謝罪を請求する。

(2) 原告らは、すでに３で詳述した戦時中の被告の成都爆撃によって被った精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金１０００万円を下らない。

また、戦後６０余年を経たにもかかわらず被告が何ら爆撃被害者への救済措置を取ることなく放置してきた。原告らが被告の立法不作為、行政不作為によって被った精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金１０００万円を下らない。

そこで、原告らは、主位的に、ハーグ条約第３条、日本民法及び条理に基づく請求をし、予備的に、立法不作為、行政不作為の不法行為による請

求をし、立法不作為及び行政不作為は並列的に主張する。

よって、原告らは、被告に対し、ハーグ条約第３条、日本民法及び条理による損害賠償請求権に基づき、各金１０００万円をそれぞれ請求し、予備的に、立法不作為、行政不作為による謝罪及び損害賠償請求権に基づき、損害の内金各金１０００万円をそれぞれ請求する。

８　結語

成都爆撃を含む重慶大爆撃は、日本軍が中国人民に対して犯した最も残虐な戦争犯罪の一つである。同時に、成都爆撃を含む重慶大爆撃は、人類史にとって最大の汚点の一つである。２１世紀のわれわれは、重慶大爆撃が今も人間の尊厳を侵害し続けている事態を一刻も早く克服しなければならない。

原告らの本件訴訟の提訴は、違法な無差別爆撃の被害者が、加害国に対して起こした史上最初の戦争責任追及の裁判である。従って、原告らの本件提訴の意義がかぎりなく大きく、偉大な行為であることは明らかである。

今日、日中友好は、被告の平和を破壊する数々の行為によって危機に瀕している。この事態を改善し真の日中友好を一刻も早く実現することは、日本の責務である。

重慶大爆撃訴訟という歴史的な裁判を審理する日本の裁判所が、成都爆撃を含む重慶大爆撃による残虐な被害事実に正面から向き合い、被告の法的責任として「謝罪と賠償」を認めることを求めるものである。

以上

参　考　資　料

1　『現代史資料（９）』(みすず書房、１９６４年)

2　防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書中国方面海軍作戦〈１〉』(朝雲新聞社、１９７４年)

3　防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書中国方面海軍作戦〈２〉』(朝雲新聞社、１９７５年)

4　防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』(朝雲新聞社、１９７４年)

5　防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書支那事変陸軍作戦〈３〉』(朝雲新聞社、１９７５年)

6　防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 香港長沙作戦』（朝雲新聞社、１９７１年)

7　『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指総集成　第３巻　昭和１３年』（エムティ出版、１９９４年)

8　『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指総集成　第４巻　昭和１４年』（エムティ出版、１９９４年)

9　『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指総集成　第５巻　昭和１５年』（エムティ出版、１９９４年)

10　参謀本部編『杉山メモ―大本営政府連絡会議等筆記』（原書房、１９６７年)

11　海軍省『支那事変に於ける帝国海軍の行動』（１９３８年)

12　海軍省『支那事変に於ける帝国海軍の行動―其の二』（１９３９年)

13　海軍省『支那事変に於ける帝国海軍の行動―其の三』（１９４０年)

14　「海軍第３艦隊航空隊昭和１４年戦闘概報」（防衛庁防衛研究所図書館保管資料)

15　「百一号作戦の概要（昭和１５年５月１７日～９月５日）」聯合空襲部隊司令部（防衛庁防衛研究所図書館保管資料、１９４０年)

16　「楽山県商会より四川省政府主席への電報」、「楽山県空襲緊急救聯処より四川省政府主席への電報」（楽山市档案資料、１９３９年)

17　中国人民解放軍四川省楽山軍分区『楽山市軍事志』（１９８２年)

18　楽山市編史修史委員会編『楽山市志資料』１９８２年

19　小林文男「重慶の抗戦と悲惨」『中国現代史の断章』（谷沢書房、１９８６年)

20　前田哲男『戦略爆撃の思想』（朝日新聞社、１９８８年)

21　巌谷二三男『海軍陸上攻撃機』（上）（下）朝日ソノラマ、１９９６年〔『中攻』原書

房、１９７６年の文庫版〕
22　徐勇「日本軍による塩遮断作戦と中国『井塩基地』の抗戦活動」『日中戦争の諸相』（錦正社、１９９７年）
23　笠原十九司『日中全面戦争と海軍』（青木書店、１９９７年）
24　北博昭『軍律法廷』（朝日新聞社、１９９７年）
25　申惠丰『人権条約上の国家の義務』（日本評論社、１９９９年）
26　藤田久一・鈴木五十三・永野貫太郎編『戦争と個人の権利』(日本評論社、１９９９年)
27　石島紀之「戦略爆撃にたいする重慶のたたかい」『歴史評論』６１６号５３頁(２００１年)
28　荒井信一「空襲の世紀の思想」『歴史評論』６１６号2頁（２００１年）
29　荒井信一「非人道兵器と人権」『季刊戦争責任研究』４２号2頁（２００３年）
30　田中利幸「『ヒロシマの普遍化』に向けて」『世界』２００５年9月号６３頁
31　申惠丰・高木喜孝・永野貫太郎編『戦後補償と国際人道法』（明石書店、２００５年）
32　伊香俊哉「戦略爆撃から原爆へ」『岩波講座アジア・太平洋戦争５』２７１頁（岩波書店、２００６年)
33　四川省档案館編『川魂:四川抗戦档案史料選編』成都:西南交通大学出版社,2005.8 160-180p
34「日機空襲四川損害統計 1938-1944 年」、
35 成都市人民防空辦公室ホームページ　成都市人民防空網　日機空襲成都、
36　河北省政協文史資料委員会『侵華日軍暴行総録』河北人民出版社 1995.7 1206-1211p、
37　鄭光路『川人大抗戦』成都: 四川人民出版社,2005.1 355-361p、
38　謝世廉主編『川渝大轟炸』成都 西南交通大学出版社 2005.8　106-152p、
39　四川大学歴史系 謝春燕「日機轟炸成都概況」等

証　　拠　　方　　法

おって提出する。

添　　付　　書　　類

１	訴状副本	１通
２	訴訟委任状	２２通

別紙

謝　罪　文

日本国は、中国に対する侵略戦争において、国際法で禁止されていた都市爆撃をしました。

日本国は、１９３８年から１９４４年にかけて、中国成都市及びその周辺において、東京地方裁判所係属の２００８年（ワ）第＊＊＊＊＊号事件の原告らの肉親ないし原告ら自身などの多数の中国人を、爆弾、焼夷弾により殺傷し、また家財などの財産を破壊しました。

ここに、日本国政府を代表して、上記の裁判の原告の方々に、日本国が、国際法に明白に違反する、人類史上稀にみる非人道的な残虐行為である一般住民への都市爆撃を行い、計り知れない被害をもたらしたことについて深く謝罪いたします。

加えて、日本国が、６０数年間にわたり謝罪と賠償をせず、被害者の方々に癒えることのない悲しみと苦痛を強い続けてきたことについて深く謝罪いたします。

日本国政府は、上記の謝罪にふまえ、二度と侵略戦争を繰り返さないことを決意するとともに、日本国が行った成都への爆撃に関する文書や資料で国や公共団体が保管するすべてのものを公開するなどして成都爆撃の加害と被害に関する事実について徹底した事実調査を行うこと、また歴史教育を行うなどして日本国が中国に対する侵略戦争の中で成都爆撃を行った事実を後世に伝えること、さらに日本と中国の間の真の友好と信頼の関係を築くためにあらゆる努力を傾注することを約束いたします。

２００＊年＊＊月＊＊日

内閣総理大臣　　×　　×　　×　　×

記

中華人民共和国成都市青羊区陝西街266号3棟2単元4号

呉　及義

（以下、２１名分省略）

原　告　目　録

１　中華人民共和国成都市陝西街266号3棟2単元4号

原　告　　呉　及義

２　中華人民共和国成都市点将台街56号

原　告　　黄　孝述

３　中華人民共和国成都市馬鞍東路23棟2単元2楼15号

原　告　　夏　官寿

４　中華人民共和国成都市錦江区北順城街39号3棟2号

原　告　　高　仲生

５　中華人民共和国成都市武侯区電信路後街７号3棟1単元1号

原　告　　韓　蔚

６　中華人民共和国成都市紅星路2段87号1棟1単元602号

原　告　　車　輻

７　中華人民共和国成都市金牛区羊西線同友路9号6棟2単元2号

原　告　　陳　再伯

８　中華人民共和国成都市双流県華陽鎮勁松村九組

原　告　　劉　全栄

９　中華人民共和国成都市水碾河北三街3棟1単元11号

原　告　　王　能強

１０　中華人民共和国成都市蓆草田街新7号1単元4号

原　告　　張　家鑫

１１　中華人民共和国成都市金華街１６８号

原　告　　周　萍芹

１２　中華人民共和国成都市双林中横路14号3棟3単元5楼10号

原　告　　潘　昌林

１３　中華人民共和国成都市一環路西二段新5棟4単元4号

原　告　　蘇　良秀

１４　中華人民共和国成都市青羊区文家郷楽平村2組

原　告　　李　祖樹

１５　中華人民共和国成都市青羊区石人正街4棟5単元1号

原　告　　舒　朮群

１６　中華人民共和国成都市成華区新鴻北支路２号１９棟５単元５楼１０号

原　告　　関　昌麗

１７　中華人民共和国成都市一環路西三段省電大宿舎2-2-9

原　告　　廖　世華

１８　中華人民共和国成都市交桂巷11号17棟1単元4号

原　告　　付　先群

１９　中華人民共和国成都市武候祠大街262号

原　告　　文　仲

２０　中華人民共和国成都市二環東路一段27号8棟3単元8号

原　告　　黎　光恵

２１　中華人民共和国成都市錦江区双槐樹68号付3号

原　告　　馮　琳

２２　中華人民共和国成都市中道街99号6棟2単元４楼12号

原　告　　凌　作福

原 告 訴 訟 代 理 人 目 録

〒104-0061 東京都中央区銀座1－8－21　第21中央ビル6階
土屋総合法律事務所
原告ら訴訟代理人
弁護士　土　屋　公　献
電話番号 03-3567-6101　FAX 番号 03-3567-6110

〒430-0918　静岡県浜松市早馬町2－4　井口ビル2階
浜松合同法律事務所
同　田　代　博　之
電話番号053-453-1606　FAX 番号053-455-0666

〒951-8063 新潟市中央区古町通4番町643 ツインタワーハイツ2階
小野坂法律事務所
同　小　野　坂　弘
電話番号 025-224-2500　FAX 番号 025-224-3000

〒106-0032　東京都港区六本木3－5－11　松本記念会館
中山法律事務所
同　中　山　武　敏
電話番号03-3586-5064　FAX 番号03-3586-5019

〒160-0008 東京都新宿区三栄町8 三栄ビル3階
四谷総合法律事務所
同　　内　　田　　雅　　敏
電話番号 03-3355-2841　FAX 番号 03-3351-9256

〒160-0022 東京都新宿区新宿1－15－9 さわだビル5階
東京共同法律事務所
弁護士　　鬼　　束　　忠　　則
電話番号 03-3341-3133　FAX 番号 03-3355-0445

〒105-0003 東京都港区西新橋2－15－17 レインボービル2階
優理総合法律事務所
同　　萱　　野　　一　　樹
電話番号 03-3591-3900　FAX 番号 03-3591-7194

〒650-0024　兵庫県神戸市中央区海岸通3－1－5 海岸ビルヂング202
おぎのじゅん法律事務所
同　　荻　　野　　淳
電話番号 078-326-7817　FAX 番号 078-326-7818

〒650-0015　兵庫県神戸市中央区多聞通2－1－10 第2法友会館8階
後藤玲子法律事務所
同　　後　　藤　　玲　　子
電話番号078-341-0422　FAX 番号078-371-5029

〒160-0022 東京都新宿区新宿1－15－9 さわだビル5階
東京共同法律事務所
同　　村　　上　　一　　也
電話番号 03-3341-3133　FAX 番号 03-3355-0445

〒105-0001　東京都港区虎ノ門1－12－14 虎ノ門マスターズ4階
虎ノ門合同法律事務所
同　　長　谷　川　　直　　彦
電話番号 03-3503-7714　FAX 番号 03-3503-7716

（送達場所）

〒105-0003 東京都港区西新橋1－21－5
一瀬法律事務所
同　　一　　瀬　　敬　一　郎
電話番号 03-3501-5558　FAX 番号 03-3501-5565